

2023（令和5）年度

名古屋外国語大学 点検・評価報告書

名古屋外国語大学

2023（令和5）年4月

目 次

序 章	1
本 章	
第 1 章 理念・目的	3
第 2 章 内部質保証	11
第 3 章 教育研究組織	20
第 4 章 教育課程・学習成果	27
第 5 章 学生の受け入れ	47
第 6 章 教員・教員組織	56
第 7 章 学生支援	65
第 8 章 教育研究等環境	78
第 9 章 社会連携・社会貢献	91
第 10 章 大学運営・財務	99
(1) 大学運営	99
(2) 財務	110
終 章	115

序章

学校法人中西学園（以下「法人」という。）は、1945年（昭和20年）創立の「すみれ洋裁学院」を母体に、現在、名古屋外国語大学（以下「本学」という。）、名古屋学芸大学、菱野幼稚園、名古屋ファッション専門学校、名古屋栄養専門学校及び名古屋製菓専門学校を6校を設置している。

法人では創設当初の女子教育を主体とした「すみれ精神」を進化、発展させ、本学開学時に、男女を問わず普遍的な理念となる「人間教育と実学」を建学の精神に掲げた。

これまで教育の原点は常に「個性を生かした人間形成」にあるとして、地域社会における文化の創造・発展と人類福祉の向上に貢献し得る人材養成をその使命として、今後益々複雑化、多様化する国際化社会に対応するため、「高度化＝教育・研究の質的充実」「個性化＝特色ある教育・研究」「活性化＝自己点検・評価による教育・研究の向上」を基本方針に学生一人ひとりを大切に育むことを教育目標としている。

本学は、1988年（昭和63年）に外国語学部英米語学科・フランス語学科・中国語学科で開学し、1994年（平成6年）に国際経営学部（国際経営学科）、1997年（平成9年）に大学院国際コミュニケーション研究科（修士課程）、1999年（平成11年）に同研究科に博士後期課程（博士前期・後期に改組）を設置し、同時に外国語学部日本語学科を増設、加えて、2001年（平成13年）に留学生別科（国際日本語教育インスティテュート）を設置した。

また、2004年（平成16年）には国際経営学部（国際経営学科）を現代国際学部（国際ビジネス学科・現代英語学科）に改組し、2008年（平成20年）に外国語学部英語教育学科を増設後、2013年（平成25年）に現代国際学部国際教養学科、2015年（平成27年）に外国語学部世界教養学科を増設した。

さらに、2017年（平成29年）に世界共生学部（世界共生学科）を設置し、2018年（平成30年）に現代国際学部国際ビジネス学科をグローバルビジネス学科に名称変更後、2019年（平成31年）に外国語学部英語教育学科を同学部英米語学科に統合、外国語学部世界教養学科・日本語学科を世界教養学部世界教養学科・国際日本学科に改組し、大学院、4学部9学科、留学生別科の組織体制で現在に至っている。

2013年4月の現学長就任を機に、これまでの自己点検・評価の経緯を踏まえ、また、変化が激しい国内外の動静に鑑みて、教育目標を国際感覚に富んだ「心優しいグローバル教養人」の養成に進化させつつも、そのための豊かな人間性と世界に通じる教養の涵養、高度な外国語能力の育成は、建学の精神「人間教育と実学」を継承するものとして、普遍的かつ基盤的に不可欠であると志向してきた。

他方、自己点検・評価の目的は、法人の建学の精神、本学の目的に則して教育研究活動の質の向上と社会への貢献を図り、真の国際人の育成に向けて、評価・改善を実施することである。内部質保証の取り組みを実質化するために、学長を長とする学長室会議を内部質保証に責任を負う組織と定め、全学的な自己点検・評価委員会の評価活動とともに、法人、学長室会議、評議会、教学マネジメント会議、教授会、研究科会議などと相互に関係を保ち、教育環境の整備・充実、教育研究活動の質向上に尽力している。

本学では前回受審時（2016年）での指摘事項（基準4「教育内容・方法・成果」、基準5「学生の受け入れ」、基準10「内部質保証」にわたる10項目の努力課題）とその評価結果を踏まえて、その後、更なる改善を進めている。

取り分け、内部質保証については、全学的かつ組織的な自己点検・評価活動に努め、その内部質保証に責任を負う組織として学長室会議規程に基づいた「学長室会議」を更に充実させ、内部質保証体制とその高度化を図り、内部質保証の取り組みを全学的に推進している。

加えて、学部では入学者受け入れ方針を学部単位で策定するとともに、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）（以下、「三つの方針」という）の再検討と策定を行い、収容定員に対する在籍学生数の比率の適正化を図り、単位の実質化に向けた履修上限単位数の適正化の取り組みを進めている。

一方、研究科では、大学院改編を実施、三つの方針の検討と整備を行い、研究指導計画を明示し、「課題研究」の審査基準の策定・公表を行うとともに、コースワークとリサーチワークを整備し、博士後期課程のシラバスを作成・公表し、研究科独自のFD研修の実施と充実などに努めている。

今後、本学では自己点検・評価活動をさらに進め、法人の建学の精神に基づき、本学の教育目的を実現するために、理念・目的から大学運営・財務に至るまで、教職員全体での取り組みを進め、内部質保証の更なる高度化・実質化を図ることに努めていく所存である。

本報告書の自己点検・評価活動はこのような意図が基調となっている。

第1章 理念・目的

【1】現状説明

【点検評価項目①】大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1:学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
評価の視点2:大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

本学の母体である学校法人中西学園（以下、「法人」という。）は、教育の原点は「個性を生かした人間形成」にあるとの信念に立ち、建学の精神として「人間教育と実学」を定め、地域社会における文化の創造・発展と人類福祉の向上に貢献し得る人材養成をその使命とし、今後益々複雑化・多様化するであろう国際化社会に対応するため、「高度化＝教育・研究の質的充実」「個性化＝特色ある教育・研究」「活性化＝自己点検・評価による教育・研究の向上」を基本方針として明文化している（資料 1-0 学校法人中西学園 法人の概要、資料 1-1 学校法人中西学園【ウェブ】「建学の精神」、資料 1-2【ウェブ】「寄附行為」）。

この建学の精神を基盤として、本学はその具現化をめざし、「名古屋外国語大学学則」（以下「学則」）第1条に、「本学は教育基本法の精神にのっとり学校教育法の定めるところに従い、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、国際社会の一員として人類社会の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。」と定めている（資料 1-3【ウェブ】「名古屋外国語大学学則」）。

その実践に向け、具体的な人材養成目的として、「世界人材(World Human Resources)」の養成を掲げ、世界を舞台に活躍できる豊かな個性と人間性に溢れ、国際感覚を身につけた人材を育てることを目標に、4年間を通じた教育課程の中で、真の国際人に必要な豊かな教養、高い専門性、高度な外国語運用能力と共に多言語・多文化に関わる深い理解及び人間的共感力・国際感覚を身に付けるための教育を行っている（資料 1-4【ウェブ】大学案内 理念とあゆみ 教育理念、資料 1-5「2022年度学生便覧」巻頭／学長挨拶「本学の使命と教育理念」、資料 1-6「GUIDE BOOK 2022」巻頭／学長挨拶「新時代の『世界人材』を育成」）。

他方、設置する外国語学部（英米語学科・フランス語学科・中国語学科）、現代国際学部（現代英語学科・グローバルビジネス学科・国際教養学科）、世界共生学部（世界共生学科）、世界教養学部（世界教養学科・国際日本学科）の4学部（9学科）において、学部・学科の目的をそれぞれ下記のように定め、入学時に行われる学部・学科別オリエンテーションにおいて、学則（資料 1-12-3）を配付し、該当する学部・学科毎にその内容を説明・周知している。

個別具体には、外国語学部(英米語学科・フランス語学科・中国語学科)では、人材育成の目的として、専攻言語の言語・文学・文化・社会などを学術的に学び、異なる文化的背景を持つ人々の考え方や行動形式について理解を深めるとともに、複言語を学ぶことで複眼的な視野を獲得し、言語運用能力と対人能力に優れたグローバル人材を育成することなどの学びの特色をウェブサイトで公表する(資料1-7【ウェブ】)と同時に、外国語学部の各学科では、入学時に行われる学部・学科別オリエンテーションを始め、学年毎の履修ガイドラインなどにおいて、学則を配付し、該当する学部・学科別に下表1-1に示す目的を説明・周知している。

表 1-1 名古屋外国語大学学則 第2条の2 (外国語学部・学科の人材の養成に関する目的)

外国語学部	英米語学科	自分と異なるものも受け入れる心の広さや優しさを持ち、ますます国際化する社会に対応できる知性、教養、倫理を持つ一方で、高度な英語力に基づく豊かでバランスのとれた国際感覚を身につけ、21世紀の世界で活躍できる人材の養成を目的とする。
	フランス語学科	充実したフランス語教育を基盤に、「フランス語・フランス文化」、「フランスビジネス」の各系において専門教育を展開することにより、高度なフランス語力と豊かな国際感覚および教養を持ち合わせ、国際社会で生きていくことのできる人材の養成を目的とする。
	中国語学科	充実した中国語教育を基盤に、「中国語・中国文化」と「中国ビジネス」の2つの系により高度な専門教育を行い、日中間やアジアを軸に現代国際社会において活躍できる人材の養成を目的とする。

現代国際学部(グローバルビジネス学科・現代英語学科・国際教養学科)では、世界情勢や各国の関係性、文化や商習慣などの知識を幅広く持ち、「考える力」や「課題を発見し、問題を解決する力」、高度な英語運用能力を基盤に、職業分野に直結する能力を持った人材を育成することを目的としている(資料1-8【ウェブ】)。

現代国際学部を構成する3学科は、各学科のキャリアに関わる英語運用能力と専門性の育成を目指し、学則上、下表1-2の目的を定め、これらは入学時に行われる学部・学科別オリエンテーション、学年毎の履修ガイドライン等において、その都度説明・周知している。

表 1-2 名古屋外国語大学学則 第2条の2 (現代国際学部・学科の人材の養成に関する目的)

現代国際学部	グローバルビジネス学科	英語をビジネスで活かすことのできる能力とグローバルな経済活動を展開している企業が求めている知識・能力を「マネジメント」、「マーケティング」、「ファイナンス」、「アカウントティング」の系で学び、国際的なセンスを身につけた人材の養成を目的とする。
	現代英語学科	実践的な英語力を身につけたうえで、専門的知識とその職業領域で活用する応用的英語能力の修得を目指し、総合的な英語力を更に究め、多様なビジネスチャンスにおける英語のプロフェッショナルを育成、特に英語によるコミュニケーションが大切な役割を果たす諸分野を専門的に学び、世界で活躍できる人材の養成を目的とする。
	国際教養学科	高度で実践的な英語力に多言語学習を加えた総合的コミュニケーション力の育成に加え、国際教養人としての知識、スキルを修得し、職業分野に沿って「リテラシー」、「ガバナンス」、「リクリエーション」の3つの系に分類された教育課程を通して、将来の自己実現に向けた就業力を一層高めることを目的とする。

世界共生学部（世界共生学科）では、下表 1-3 に示すように、複数の言語と地域を選んで学び、共生に関する学問的知識を多角的に習得し、世界各地の人々と絆を結び、多文化共生時代における国内外の問題解決のために行動できる「アクティブでグローバルな人」を育成することを目的とする旨、学則に示すとともに、その特色を資料 1-9(【ウェブ】)の通り、学内外に広く公表し、これらを入学時に行われる学部・学科別オリエンテーションを始め、学年毎の履修ガイダンスなどにおいて、その都度、説明・周知している。

表 1-3 名古屋外国語大学学則 第 2 条の 2 （世界共生学部・学科の人材の養成に関する目的）

世界共生学部	世界共生学科	国内外の多文化環境にすみやかに適応できるよう、言語力・コミュニケーション力に優れ、グローバルな社会現象・事象に対する理解力・分析力を持ち、「多文化共生」に対する理解とそれを受け入れる寛容な倫理観や共感力を備えた人材、また、多文化社会が抱える様々な難問やリスクに即応し、今後の世界ならびに我が国の未来を担うチャレンジ精神を備えた即戦力型の人材の養成を目的とする。
--------	--------	--

世界教養学部（世界教養学科・国際日本学科）では、2 学科を設置し、世界教養学科は軸足を世界に、国際日本学科は軸足を日本に置きながら、世界と日本を双方向に学び、世界の知見を日本に還元、日本の魅力を世界に発信できる人材を育成することを目的にして(資料 1-10(【ウェブ】)、その教育特色を説明すると同時に、広く公表し、学則上各学科の目的も表 1-4 のように定めている。

表 1-4 名古屋外国語大学学則 第 2 条の 2 （世界教養学部・学科の人材の養成に関する目的）

世界教養学部	世界教養学科	世界教養学科は、英語及び複言語の高い運用能力、世界諸地域の言語、文化、歴史、社会などに関する豊かな教養を備え、人文・社会・学際分野にまたがる幅広い知的好奇心、豊かな人間性と共感力、批判的思考力、国際感覚を通じて、不確実性に満ちた現代社会がはらむ諸問題の解決に主体的に立ち向かい、世界と地域社会の人々との交流の促進、双方の平和的発展に貢献できる人材の養成を目的とする。
	国際日本学科	国際日本学科は、日本と世界に関する豊かな教養、日本語および英語の高い運用能力、また日本語・日本文化に関する専門的知識を備え、同時に、他者に対する共感力、論理的かつ批判的な思考力、さらには地域社会への貢献意識を持った人材の養成を目的とする。

他方、本学大学院の研究科・専攻は、国際コミュニケーション研究科・国際コミュニケーション専攻として設置され、大学院学則第 1 条に、その目的を定め、「本学の建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授・研究し、高度の能力と豊かな学識を有する人材を養成すると同時に、その深奥を究めて国際社会の一員として文化の進展・交流に貢献し、人類社会の発展に寄与する高度な専門的職業人の育成を目的とする」としている。

加えて、この学則を始めその諸規定及び研究教育の特色について、資料 1-11【ウェブ】の通り公表している。博士前期課程は、学修課程は英語、日本語及びグローバルコミュニケーションと広範な分野に亘っているが、研究志向及び就職分野をより明確にすることを意図して、高い教養と優れたコミュニケーション能力に基づいた、学際的で豊かな研究能力を備えた人材育成を目的とすることをウェブサイト示している(資料 1-13【ウェブ】)。

博士後期課程の目的については、英語学・英語教育学、日本語学・日本語教育学、グローバルコミュニケーションの 3 つの専門分野があるが、徹底した個別の研究指導を通して

高度な専門的職業人、教育者、あるいは研究者の養成を目的とすることを本学ウェブサイトに掲げている（資料 1-14【ウェブ】）。両課程における各コース、各分野の目的についても、それぞれ本学ウェブサイトで公表している。

例えば、前期課程の英語・英語教育コース（英語・英語教育プログラム）では英語コミュニケーションを専門とする研究者、広い視野と深い学識を備えた高度職業人専門家、卓越した専門性をもつ語学教師の育成を目的として掲げ、後期課程の英語学・英語教育学分野では当該分野の研究を究め、自立した研究者や高度な専門職者を育てることを目的とすることを公表している（資料 1-13【ウェブ】、資料 1-14【ウェブ】）。

なお、博士前期・後期課程ともに、上記の人材養成目的、教育研究の特色、3つの方針等について、学部と同様に、研究計画書提出時、オリエンテーション、履修ガイダンス等において、配付する「2022 大学院ガイドブック」（資料 1-12）により、その都度、説明・周知している。

（2）大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学の理念・目的は、必然的に法人の建学の精神「人間教育と実学」がその根底にあり、教育目的である「世界人材(World Human Resources)」は、二つの要因から構成される。

前者は、世界を舞台に活躍できる豊かな個性と人間性に溢れ、国際感覚を身につけた広い視野を持つ人材を育てることにあり、これ即ち「人間教育」。

後者は、高い専門性、高度な外国語運用能力と共に多言語・多文化に関わる深い理解及び人間的共感力・国際感覚を身に付けるための実践的教育であり、これ即ち「実学」。

この二つの要素を有機的に、且つ統合的に結び付け、全人的教育を施し、人間形成を促すことが最大の目的である。設置する学部・学科で展開される全学的な「世界教養プログラム」とダイバーシティ（多様性）の要となる「複言語プログラム」、或いは実践的で活用的な専攻言語教育と体系づけた専門教育を融合した特色ある教育課程に加え、超少数人数クラス編成(PUT=Power-up Tutorial/教員1名に学生4名)から TESS 留学=Total Expenses Support System（留学費用全額支援制度）に至る他に類を見ないような教育支援システム等、設置する学部・学科の人材養成目的を具現化できるよう構築されており、大学の理念・目的と学部・学科、研究科の目的及び教育理念の達成に相互に深い連関性を保持している。

その意味で、法人の「人間教育と実学」は本学の「世界人材(World Human Resources)」の根幹であり、上述の学部・学科及び研究科に定める教育・研究目的は全てその枝葉、そして輩出される学生は、将に花実種である。そのための教育の質の在り方を担保する仕組みが自己点検・評価、PDCA サイクルの確立と検証であると考えられる。いずれも法人の建学の精神である「人間教育と実学」に基づき、豊かな教養と優れたコミュニケーション能力(人間教育)及び専攻分野に関わる高い専門性と実践力(実学)に依るグローバル人材の育成を教育目的としており、相互に緊密な連関性が認められる。また、これらの理念・目的を実現するために、本学の学部・学科及び研究科・各課程で3つの方針を定め、内部質保証に努めている。

本学の理念・目的は法人の建学の精神に基づいて定められ、本学の学部・学科及び研究科の目的は、前述のように、本学の目的に則してそれぞれの専門性を踏まえて定めている。

【点検評価項目②】大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1:学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2:教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

本学の理念・目的は大学学則、大学院学則等に明示している。人材育成・教育研究上の目的については、大学学則の第1条に大学全体について明示し、同学則第2条の2に学部・学科について明示している(資料1-3【ウェブ】)。

同様に、研究科の目的については、大学院学則第1条に明示している(資料1-11【ウェブ】、資料1-12「大学院ガイドブック」)。

また、これらの目的については、それぞれ、本学ウェブサイト公表している(資料1-3【ウェブ】、資料1-4【ウェブ】、資料1-7【ウェブ】、資料1-8【ウェブ】、資料1-9【ウェブ】、資料1-10【ウェブ】、資料1-11【ウェブ】、資料1-13【ウェブ】、資料1-14【ウェブ】)。

法人の建学の精神である「人間教育と実学」の理念に基づき、グローバル人材の育成に向けて、世界を舞台に活躍できる豊かな個性と人間味に溢れ、国際感覚を身につけた人材を育てることを大学・学部・学科、研究科の目標に位置付けて適切に目的を定めている。真の国際人に必要な豊かな教養、高い専門性、高度な外国語運用能力と共に多言語・多文化に関わる深い理解及び人間的共感力・国際感覚を身につけることが教育の目標となっている。研究科については、高度な研究能力の育成も目標として定められている。

(2) 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

本学の理念・目的、学部・学科、研究科の目的については、いずれも本学のウェブサイトに掲示して、教職員、学生、社会に対して周知及び公表している。学部・研究科の学則については、本学のウェブサイト上の「大学案内・学則」において、学部、大学院別に掲示している(資料1-3【ウェブ】、資料1-11【ウェブ】)。

同様に、本学ウェブサイト上の「名古屋外国語大学 学部・大学院」に、学部・学科、研究科の目的も含めて、大学の基本的な情報として公表し、教職員、学生、社会に向けて周知を図っている(資料1-7【ウェブ】、資料1-8【ウェブ】、資料1-9【ウェブ】、資料1-10【ウェブ】、資料1-11【ウェブ】、資料1-13【ウェブ】、資料1-14【ウェブ】)。大学院学則は各年度の「大学院ガイドブック」(2022年度版:資料1-12 pp. 41-52)にも掲載して、大学院生及び大学院担当教職員に周知を図っている。本学の理念と目的については、本学学生を対象にして、「学生便覧」(資料1-5 p. 1)に学長から巻頭言で説明がなされ、学生の理解の深化に寄与している。

具体的に学部・学科においては、入学時に行われる学部・学科別オリエンテーションを始め、学年毎の履修ガイダンスにおいて学則(資料 1-12)を配付し、その都度、説明・周知しており、大学院についても研究計画書提出時、オリエンテーション、履修ガイダンスなどにおいて、配付する「2022 大学院ガイドブック」(資料 1-12)により、その都度、説明・周知している。

他方、教職員のうち、教員については教員資格審査が終了後、職員については採用面接時に、個別に対面の機会を設定し、勤務条件等と同時に「学校法人中西法人の概要」(資料 1-0)、「2022 年度学生便覧」(資料 1-5)、「GUIDE BOOK 2022」(資料 1-6)、「2022 大学院ガイドブック」(資料 1-12)などを配付し、法人及び大学の沿革、建学の精神、本学の教育理念・目的、大学院・学部・学科の教育特色、法人及び大学の現況等を説明・周知し、就任後には規程管理システムにより寄附行為、学則、就業規則などの諸規定を開示している。なお、非常勤講師についても、毎年度、学期始めに開催される非常勤講師懇談会において、これらの趣旨を説明・周知している。

加えて、毎年 3 月から 4 月に開催される法人離就任式、新任教員就任時研修会、新任職員研修会等において、法人離就任式では理事長から、新任教員就任時研修会では学長から、新任職員研修会では法人事務局長から、法人及び大学の沿革、建学の精神、本学の教育理念・目的、大学院・学部・学科の教育特色、法人及び大学の現況等を説明・周知している。

社会への公表については、本学ウェブサイト上で学部・学科、大学院の教育と目的等の公表が行われている。また、紙媒体として大学広報用冊子である「名古屋外国語大学 GUIDE BOOK 2022」(資料 1-6 pp. 47-122)を制作・公表しており、本学での教育の目標と学びの特質の可視化と理解に貢献している。さらに、本学の説明会、オープンキャンパス、学校訪問の機会に本学の教育と人材養成の目的等について説明がなされ、社会への公表の取り組みが積極的に進められている。

【点検評価項目③】大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1: 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 ・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

(1) 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 ・ 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学では、「卓越した外国語運用能力を礎に、共感力と批判的思考力に優れ、Society5.0の時代を逞しく生きるための高い知性、行動力、社会貢献の意識を身につけた『世界人材』(World Human Resources)」を育成するために、高等教育の五つの領域における改革を骨子とする《WFP2023》(World Future Project 2023) (資料 1-15【ウェブ】)に 2019 年度から 2023 年まで取り組むこととしている。本学での認証評価の結果等も踏まえた中期計画の策定と取り組みである。この WFP 2023 は、「Ⅰ. 中部地区をリードする高等教育拠点としての体制の確立」「Ⅱ. 中部地区をリードする外国学研究拠点としての発信力強化」「Ⅲ. Society5.0 時代にふさわしいスマートキャンパスの創出と環境整備」「Ⅳ. 国内外の高等

教育機関との連携及び地域社会への貢献」「V. 中部地区唯一の外国語大学としての機能強化及びガバナンスの確立」の5つの領域から構成され、各領域には複数のテーマと計画が含まれている。たとえば、「I. 中部地区をリードする高等教育拠点としての体制の確立」の領域には、「(1) Society 5.0 時代に向けた言語教育の充実と質の保証」などの12のテーマがあり、最初のテーマには、「学部共通英語基幹プログラム(CELP)の充実とさらなる効率化による英語4技能の育成」など8つの計画が提示されている。これらの計画の中には、「4学部9学科における3ポリシーの再検討と将来構想」、「世界教養プログラムの質の向上とテーマの革新化」、「言語教育開発センター(CLED)の全学組織としての充実」、「ディプロマ・サプリメント構築による専門教育成果の可視化」など、教育(環境)の質向上、学修成果の可視化なども含み、認証評価の結果等も含めて、Society5.0の時代の堅実な中期計画とその評価になっている。

なお、同様の趣旨で、本学の国際化推進に焦点を当てた「国際化推進ビジョン2023」(資料1-16【ウェブ】)についても、2019年度から2023年度に向けて、《WFP2023》と同様に目標と計画を設けて、実施に取り組み、その結果を計画ごとに評価し、今後の課題を整理して、国際化の推進に努めている。

以上のように本学では認証評価の結果等も踏まえて、世界人材の育成と本学の国際化の推進に向けて中期計画と諸施策を設定し、実行・評価を適切に実施していると判断できる。

他方、法人の中・長期計画との関連、整合性において、法人では2020(令和2)年4月1日施行の私立学校法第四十五条の二(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画)に従い、2020(令和2)年3月の理事会・評議員会で中西学園中期計画を決議し、その中で、I計画期間、II長期的見通し、III財務について、IV人事について、V施設について、VI設置する学校の中期計画(資料10-1-0【ウェブ】)について策定し、以後、毎年度、「中期計画進捗状況」(資料1-21)として公表している。本学の計画する《WFP》(World Future Project 2023)も含めて、方針としての観点から計画の妥当性、進捗性や財政面、組織面などの裏付けも含めての点検・評価を行い、その結果を公表している。

なお、前回の認証評価時において指摘された改善項目について、2020年8月に大学基準協会に「改善報告書」を提出し、2021年3月に貴協会からの検討結果では、単位の実質化に向けた取り組み、具体的には現代国際学部国際ビジネス学科(2018(平成30)年4月グローバルビジネス学科に名称変更)及び国際教養学科において、1年間に履修できる単位数の上限を48単位に改正した。その上で、上限には卒業要件に算入されるキャリアデザイン科目を含めていないため、単位制度の趣旨に照らして改善が望まれる旨の提言があったものの、その後の改善経過について再度報告を求める事項はないとされた。

【2】長所・特質

外国語大学の目的として、グローバル社会で必要な資質・能力を豊かな教養、高度な外国語運用能力、高い専門性にあると定め、教育の目的と人材養成の目標を可視化して教育課程・編成、入学者の受け入れに向けて、学則などに明示・公表している点に特色がある。

加えて、評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定の観点から、本学では中期計画として、上述のとおり《WFP》(World Future Project 2023)および「国際化推進ビジョン2023」を策定しているが、前者の5領域138項目および後者の

6領域42項目すべてについて、各年度末に組織的な点検・評価を実施(資料1-17【ウェブ】)している。具体的には、これらすべてを網羅した評価シートを作成し、学内のすべての部局においてオンラインで共有したうえで、年度末に達成度を点検し、所定の評価欄に点検の詳細を入力する。各項目につき、関連する3つの部局が順に評価を行う仕組みをとっているが、このことは自己点検の客観性を高めると同時に、部局横断的に全学的な視野から、中期計画の実現にむけて有機的な取り組みを進めることを狙いとしている。最終的な点検は学長室会議が行い、すべての項目の達成度を5段階で評価し、その結果を公表する。これら一連の自己点検・評価の計画と結果の発表は、毎年度末から次年度始めの約三か月をかけて、学長室会議、大学評議会、合同教授会で行われ、全教職員に情報共有が行われる。この評価資料は、年度を通して常時閲覧可能であり、常に共通の目標に向けて内部質保証のPDCAサイクルのための重要な役割を果たしている。

【3】問題点

なし

【4】全体のまとめ

学園の建学の精神は「人間教育と実学」で、その目的は時代と社会の要請に添えていく実学を発展させることである。本学は、外国語大学として、「21世紀の地球社会で活躍できる国際感覚豊かな人材を養成する」ことを目的としている。具体的な教育指導活動は、一人ひとりの学生を大切にするという基本的な教育理念に基づき、学生の能力の個人差を大切にし、周りの人たちに信頼され、愛される人材を育てることにある。

いずれの学部も豊かな教養の学修を基盤に、各学部での高度な外国語運用力と専門性を修得し、豊かな共感能力と国際感覚を備えることを目的としている。外国語学部・各学科は、英語・フランス語・中国語の運用能力とそれぞれの言語・文化・社会についての専門性を修得し、国際的教養人の育成を目的とし、現代国際学部・各学科は、英語の高度な運用能力と現代文化社会・ビジネス・国際教養並びにキャリアの高度な専門性の修得による国際的職業人の育成を目的としている。

また、世界共生学部・学科では高度な英語運用能力と世界諸地域の多文化・社会と平和的共生についての高度な専門性の学修による多文化社会の担い手の育成を目的とし、世界教養学部・各学科は、英語・日本語の高度な運用能力と日本及び世界の諸地域の言語・文化・社会についての専門性の修得により世界教養人の育成を目的としている。これらの学部での学修成果を踏まえ、研究科では、高度の能力と豊かな学識の養成とともに国際社会での文化の進展・交流、人類社会の発展に寄与する高度な専門的職業人の育成を目的としている。これらの人材育成の目的は、いずれも学園・大学・学部・研究科・学科等で、関連性を踏まえて、適切に策定され、本学学部・研究科の学則並びに本学ウェブサイトでは社会に公表され、教職員・学生間等で共有されている。また、大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくために、大学として将来を見据えた中・長期の計画・施策を定め、定期的実施結果を評価し、その評価結果を本学ウェブサイトでは公表している。なお、外部評価を毎年実施し、教育の目的及び人材養成の目的について、学内での検討に留まらず、定期的に適切性を検証している。

第2章 内部質保証

【1】現状説明

【点検評価項目①】内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1:下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織(全学内部質保証推進組織)の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織の役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCAサイクルの運用プロセスなど)

(1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

本学は、学園の建学の精神である「人間教育と実学」の具現化に向けて、21世紀の地球社会で活躍できる国際感覚豊かなグローバル人材の育成を目指し、内部質保証の取り組みを進めている。本学では、内部質保証の推進に関する大学の基本的な考え方と体制・手続を「内部質保証の方針」として定めている(資料2-1【ウェブ】)。

内部質保証に関する大学の基本的な考え方として、(1)学園の建学の精神に基づき、本学の理念・目的を実現するため、教育・研究・社会貢献等に関する取り組みについて、方針及び計画を定めて着実に実施し、(2)その点検・評価結果をふまえて、改善・向上のサイクル(PDCAサイクル)を適切に機能させ、大学の質保証と向上に恒常的・継続的に努めるとともに、(3)社会に対して説明責任を果たすことを定めている。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織(全学内部質保証推進組織)の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織の役割分担については、次のように設定して明示している(資料2-1【ウェブ】、資料2-2【ウェブ】)。内部質保証の組織・役割については、(1)内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、学長のもと、副学長、学部長、研究科長、法人事務局長、大学事務局長を構成員とする学長室会議を定め、(2)学長室会議とともに、全学的意思決定に関わる大学評議会、教学内部質保証に関わる教学マネジメント会議を全学内部質保証の統括組織として位置づけ、(3)法人と将来戦略を審議する将来戦略会議、全学の教学マネジメントの推進を担う教学マネジメント推進室、認証評価に関わる自己点検・評価委員会、全学的な内部質保証に必要なデータ分析を行うIR推進本部を全学の内部質保証の関連組織として定め、(4)内部質保証の取り組みは、大学全体として、教員組織編制・教育研究等環境・学生支援・社会連携と社会貢献等について方針を定めて行い、教育(プログラム)については3つの方針と教育課程を方針・計画として取り組み、授業等については個々の教職員の教育研究活動と教職員との取り組みとする。これらの総体を内部質保証の全学での取り組みとする。

内部質保証の手続は、学長室会議の方針・計画に従い、学長室会議との連携に基づき、大学全体、学部・研究科・部局、教職員個人のレベルで、各組織での自己点検・評価に基づき、責任と自覚をもって取り組む手続を構築している。教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）は、3つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受け入れ方針）に基づき、質の保証と向上を図るために実施し、内部質保証の取り組み結果については、自己点検・評価、外部評価の結果を含めて公表し、社会に対して説明責任を果たしている（資料2-2【ウェブ】、資料2-3【ウェブ】、資料2-4【ウェブ】、資料2-5【ウェブ】、資料2-6【ウェブ】、資料2-7【ウェブ】、資料2-8【ウェブ】）。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び体制・手続を設定して、社会に公表していると認められる。

【点検評価項目②】内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

点検評価項目1：内部質保証に責任を負う全学内部質保証推進組織・学内体制の整備
点検評価項目2：内部質保証に責任を負う全学内部質保証推進組織のメンバー構成

（1）全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

内部質保証の推進に責任を負う全学的な内部質保証組織として学長室会議を定め、全学の意思決定に関わる大学評議会、教学内部質保証に関わる重要事項を審議する教学マネジメント会議を全学内部質保証の統括組織として位置づけ、法人と本学の将来戦略について審議する将来戦略会議、全学の教学マネジメントの推進を担う教学マネジメント推進室、認証評価に関わる自己点検・評価委員会、全学的な内部質保証に必要なデータ分析を行うIR推進本部を全学の内部質保証の関連組織として定め、学長室会議を中心に、これらの組織と連携をとりながら、PDCAによる内部質保証を全学的に進めている（資料2-1【ウェブ】、資料2-2【ウェブ】、資料2-3、資料2-9、資料2-10、資料2-11、資料2-12、資料2-13、資料2-14、資料2-15）。学長室会議は、各部局、センター等の内部質保証に向けて、点検・評価の指示を行い、その結果を受けて、学長室会議、教学マネジメント会議等で審議を行い、部局等での内部質保証も適切に進めている。

（2）全学内部質保証推進組織等のメンバー構成

内部質保証の推進に責任を負う組織である学長室会議は学長、副学長、学部長、研究科長、法人事務局長、事務局長から構成されている（資料2-9）。大学評議会、教学マネジメント会議は学長を長として学長室会議の構成員に加えて、各学科長、機構・各センター長などで構成されている（資料2-10、資料2-11）。将来戦略会議（資料2-12）は、学長を長として、学園理事長、理事、法人事務局長、副学長、学部長、研究科長、学長特別補佐、大学事務局長などで構成されている。自己点検・評価委員会は、学長を長として、副学長、学部長、研究科長、国際連携推進機構長、学長特別補佐、法人事務局長、大学事務局長から構成され（資料2-14）、教学マネジメント推進室は、副学長（教学マネジメント）、

部門毎に各学科から推薦された教員から構成されている（資料 2-13）。IR 推進本部には、学長が指名する副学長、教職員、大学事務局長、庶務部長などを充てている（資料 2-15）。これらの会議・構成員により、全学での内部質保証は連携を図りながら、大学全体、部局・学科・センターレベル、教職員個人のレベルで実施されている。以上のように、本学の内部質保証に責任を負う全学的な体制が整備されている。

【点検評価項目③】方針及び手続に基づき内部質保証システムは有効に機能しているか。

点検評価項目1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

点検評価項目2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

点検評価項目3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

点検評価項目4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

点検評価項目5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

点検評価項目6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

点検評価項目7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

(1) 3つの方針を策定するための全学としての基本的な考え方の設定

本学は、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の3つの方針を策定して公表している（資料 2-4【ウェブ】、資料 2-5【ウェブ】）。これらの3つの方針を策定するための全学としての基本的な考え方を設定している（資料 2-16【ウェブ】）。

この基本的な考え方では、「策定の意義」、「各方針の考え方」、「策定のための組織・体制」、「策定単位」、「策定と運用の留意事項」を明示している。「策定の意義」では本学の理念・目的と個性・特色を明示するために3つの方針を定めることを示し、「各方針の考え方」では内部質保証を推進するための各方針を明確化している。「策定のための組織・体制」では内部質保証に責任を負う組織である学長室会議で各学部・学科の意向を踏まえ策定することを定めている。「策定単位」については、3つの方針は大学全体・学部（課程）単位で策定し、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は授与する学位（称号）ごとに、学科（コース・分野）単位で策定することを明記している。「策定と運用の留意事項」については、3つの方針を大学の理念・目的に則して整合性をもたせ、本学学生、教職員、入学志願者、社会から十分理解できる内容・表現で策定し、運用については3つの方針に則して学修成果の充実を図り、点検・評価を含む内部質保証に努めることを明示している。なお、3つの方針の制定・改正は自己点検・評価委員会、学長室会議、教学マネジメント会議（大学院は研究科会議）で審議が行われている（資料 2-17）。

(2) 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

本学では、内部質保証に責任を負う全学的組織として学長室会議を定め、全学的意思決定に関わる大学評議会、教学内部質保証に関わる教学マネジメント会議を全学内部質保証の統括組織として位置づけ、これらの組織の下で、大学レベル、プログラムレベル、授業レベルで、アセスメント・ポリシー（資料 2-18【ウェブ】）を踏まえて、PDCA サイクルによる内部質保証の取り組みを行っている。学長室会議は 8 月を除きほぼ毎週開催され、教育課程・学修成果、教育研究組織、教員（人事）・教員組織、学生支援、教育研究等環境、社会連携・社会貢献、国際交流、大学運営などの事項について審議を行い、必要に応じて、将来戦略会議で法人との協議を行い、大学全体の内部質保証を進めている（資料 2-3【ウェブ】、資料 2-19）。

学長室会議の構成員には、学長の他、副学長（人事企画・総務担当、教育・IR 推進・研究・国際担当、学生支援担当、教学マネジメント・将来構想担当の 4 名）、学部長（4 学部、4 名）、研究科長、法人事務局長（人事企画・総務担当副学長兼任）、大学事務局長が含まれ、学長特別補佐（3 名）、教務、庶務、学生、国際交流などの各部の長が列席し、審議事項により、各センター長、学科長、関係部署の課長も参加して、大学の現状・課題について共通理解を行い、大学の方針・方向性を確認し、その上での確かな内部質保証の実施に努めている。たとえば、非常勤講師の採用で問題となる非常勤講師の年齢制限についての制度を設ける際に、IR 推進本部で必要なデータ分析を行い、学長室会議で審議を行い、大学評議会の議を経て、「定年制」を定め、段階的に実行していることなどが一例である（資料 2-20【ウェブ】）。

なお、教学マネジメント会議は、全学の教学に関する事項を審議する会議で、前身の部館科長会議（2019 年度まで）では各部局の長から、各部署での自己点検・評価の結果を「部局報告」と題して交代で報告していただき（資料 2-21）、それを踏まえて、当該部署の課題解決に向けて意見交換を行っていた経緯があり、教学マネジメント会議でもそれを継承している（資料 2-22）。

（3）全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み

学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを全学的に進める組織として、学長室会議の下に、教学マネジメント推進室を 2020 年 4 月から置いている。同推進室は、「教学マネジメントに関わる基礎的な調査研究及び施策に関すること」、「教育改革に関わる基本的事項に関すること」、「アクションプラン（WFP）」の提案、及び「学長特命事項に関すること」を業務として、これらの業務に対応して、教学マネジメント部門、教育改革構想部門、WFP 推進部門を設けている。具体的な業務は学長が定め、各部門に数名の教員を学長が委嘱している。中でも、教育改革構想部門は教育の PDCA サイクルに関わる部門として、学長室会議で報告を行い、指示を受け、単位換算の調査やデータサイエンスの履修科目、2022 年度からの現代国際学部 3 学科の新カリキュラムの策定を推進してきている（資料 2-23）。なお、この教学マネジメント推進室の前身として「教育改革推進室」が 2015 年から 2019 年度末まで設置されていて、そこでも、同様に、2017 年度設置の世界共生学部、2019 年度設置の世界教養学部、同年度改編の外国語学部のカリキュラム、全学共

通基幹科目などについて、当該学部・学科、関係組織とも連携をとりつつ、完成に向けて作業を進めてきている（資料 2-24）。

研究科における教育のPDCAサイクルの取り組みについては、前回（2016年度）認証評価受審時の6件の「努力課題」の改善に向けて、自己点検・評価委員会、学長室会議、大学院運営会議、研究科会議で点検・評価と改善の取り組みを進めて、2020年度までに改善を終えている（資料 2-25）。これらの努力課題の改善については、研究科では、IR推進室本部による開設時からの入学試験受験状況・入学者数の推移、前期課程・後期課程のコースの履修内容、カリキュラム、開講科目数、各科目の履修者数とその推移、コースワークとリサーチワークなどについて、量的・質的にIRデータの分析を2018年度から2019年度に渡って実施し、それらの分析結果を学長室会議等で報告・審議し、研究科の前期課程・後期課程の改編案を策定して、学長室会議、大学院運営会議、研究科会議の議を経て、大学評議会承認いただき、本学の理念であるグローバル人材の養成の点から、より適切な前期課程3コース、後期課程3分野で、定員充足が概ね可能な研究科として、現在に至っている（資料 2-26）。

（4） 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

自己点検・評価は教学に係る事項については、本学のアセスメント・ポリシー（資料 2-18【ウェブ】）に従って関係部署で、適切なレベルで、適切な時期に実施し、その結果を可視化し、教育の改善に役立てている。認証評価（改善報告など）に係る事項については自己点検・評価委員会で評価結果の総括と今後の継続的な課題の整理と対応を行っている。

とりわけ、年間での履修単位数と単位の実質化が喫緊の課題となっている。なお、本学での「アセスメント・ポリシー」は、「目的」、「達成すべきレベル（水準）」（大学レベル、教育課程レベル、授業レベル）、「実施時期（入学時、在学中、卒業時）」、「実施方法」、「評価結果の活用と教育・学修の改善」から構成されている。このアセスメント・ポリシーについては、学修成果の評価とともに、各学部教授会（2018年9月）で教職員にFD活動を実施し、周知を図っている（資料 2-27）。

（5） 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

大学レベルの取り組みについては、入学試験結果、退学率・留年率、学位記授与率、就職率、卒業時満足度調査の結果などを今後の入学試験の在り方、人材養成の目的の適切性、キャリア教育の在り方などの改善に向けての取り組みを進める際に活用している。

教育課程レベルについては、FD委員会による学生の授業評価結果、単位取得状況、GPAなどを学修成果に対応する科目群（系列）別に平均値を算出し、プログラムレベルの難易度、学位授与方針での学修成果毎の達成度の比較などを通して、カリキュラム、教育、学位授与方針の適切性などの改善に役立てている（資料 2-28）。また、オンライン授業が中心であった2020年度の授業評価結果、GPA平均値などを、プログラムごとに、対面授業での2019年度の結果と比較して、オンライン授業とプログラムとの適合性を検証して、多人数での世界教養プログラム（応用科目）がオンライン授業と適合性がよいことなどの知見

を得て、世界教養プログラム（応用科目）を現在でもオンラインで実施する論拠の一つとして理解している（資料 2-29）。

授業（科目）レベルについては、毎年、学生による授業評価を全学部・学科、大学院、国際日本語教育インスティテュートで総ての授業科目を対象に実施し、その分析結果を、FD 委員会でまとめ、学部・学科の委員から報告し、その後、本学ウェブサイトにもまとめて公表している（資料 2-30【ウェブ】）。また、各教員から、自身の授業評価結果について、今後の改善課題と改善に向けた取り組みについて、報告することとしている。なお、学生による授業評価結果（授業満足度の科目平均値）が一定基準以下の教員の場合は、学長室会議で判断して、その結果を副学長（教育担当）から当該教員に通知し、当該教員が具体的な改善策を「授業改善報告書」に記載して提出し、改善に取り組むようにしている。

（6） 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

2016 年度に大学基準協会による認証評価を受審した際の指摘事項（「努力課題」）については、自己点検・評価委員会からの指示を受けて、指摘を受けた組織が改善に取り組み、改善結果の報告を受けた自己点検・評価委員会が、最終的に改善状況を確認後、2020 年に「改善報告書」を大学基準協会に提出している（資料 2-25）。ただし、履修上限単位数については、今後も引き続き努めるようにとの提言を受けていたので、単位の実質化について継続的に努力している。また、文部科学省からの設置計画履行状況等調査に対しては、いずれも当該学部で適切な対応を行っている（資料 2-31【ウェブ】、資料 2-32【ウェブ】）。

（7） 点検・評価における客観性、妥当性の確保

点検・評価において客観性、妥当性を確保するために、本学では外部評価委員会を設置し、評価を毎年度受けて、本学ウェブサイトにも公表している（資料 2-8【ウェブ】）。

以上のように、本学では、方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能していると認められる。

【点検評価項目④】教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

点検評価項目1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

点検評価項目2：公表する情報の正確性、信頼性

点検評価項目3：公表する情報の適切な更新

（1）教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

本学では、「大学案内・情報公開」として、ウェブサイト上に、法令に定められている事項等について情報を公表している（資料 2-33【ウェブ】）。

また、「ガバナンス・コード」（資料 2-34【ウェブ】）を定め、学園・大学における情報公開に関しては、透明性を確保するため、情報公開の充実を図り、学校教育法施行規則

(第172条第2項)等による法令上の情報公表に加えて、自主的な情報公開を行い、情報公開の工夫等に努めることとしている。

各教員の研究活動の情報については、本学のウェブサイト内に、「教員紹介」として専任教員の教育・研究情報を公開している(資料2-35【ウェブ】)。教育に関しては、名古屋外国語大学ポータルに、オンラインシラバスとして、各科目の開講年度学期、曜日時限、授業名、担当教員、授業概要・学習目標・準備学習、授業方法、授業計画、成績評価等を含む全科目のシラバスを公開している(資料2-36【ウェブ】)。また、教職課程における教員養成の状況も、ウェブサイト上に公開している(資料2-37【ウェブ】)。

本学の自己点検・評価結果には、第1期認証評価と第2期認証評価における「自己点検・評価報告書」とともに「評価結果」をウェブサイトで公開している(資料2-38【ウェブ】)。

財務状況については、私立学校法や各種通知等に基づく財務状況についてウェブサイト上で、「財務・経営」として、財務諸表を解説とともに公開している(資料2-39【ウェブ】)。また、事業報告書においても、本学の財務状況について、「事業報告書」の「財務の概要」に説明も併せて掲載して、学外の方にも理解しやすいように便宜を図っている(資料2-40)。

なお、グローバル人材の育成を目的とする本学では、自主的な情報公開の事項として、本学ウェブサイト上に、「留学・国際交流」として、留学プログラム、協定大学紹介、国際交流実績などを公開している(資料2-41【ウェブ】)。

(2) 公表する情報の正確性、信頼性

教育研究活動、自己点検・評価、財務、その他の諸活動の状況等についての情報は、それぞれの会議体において承認、報告された後に、担当部署を通じて公表するため正確さおよび信頼性が担保されている。

(3) 公表する情報の適切な更新

公表情報の更新も同様にそれぞれの会議体での承認、報告後に、担当部署を通じて適切に行っている。教育研究活動の情報更新については、情報の正確性、信頼性に注意して、毎年9月までに教員が各自の個人調書の更新を行い、その上で更新している。学長室からの学内外への情報発信については、学長室会議で内容を確認・検討して、広報企画室との連携のもとに、媒体や表現の工夫・理解可能性も含めて、更新を適切に実施している。

【点検評価項目⑤】内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

点検評価項目1: 全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

点検評価項目2: 点検・評価における適切な根拠(資料、情報)の使用

点検評価項目3: 点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性については、内部質保証に責任を負う組織である学長室会議を中心にして、自己点検・評価委員会および教学マネジメント会議（従前：部館科長会議）が自らの点検・評価を定期的に行うことにより、確認している。さらに、外部評価員会議では、本学の自己点検・評価の適切性ととも内部質保証の有効性に関しても定期的に評価を受け、適切性・有効性が確認されている。本学の全学的なPDCAサイクルについては、学長室会議、自己点検・評価委員会、教学マネジメント会議での議論を経て、適切性・有効性を確保している。

(2) 点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用と点検・評価結果に基づく改善・向上

適切な根拠に基づく内部質保証システムの点検・評価については、内部質保証に責任を担う組織である学長室会議において、教学マネジメント、学部・研究科等の教育研究組織、教務・学生・研究・国際交流・入試等の事項について、現状と課題をより具体的にかつ明確に共通理解し、それぞれの組織体との連携をより強固にして、内部質保証のシステムに更なる改善を行う必要性を認識した。そのため、学長室会議の議事に審議事項だけでなく、懇談会を設けて、当該研究組織等の課題について十分な理解と解決の方向を探るため、報告と意見交換を主に行う場を設けることとした。また、従前の部館科長会議が大学評議会に向けての準備を主にする会議体であったため、本来の教学マネジメントについて十分な議論を行うことが困難であったことから、学長の意向を踏まえて学長室会議の議を経て2020年度から部館科長会議を教学マネジメント会議に改め、大学教育の質保証の観点から大学運営の在り方に関する基本的な施策を計画的に講じていくこととした。さらに、基本的な施策等を明確にして、内部質保証に実効性を担保する必要性があったため、部館科長会議とともに置かれていた教育改革推進室を廃止して、教学マネジメントの推進に関わる組織として教学マネジメント推進室を2020年度に設置して、教学マネジメントに関わる基礎的な調査研究や講ずべき施策の提案、及び学長からの特命事項を担当することとした。この推進室には、教学マネジメント部門、教育改革構想部門、WFP推進部門（World Future Project：中期計画）、大学情報発信部門が置かれ、各部門の所轄事項についての取り組みについて、学長室会議、教学マネジメント会議で報告と議論がなされ、大学全体の内部質保証の推進が前進するとともに、教授会での報告を通して、大学全体の教学マネジメントの現状・課題と今後の在り方について大学構成員の間で共通理解を図ることができることとなった。

【2】長所・特質

内部質保証の推進に責任を負う組織として学長室会議を定め、大学評議会、教学マネジメント会議、教学マネジメント推進室、自己点検・評価委員会、IR推進本部と連携して、PDCAサイクルを機能させ、全学の内部質保証に積極的に取り組んでいる。また、学部・研究科等においても、学長室会議等との連携により、内部質保証を適切に実施している。このように、本学の内部質保証システムは学長室会議を軸に、大学レベル、プログラムレベル、授業レベルにおいて有効に機能している。

【3】問題点

自己点検・評価委員会は、主として、認証評価結果での課題の改善に関わる点検・評価を行い、学部・研究科の設置・改編、カリキュラム改編等では教学マネジメント推進室やIR推進本部で点検・評価を実施し、学生による授業評価等はFD委員会で点検・評価を実施している。それぞれの課題について点検・評価の妥当性、信頼性、実効性を確保するためには、大学全体での点検・評価の主体と評価方法の統一について再考の余地が残されている。

【4】全体のまとめ

グローバル人材の育成を目的として、内部質保証を進めるために、「内部質保証方針」を策定し、学長室会議を内部質保証の推進に責任を負う全学的組織として定め、大学評議会、教学マネジメント会議、教学マネジメント推進室、自己点検・評価委員会、IR推進本部とともに、全学的な内部質保証活動に取り組んでいる。学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための基本的な考え方を設定し、学長室会議の指導のもと、学部・研究科その他の組織においてもPDCAサイクルを適切に進めて、授業レベルも含めて、内部質保証システムを有効に機能させている。行政機関、認証評価機関からの指摘事項に対して適切に対応し、外部評価も実施し、点検・評価における客観性、妥当性を確保している。教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表については、大学ウェブサイト上に、公表情報の正確性、信頼性を保ち、適切に公表、更新を行っている。内部質保証システムの適切性については、学長室会議、教学マネジメント会議、自己点検・評価委員会で定期的に点検・評価を行い、内部質保証システムの問題点を見だし、教学マネジメント会議、教学マネジメント推進室の設置などの改善を適切に行ってきた。

第3章 教育研究組織

【1】現状説明

【点検評価項目①】大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部(学科又は課程)構成及び研究科(研究科又は専攻)構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

評価の視点4：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

(1) 大学の理念・目的と学部(学科又は課程)構成及び研究科(研究科又は専攻)構成との適合性

本学は、その母体である中西学園の「人間教育と実学」の建学の精神に基づき、グローバル化と学術の進展が著しい地球社会で活躍できる真の国際人の育成を目指している。教育基本法第七条、学校教育法第八十三条などの対応法令等に則り、深い教養と豊かな人間性とともに高度な外国語運用能力と国際感覚を備えた人材を養成する目的で、外国語学部、現代国際学部、世界共生学部、世界教養学部、大学院の教育研究組織を設置している。

教育研究組織の設置・改編は、外国語大学としての学術の進展と社会の要請にどのように応え、現代社会で期待される人材とは何かを常に模索し、それらの理念・目的が保証人・受験生の期待と志望動向に沿ったものか、或いは学生のニーズと本学の教育成果・社会貢献度に応え得るものかの検討結果を踏まえて議論し、これらの教育研究組織の編制原理に依拠し、理念・目的との適合性を検討し、教育研究組織の設置・改編を実施している。

外国語学部は、学園の建学の精神である「人間教育と実学」に立脚し、専攻する外国語の学修を通して、世界を舞台に活躍できるレベルまでその運用能力を高め、同時に、それぞれの言語圏の教育と研究及び実りある国際交流から育まれる異文化への豊かな共感能力に基づき、優れた国際感覚を身につけることを目標としている(資料1-3【ウェブ】、資料1-7【ウェブ】)。この教育理念、人材養成の目的に基づき、受験生の志望動向と入試結果、学生のニーズ、社会的需要をふまえ、2022年4月現在、英米語学科、フランス語学科、中国語学科の3学科で構成されている。

現代国際学部では、学園の建学の精神である「人間教育と実学」に基づき、英語への深い関心を礎として、国際化・グローバル化の流れに乗りだした現代の日本社会において、とりわけ高い言語運用能力を要求される職域を想定しつつ、そこで十分に活躍できるスキルを身につけることを目標としている(資料1-3【ウェブ】、資料1-8【ウェブ】)。現代国際学部は、現在、現代英語学科、グローバルビジネス学科、国際教養学科の3学科で構成されている。現代国際学部は、特に実際の職業、職場で英語を活用する人材の育成に着目し、21世紀のグローバル化の進展、社会的需要、受験生のニーズを考慮し、現代英語学科、国

際ビジネス学科（2018年度からグローバルビジネス学科に名称変更）の2学科を開設（改組）し、その後、社会の高度化、複雑化、人材の多様化に対処するため、高度で実践的な英語力に多言語学習を加えた総合的コミュニケーション力の育成に加え、国際的教養人としての知識・スキルの育成を目指す国際教養学科を2013年度に増設している。

世界共生学部・学科は、学園の建学の精神である「人間教育と実学」に立脚し、世界を舞台に活躍できるレベルまで英語、外国語の運用能力を高め、国内外の多文化環境に速やかに適応できるように、言語力・コミュニケーション力に優れ、グローバルな社会現象・事象に対する理解力・分析力を持ち、「多文化共生」に対する理解とそれを受け入れる寛容な倫理観や共感力を備えた人材、また、多文化社会が抱える様々な難問やリスクに即応し、今後の世界ならびに我が国の未来を担うチャレンジ精神を備えた即戦力型の人材の養成を目的として2017年度に設置されている（資料1-3【ウェブ】、資料1-9【ウェブ】）。

世界教養学部は、2019年に外国語学部世界教養学科と日本語学科を改組して設置されている。学園の建学の精神である「人間教育と実学」に基礎を置き、世界と日本の双方に関わる豊かな教養を礎に、世界と日本の言語・文化・歴史・社会に関する高い専門性と高度な言語運用能力を身につけ、鋭利な批判的能力と豊かな共感能力、さらには高いコミュニケーション能力の裏付けを持つ国際感覚を備えたグローバル教養人を育成する。世界教養学科は、英語及び複言語の高い運用能力、世界諸地域の言語、文化、歴史、社会などに関する豊かな教養を備え、人文・社会・学際分野の3分野にまたがる幅広い知的好奇心、豊かな人間性と共感力、批判的思考力、国際感覚を通じて、現代社会の諸問題の解決に主体的に立ち向かい、世界と地域社会の人々との交流の促進、双方の平和的発展に貢献できる人材の養成を目的とし、国際日本学科は、日本と世界に関する豊かな教養、日本語および英語の高い運用能力、また、日本語・日本文化に関する専門的知識を備え、同時に、他者に対する共感力、論理的かつ批判的な思考力、さらには地域社会への貢献意識を持った人材の養成を目的としている（資料1-3【ウェブ】、資料1-10【ウェブ】）。

大学院は、学園の建学の精神、大学・学部の理念・目的に基づき、国際コミュニケーション研究科に国際コミュニケーション専攻（1専攻）を設置している。博士前期課程は、高度なグローバル人材の育成と入学者数の適正化・充足を目指し、2020年度から従前の8コースを3コース（「英語・英語教育コース」、「日本語・日本語教育コース」、「グローバル・コミュニケーションコース」）に改編している。一方、博士後期課程は、「英語学・英語教育学分野」、「日本語学・日本語教育学分野」、「国際文化分野」の3分野で編制されている。本学研究科では、学園の建学の精神である「人間教育と実学」に基づき、社会が身近に抱える矛盾や課題を解決し、地域の人々の生活にダイレクトに貢献できる実践的、実学的研究と教育を行うことを理想としている。なお、博士前期課程と博士後期課程での人材育成の目的の相違として、前者では各自の研究課題を追求し、専門的な研究を行うための「確かな研究能力」の育成を目的としているが、後者では、独自に研究課題を設定し、自立的に研究を進め、独創的な研究を行う「卓越した研究能力の育成」を目的としている点が見られる（資料1-11【ウェブ】、資料1-12「大学院ガイドブック」、資料1-13【ウェブ】、資料1-14【ウェブ】）。

以上のことより、本学の学部・研究科の各教育研究組織は学園の建学の精神、大学の理念・目的に照らして、適合性を有すると判断できる。

(2) 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

本学の附置研究所・センター等については、教育研究組織として、教養教育推進センター、ワールドリベラルアーツセンター、言語教育開発センター、国際教育連携推進機構、国際日本語教育インスティテュート、メディア情報・データ科学センター、エアライン教育研究センター、グローバル共生社会研究所、教職センター、出版会を設置している（資料 3-1【ウェブ】）。これらの組織は、いずれも本学の理念・目的であるグローバル人材の育成に関わるものである。

教養教育推進センターは、グローバル人材の基礎力である豊かな教養としての汎用的能力（情報処理力、批判的思考力・判断力・表現力）、世界教養（世界の言語・文化・政治・経済・自然）を育成するアカデミックスキルズプログラム、ICTプログラム、世界教養プログラムの企画・運営組織である（資料 3-2【ウェブ】）。ワールドリベラルアーツセンターは、日本を含む世界のさまざまな地域の言語、文化、芸術、教育、社会、政治等に関わる問題を発掘し、総合的かつ複合的観点から研究・調査し、その研究成果を公表し、グローバル時代の教養教育の理念を構築することを目的としている（資料 3-3【ウェブ】）。一方、言語教育開発センターは、グローバル人材の基礎力である豊かな教養としての外国語運用能力（英語及び英語以外の複言語についてのコミュニケーション能力）を育成する英語基幹プログラムと複言語プログラムの企画・運営を行う組織となっている（資料 3-4【ウェブ】）。

本学では、国内外の大学と連携、協力し、グローバル社会に貢献できる人材の育成に努めている。そのための全学の中核組織として、国際教育連携推進機構を設け（資料 3-5【ウェブ】）、そこに、国際交流部と国際日本語教育インスティテュート（留学生別科）（資料 3-6【ウェブ】）を置き、国際交流部で国際連携の企画、海外協定校との連携強化、交流協定の新規締結などを行い、国際日本語教育インスティテュート（留学生別科）で教育研究組織として外国人留学生のための日本語・日本文化の教育、日本人学生との交流を実施している。そこでの教育プログラムは、従来の「日本語コース」に加えて、留学生と日本人学生が日本を通して世界を学ぶ英語開講の「グローバルジャパンスタディーズコース」も開設している。

グローバル人材に必要な各種メディアの活用とデータサイエンスの学修については、メディア情報・データ科学センター（資料 3-7【ウェブ】）を設置し、コンピュータやインターネットなどの各種情報メディアを活用した教育、個別学習に関する研究開発や運用・支援、並びに言語情報、データ科学教育に関する総括的業務を実施している。

エアライン教育研究センターでは、「エアラインドリカムプラン」（資料 3-8【ウェブ】）として、更なるグローバル人材の育成に向けて、航空 3 社と連携を図り、航空業界に関する講義・演習、インターンシップ、実務研修、施設見学を通して、航空業界の動向や専門知識を深めるとともに、社会人にふさわしいマナーや心構えも身につけることで、各業界における即戦力となる力を育成するための教育研究を実施している。

グローバル共生社会研究所（資料 3-9【ウェブ】）は、多文化共生時代の地域創生に寄与する研究教育の活動拠点として、地域社会と密接に連携した研究教育を通じ、地域が直面する諸問題の解決を図ることを目的として、本学の創立 30 周年記念事業の 1 つとして、2018 年に設置されている。

全学の教職課程の運営や教育実習の対応・指導を行う教育研究組織として教職センターを設置し、教職課程認定大学としての社会的役割と責任を十分自覚し、地域や学校、卒業生等との連携・協働を積極的に推し進めながら、本学教職課程および教員養成の更なる充実を図っている（資料 3-10【ウェブ】）。

本学出版会は、多彩な人材を擁する本学が、教育面のみならず研究面でも目に見える実績を残しつつあることをふまえ、これらの成果を出版物として世に出し、本学の教育・研究の向上とともに、社会の発展に資する目的で設立されている（資料 3-11【ウェブ】）。

本学の附置教育研究施設等は、学術の進展や社会の需要に応じ、いずれも学園の基本理念・本学の目的に合致した内容で適切なものと判断できる。

（3）教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

本学の教職課程は、将来教職に従事する強い熱意をもつ学生のために設けられている。外国語学部、現代国際学部、世界教養学部の各学科で専攻分野に係る教科の免許状を取得することが可能である。英語、フランス語、中国語、国語、商業（グローバルビジネス学科）の各教科の免許状が対象となっている。

履修を希望する学生のために、各学部の「履修要項」に、「教職課程履修要項」を掲載し、取得できる免許状の種類・教科、履修申込・履修条件、免許状取得に必要な単位、取得すべき科目、教育実習等を必要に応じて学科ごとに明示し、参考として、免許状に必要な手続き等とその時期を項目ごとに掲示している。また、本学ウェブサイトに教職センターのウェブサイト（資料 3-10【ウェブ】）を設け、「教職センター（教職課程）」で、教職センターの概要、カリキュラム、講義要項シラバス、教員採用者数、担当教員、情報公開（教員養成の状況、研究年報）を公表している。本学の教職課程の企画・運営は、「名古屋外国語大学教職センター規程」に基づき、教職センターと教職課程委員会で基本的に行われている。同委員会規程（資料 3-12）によれば、教職センターは「本学における教職課程及び教員養成にかかわる業務を充実させ、円滑に運営することを目的」として設置され、業務として、教職課程の企画運営、教員養成に関する調査・研究及び資料の整備、教員採用試験のための対策講座等の実施、その他教職課程及び教員養成に必要な業務等を行い、センター長、教職課程の専任教員、事務職員を置いている。委員会として、センターの管理運営に関し必要な事項は、教職課程委員会で審議することと定められている。教職課程委員会は、教職課程の運営及び教職センターの管理運営に必要な事項を審議することを目的として、教職センター長を委員長として、教職課程の基本方針、実施計画、教職センターの管理運営等を議事とし、具体的には、教職課程の予算、授業計画、教育実習指導教員の配置、採用試験対策講座の開設等について審議することとしている。現在は、教職センター専任教員は委員長も含めて5名の教授で構成され、教職課程委員会は各学部、研究科から、教職センター委員（長）も含めて、全体で14名の教員で構成されている。

なお、教職センター長は、大学評議会、教学マネジメント会議の委員も兼任し、教職・教職課程の運営について、全学的に審議・報告を行い、学長からの指示を受けることも可能になっている。

以上のことより、本学教職課程は全学的な組織で企画・実施されていると判断できる。

(4) 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、その母体である学園の「人間教育と実学」の建学の精神に基づき、グローバル化と学術の進展が著しい地球社会で活躍できる真の国際人の育成を目指している。幅広く豊かな教養とともに高度な外国語運用能力と高い専門性を身につけ、優れた共感能力と国際感覚とを備えたグローバル人材を育成する目的で、外国語学部、現代国際学部、世界共生学部、世界教養学部、研究科などの教育研究組織を設置・改編している。

教育研究組織の設置・改編に際しては、外国語大学としての学術の進展と社会の要請にどのように応え、現代社会で期待される人材とは何かを常に模索し、それらのコンセプト、ポリシーが保証人・受験生の期待と志望動向に沿ったものか、或いは学生のニーズと本学の教育成果・社会貢献度に応え得るものかなどの観点から議論を行い、教育研究組織の編制原理に依拠し、理念・目的との適合性を検討し、学長室会議で教育研究組織の点検・評価を実施し、関係組織との連携のもとに、教育研究組織の設置・改編を実施している。

この間、世界共生学部の設置、外国語学部の改編、世界教養学部の開設、研究科の改編、国際教育連携推進機構の設置、国際日本語教育インスティテュートへの改編、グローバル共生社会研究所の設置などを学長室会議で主導して全学的に進めるとともに、設置・改編の結果を恒常的に点検・評価して、「人間教育と実学」の建学の精神に基づき、グローバル人材の育成に努めている。

【点検評価項目②】教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

教育研究組織の適切性の点検・評価とその結果に基づく改善・向上に向けた取り組みについては、組織の改編を含めて、本学の内部質保証に責任を負う組織である学長室会議で学部・研究科、研究センター等の設置・改編、廃止を行う際に点検・評価を行っている。

学長室会議では、学部・研究科等の設置・改編の場合には、下部組織に全学的な検討組織を設置し、そこでの検討結果を踏まえて、内容と申請作業について審議を進め、本学園の法人との将来戦略会議での検討結果をもとに、教育研究組織の適切性について、点検・評価を実施している。

改編の場合には当該部局で、部局長(学部長・研究科長)を中心として審議を行い、学長室会議でその結果を踏まえて、適切性を含めた審議を実施する。これらの審議結果に基づき、学長室会議で学部・研究等の設置・改編について具体的に審議を進め、その審議結果を大学評議会で審議し、最終的には学園理事会・評議会でも審議を行い、承認している。

点検・評価結果とその結果に基づく改善・向上の実績として、たとえば、2017年4月に設置した世界共生学部(学科)の事例がある。2015年6月開催の学長室会議で、今後の定員充足と学部の人材育成目的について点検・評価を行い、多文化共生の指導を目的とする新学部の設置に取り組む方針を定め、教育改革構想会議で新学部の基本構想を立案し、同

年9月に「名古屋外国語大学世界共生学部設立準備委員会規程」を定め、全学的な立場から設立準備に係る事項を審議し、「名古屋外国語大学世界共生学部設立準備室」で設置に向けて具体的な事項を審議して、設置の準備を行ってきた（資料2-24）。これらの設置準備は、学長室会議の下部組織である教育改革推進室での全学のカリキュラム評価・点検、改編の審議結果を踏まえ、学長室会議、学園との将来戦略会議での同意を得て、大学評議会最終的に学部の設置を決定している。

なお、世界共生学部の開設（資料2-24）に向けては、近隣の高校生を対象にして、開設前に、本学の世界共生学部の需要について、調査を行い、その点検・評価結果を踏まえて、設置を行っている。外国語学部の改編（資料2-24）、世界教養学部の開設（資料2-24）、研究科の改編（資料2-26）、国際教育連携推進機構の設置（資料3-13）、国際日本語教育インスティテュートへの改編（資料3-14）、グローバル共生社会研究所の設置（資料3-15【ウェブ】）なども同様の手続きで、学長室会議を軸に、関係組織との連携を踏まえて、点検・評価、設置、改編を実施している。

（2）点検・評価結果に基づく改善・向上

既存の教育研究組織と今後の方向性について、学長室会議で恒常的に点検・評価を行い、その結果を踏まえて、教育研究組織の改編・設置、質向上に努めている。その結果、たとえば、2017年度に世界共生学部を設置して、本学の人材養成の目的に合致したグローバル人材の育成に、新たに社会学の知見を取り入れ、多文化共生の視点から学士課程教育の質向上に貢献している。

現在の世界情勢、国際関係を多角的に理解し、世界諸地域の社会・文化・歴史等の多様性、多言語多文化共生に関する知識や方法論を体系的に学ぶことが可能になっている。学長室会議は、ほぼ毎週開催され、本学の教育研究組織の点検・評価も含めた内部質保証に取り組んでいる。

以上のことより、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果を踏まえて、教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みを実施していると判断できる。

【2】長所・特質

学長室会議を内部質保証に責任を負う組織と定め、教育研究組織について恒常的に点検・評価を行い、グローバル人材の育成を目的として、教育研究組織の改編・設置に努めている。世界共生学部の設置、外国語学部の改編、世界教養学部の開設、研究科の改編、国際教育連携推進機構の設置、国際日本語教育インスティテュートへの改編、メディア情報・データ科学センターの設置、グローバル共生社会研究所の設置など、同様の手続きで、学長室会議を軸に、関係組織との連携を踏まえて、点検・評価、設置、改編を実施している。

【3】問題点

なし

【4】全体のまとめ

本学は、その母体である学園の「人間教育と実学」の建学の精神に基づき、グローバル化と学術の進展が著しい地球社会で活躍できる真の国際人の育成を目指している。幅広く豊かな教養とともに高度な外国語運用能力と高い専門性を身につけ、優れた共感能力と国際感覚とを備えたグローバル人材を育成する目的で、外国語学部、現代国際学部、世界共生学部、世界教養学部、研究科などの教育研究組織を設置・改編している。

教育研究組織の設置・改編に際しては、外国語大学としての学術の進展と社会の要請にどのように応え、現代社会で期待される人材とは何かを常に模索し、それらのコンセプト、ポリシーが保証人・受験生の期待と志望動向に沿ったものか、或いは学生のニーズと本学の教育成果・社会貢献度に応え得るものかなどの観点から議論を行い、教育研究組織の編制原理に依拠し、理念・目的との適合性を検討し、学長室会議で教育研究組織の点検・評価を実施し、関係組織との連携のもとに、教育研究組織の設置・改編を実施している。

この間、世界共生学部の設置、外国語学部の改編、世界教養学部の開設、研究科の改編、国際教育連携推進機構の設置、国際日本語教育インスティテュートへの改編、グローバル共生社会研究所の設置などを学長室会議で主導して全学的に進めるとともに、設置・改編の結果を恒常的に点検・評価して、「人間教育と実学」の建学の精神に基づき、グローバル人材の育成に努めている。

第4章 教育課程・学習成果

【1】現状説明

【点検評価項目①】 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学修成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

（1）学位授与方針の適切な設定と公表

本学では、建学の精神、大学の目的に基づき、大学全体、研究科全体の学位授与方針を定め、そのもとに学部・学科、研究科・課程ごとに、当該学位にふさわしい学修成果を明示した学位授与方針を制定している（基本要件確認シート7）。

大学（学士課程）全体の学位授与方針では、建学の精神および大学の目的のもと、「幅広く豊かな教養を礎に、高い専門性と高度な外国語運用能力を身につけ、優れた共感能力と国際感覚を備えた学生に、学士の学位を授与」すると定めている（資料2-4【ウェブ】）。

この大学（学士課程）全体の学位授与方針を踏まえ、学部・学科で授与する学位ごとに学位授与方針を定めている（資料4-1【ウェブ】、資料4-2【ウェブ】、資料4-3【ウェブ】、資料4-4【ウェブ】）。たとえば、外国語学部では、「人間教育と実学」の学園の精神を踏まえ、本学の目的であるグローバル人材の育成を目指し、「幅広く豊かな教養を礎に、世界の主地域の言語・文化・社会についての高い専門性と高度な外国語運用能力を身につけ、多言語・多文化への優れた共感能力と鋭利な国際感覚をもった国際的教養人の育成を目的」として、学修成果として、①国際的教養人の基礎力としての豊かな教養、②国際的教養人としての高い専門性、③国際的教養人に必要な高度な外国語運用能力、④優れた共感能力・国際感覚を定めている（資料4-1【ウェブ】）。これを踏まえ、たとえば、英米語学科では、学修成果（知識・技能、能力、態度）として、①国際的教養人の基礎力としての豊かな教養：汎用的能力（情報処理力、批判的思考力、判断力・表現力）、外国語運用能力（英語及び英語以外の複言語についてのコミュニケーション能力）、世界教養（世界の言語・文化・政治・経済・自然などに関する知識、能力、態度）、②国際的教養人としての高い専門性：英語圏の言語・文化・社会、コミュニケーション、教育について高度な知識、能力、態度、③国際的教養人に必要な高度な外国語運用能力：国際社会での課題解決や意思伝達に必要な英語による高度なコミュニケーション能力、④優れた共感能力・国際感覚：多言語・多文化の社会で、英語及び複言語を適切に使用する知識・能力を有し、異なる文化や価値観に対して共感し、グローバルな視野で意思伝達ができる国際感覚を定め、これらの学修成果を修めた者に学位を授与とされている（資料4-1【ウェブ】）。また、研究科の学位授与方針については学部での学修を踏まえ、以下の知識・能力・態度を身につけた者に、博士前期課程で修士、博士後期課程で博士の学位を授与すると定めている（資料4-5【ウェブ】）。

博士前期課程：高い教養、優れたコミュニケーション能力、学際的で豊かな専門性、確かな研究能力
博士後期課程：高い教養、優れたコミュニケーション能力、学際的で深い専門性、卓越した研究能力

学位授与方針は、学部・研究科とも、本学ウェブサイトで公開し、社会に広く周知するとともに、毎年、学部では全学部の「履修要項」に、研究科では「大学院ガイドブック」にそれぞれ掲載し、全学生、大学院生、教職員に配付し、年度初めのガイダンス等で学生・大学院生に説明し、周知を図っている（基礎要件確認シート7、2022年度：資料4-6 p.3、p.6、資料4-7 p.3、資料4-8 p.3、資料4-9 p.3、資料4-10）。

なお、本学では、学位授与方針を含む3つの方針の検討・改正については、学部の場合は自己点検・評価委員会、学長室会議、教学マネジメント会議等の議を経て、研究科の場合は自己点検・評価委員会、学長室会議、研究科会議等の議を経て行い、本学ウェブサイト、「履修要項」、「大学院ガイドブック」等で周知を図っている（資料2-17）。

【点検評価項目②】授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

（1）教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

建学の精神、本学の目的に基づき、大学全体、研究科全体の教育課程の編成・実施方針を定め、そのもとに学部・学科、研究科・課程で学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針を制定している（基礎要件確認シート7、資料2-4【ウェブ】、資料2-5【ウェブ】、資料4-1【ウェブ】、資料4-2【ウェブ】、資料4-3【ウェブ】、資料4-4【ウェブ】、資料4-5【ウェブ】）。教育課程の編成・実施方針は、学位授与方針とともに、学部・研究科とも、本学ウェブサイトで公開し、社会に広く周知するとともに、毎年、学部では全学部の「履修要項」に、研究科では「大学院ガイドブック」にそれぞれ掲載し、全学生、大学院生、教職員に配付し、年度初めのガイダンス等で学生・大学院生に説明し、周知を図っている（基礎要件確認シート7、資料4-6 pp.4-5、資料4-7 pp.4-5、資料4-8 pp.4-5、資料4-9 pp.4-5、資料4-10）。

（2）教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

教育課程の編成・実施方針には、学位授与方針に定める能力・資質等を育成するための教育課程の編成と実施内容を定めている。

大学全体の教育課程の編成・実施方針では、大学、学部・学科の学位授与方針に掲げる能力・資質等を養成するため、「学位授与方針、人材養成の目的と整合性のとれた教育課程を編成します」と定めている（資料2-4、資料2-5）。

この方針のもと、学部・学科では学位授与方針に定める能力・資質等を養成するために必要な教育課程の編成と実施方針を定め（資料4-1【ウェブ】、資料4-2【ウェブ】、資料4-3【ウェブ】、資料4-4【ウェブ】、資料4-6 pp.4-5、資料4-7 pp.4-5、資料4-8 pp.4-5、

資料 4-9 pp. 4-5)、たとえば、外国語学部では、学位授与方針に示す「幅広く豊かな教養、高い専門性、専攻言語についての高度な運用能力、多言語・多文化への優れた共感能力と鋭利な国際感覚を涵養するため」、教育課程に「全学共通基幹科目」、「専修科目」、「自由選択科目」、「全学開放科目」を設置することを定めている(資料 4-1【ウェブ】、資料 4-6 pp. 4-5)。さらに、英米語学科では、豊かな教養については「全学共通基幹科目」で育成し、高い専門性については「専修科目」の専門科目群と「専門ゼミナール」で主に育成し、高度な英語運用能力は「専修科目」の「専攻言語プログラム」を中心にして育成するとしている。さらに、「自由選択科目」・「全学開放科目」、留学・研修等の国際交流等の学修も加えて、「世界を舞台に活躍できる豊かな個性と人間味に溢れ、共感能力と国際感覚を身につけた人材を育成すること」を目指すとしている(資料 4-1【ウェブ】)。

研究科・課程の教育課程の編成・実施方針では、大学院の学位授与方針に掲げる能力・資質等を養成するため、博士前期課程に「コース共通科目」、各コースの「専門教育科目」、「研究指導」からなる教育課程を編成することを定め、「コース共通科目」で「高い教養」、「優れたコミュニケーション能力」を身につけ、「専門教育科目」で「学際的で豊かな専門性」を修得し、「確かな研究能力」については「研究指導」「修士論文(課題研究)」で身につけるように定めている。また、博士後期課程では、コースワークの「専門講義科目」(「特殊講義」)で「高い教養」「優れたコミュニケーション能力」「学際的で深い専門性」を修得し、リサーチワークの「研究指導科目」(「研究指導」「論文指導」と「博士論文」で「卓越した研究能力」を身につけるように定めている(資料 4-5【ウェブ】)。

このように本学の教育課程の編成・実施方針は、学位授与方針に定める能力・資質を養成するための方針を定めていることから、学位授与方針と適切に関連しているといえる。

【点検評価項目③】教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1: 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ(必修、選択等)
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮(【学士】)
- ・教養教育と専門教育の適切な配置(【学士】)
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等(【修士】【博士】)
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2: 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

(1) 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性については、大学全体の教育課程の編成・実施方針に基づき、全学部・学科に、「全学共通基幹科目」、「専修科目」、「自由選択科目」、「全学開放科目」の系列(科目群)を開設している。これらの科目系列(科目群)の名称、授業科目、履修学年、卒業に必要な単位数等については、各学部の「履修要項」、「名古屋外国語大学 GUIDE BOOK 2022」に明示している(資料4-6、資料4-7、資料4-8、資料4-9、資料1-6 pp. 59-121)。

「全学共通基幹科目」は、学位授与方針における「学修成果」の「幅広く豊かな教養」に係わる科目系列(科目群)で、「アカデミックスキルズプログラム」「ICTプログラム」「英語基幹プログラム」「複言語プログラム」「世界教養プログラム」から構成され、全学の総ての学科で開講されている、汎用的能力・情報処理力、基幹英語、複言語、世界教養の学修に係わる科目群である。「専修科目」は、たとえば、外国語学部・英米語学科の場合には、学修成果の「高度な外国語運用能力」に係わる「専攻言語プログラム」と「高い専門性」に係わる「専門科目群」及び「専門ゼミナール」とともに、「教職特別科目」・「卒業論文」・「特別研究科目」も含めて構成されている。「自由選択科目」は「企業提携プログラム」「海外研修」「キャリアデザイン科目」などから成っている。「全学開放科目」は、他学部・他学科の専修科目である。これらの科目系列(群)と学位授与方針の「学修成果」等との関係は、全学科のカリキュラムマップ(ツリー)に明示している(資料1-6「GUIDE BOOK 2022」pp. 59-121、資料4-11)。

研究科についても、博士前期課程及び博士後期課程について、教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性は適切である。学部と同様に、教育課程は人材養成の目的と学位授与方針で定められた「学修成果」(教養、コミュニケーション能力、専門性・研究能力)に則して、博士前期課程では「コース共通科目」、「専門教育科目」、「研究指導」を置き、博士後期課程ではコースワークの「特殊講義」とリサーチワークの「特別専門研究」、「研究指導」、「論文指導」を置いている(資料4-5【ウェブ】、資料4-12)。なお、TESOL コースは専門教育科目のみであるが、教養・コミュニケーション能力の育成を図る科目がその中で開講されている。各学部・学科、研究科(各課程)とも、教育課程の編成・実施方針と教育課程に整合性がみられる。

教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮については、大学全体、各学部・学科での教育課程の編成・実施方針に定め、実施に努めている。順次性と体系性については、各学部の「履修要項」(資料4-6 pp. 21-22、資料4-7 pp. 21-22、資料4-8 pp. 17-18、資料4-9 pp. 17-18)に、履修登録時の授業選択をサポートするために、「ナンバリング」を各科目に付記している。

「ナンバリング」は5桁の英数字で、最初の3桁は授業科目の所属組織、科目系列(群)、授業難易度を各桁で示し、最後の2桁でシリアル No. (所属・科目系列・レベルごとに付番)を示している。

これにより、各科目が大学のカリキュラム全体の中でどのような位置付けにあるかについて、体系性と順次性を含めて、理解できるようになっている。体系性については、第2桁の科目系列コードで科目系列(群)を示し、アカデミックスキルズプログラム/ICTプログラム、英語基幹プログラム、複言語プログラム、世界教養プログラムで「学修成果」の

「幅広く豊かな教養」の科目群を示し、次に続く、専攻言語プログラム、専修科目、専門ゼミナールで「高度な外国語運用能力」、「高い専門性」の学修に係わる科目群を示し、最後に、自由選択科目等を示している。

順次性については、授業難易度を示す第3桁の「レベルコード」が、入門的・導入科目、中級レベル、高度な内容、卒業レベル、大学院レベルの5段階から成っていて、各科目の配当学年に概ね相当するようになっている（大学院の「特別研究」は4年次に配当されるが、レベル5）。

また、全学共通基幹科目のアカデミックスキルズプログラム/ICTプログラム、英語基幹プログラムは1年次を中心にほぼ2年次までに配当され、専門ゼミナールは3年次、4年次に配当されている（資料4-6、資料4-7、資料4-8、資料4-9）。

なお、全学部・学科のカリキュラムツリーについては、「名古屋外国語大学 GUIDE BOOK 2022」で、学びの体系図、特色の説明とともに提示され、教育課程の順次性、体系性について確認できるようにしている（資料1-6、pp.62-120）。また、学位授与方針での「学修成果」との関係も含めて、教育課程の体系性、順次性を全学部・学科のカリキュラムマップ（ツリー）に示している（資料4-11）。

研究科についても、博士前期課程では「教養」「コミュニケーション能力」の育成に主に係わるコース共通科目（群）と「専門性」の育成に係わる専門教育科目（群）等を設けて、前者から後者に向けて、基礎から専門の学修に至る、体系的で順次性のある教育課程を編成し、後期課程でもコースワーク（「特殊講義」）とリサーチワーク（「研究指導」「論文指導」）の科目群を設定し、体系性と順次性に配慮した教育課程を設けている（資料4-5【ウェブ】、資料4-12）。教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮については、学部・学科、研究科のいずれにおいてもみられる。

単位制度の趣旨に沿った単位の設定について、本学では、講義、演習、実習、実技などの授業形態を踏まえた単位数の算定基準を学則に定めるとともに、単位制の基礎について各学部の「履修要項」で説明している。「大学設置基準」により、本学学則では、1単位の授業科目は45時間の学修を必要として、講義・演習(1)(2単位)については、30時間の授業と60時間の教室外学習をもって2単位とし、演習(2)・実習・実技等(1単位)については、30時間の授業と15時間の教室外学習をもって1単位とすることを定めている（資料1-3【ウェブ】）。各学部の「履修要項」で、1単位の学習時間（45時間）は教室内の学習時間を30時間、教室外の学習時間を15時間とし、2単位の学習時間（90時間）では教室内の学習時間を30時間、教室外の学習時間を60時間と例示している（資料4-6 pp.15-16、資料4-7 pp.15-16、資料4-8 pp.11-12、資料4-9 pp.11-12）。単位制度を実質化するために、シラバスに事前事後の学修（教室外の学習）を指示し、必要時間数を明示している。なお、本学では、Semester制で15週を基準としている。単位の設定、運用については研究科でも同様である（資料1-11【ウェブ】、資料4-10 大学院学則 pp.42-43）。

個々の授業科目の内容及び方法については、シラバスに明記して、オンラインで公開している（資料2-36【ウェブ】）。シラバスの記載内容については、学部の場合は学科の教務委員、研究科の場合は大学院運営会議委員が点検を行い、修正が必要な場合は、授業担当者（作成者）に連絡して、修正後にオンラインで公開するようにしている。

なお、授業形式について、COVID-19 への感染拡大防止のため、授業形式に対面型、オンライン型（リアルタイム双方向型、オンデマンド配信型、課題提示型）を設け、「履修要項」で説明し（資料 4-6 p. 17、資料 4-7 p. 17、資料 4-8 p. 13、資料 4-9 p. 13）、授業科目のシラバスに表記している（資料 2-36）。

授業科目の位置づけ（必修、選択等）は、各学科等の開設母体で教務委員等を中心に、学科等の目的、学位授与方針での「学修成果」での位置づけ、科目内容の基本性を踏まえて検討し、教授会での審議を経て、学則の別表に示し、学部の場合は「履修要項」の「開講授業科目表」で「ナンバリングコード (No)」、「必選の別」の欄に表示し（資料 4-6、資料 4-7、資料 4-8、資料 4-9）、各授業科目についてはシラバスにも掲示している（資料 2-36 【ウェブ】）。各学科の開講科目については、「名古屋外国語大学 GUIDE BOOK 2022」にカリキュラムツリーを示し、全体での位置づけとともに各科目の必修、選択等の情報も記載している（資料 1-6、pp. 62-120）。

各学位課程にふさわしい教育内容の設定については、学部、研究科（課程）とも、学部・学科、大学院等の目的、学位授与方針で定めた「学修成果」との関連性を踏まえて、教育内容を設定している。

学部の全学共通基幹科目は全学的な視点から教養教育の在り方についての検討を踏まえて定め、専修科目は各学部・学科等で人材養成の目的、専門性の特質を踏まえて定めている。研究科も同様に研究科全体、各課程、各コース・分野の目的、特質に則して教育内容の設定を行っている。

初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）については、全学共通基幹科目の「アカデミックスキルズプログラム」、「ICT プログラム」、「英語基幹プログラム」、「複言語プログラム」（初級）、「世界教養プログラム」（導入科目：「日本理解の方法」、「世界理解の方法」）で、大学での学びの基礎となる汎用的能力、情報処理力、外国語（英語、複言語）、教養の学修基礎力を育成する。たとえば、英語基幹プログラムでは、Power-up Tutorial（PUT）で外国人教員 1 名と学生 4 名で英語のみで行う授業を 1 年次に実施している。英語を母語とする教員が、さまざまな話題を学生に提供することで「英語で考える力」や、お互いの意見をぶつけ合う時間をもつことで「英語で発信する力」をつくり、大量の英語を単に「聞く・話す」にとどまらず、英語で「考え、発信する」力を身につける授業である。外国人教員が用意する話題はさまざまで、日本のマスコミでは取りあげられなかった出来事であったり、同じ出来事でも全く違った視点から報道されている記事であったりして、知識だけでなく、さまざまな視点や考え方に触れて、国際理解の力を養うことにもなっている（資料 1-6 「GUIDE BOOK 2022」 p. 51）。高大接続については、毎年、推薦入試（指定校推薦）、総合型選抜での合格者を対象にして、各学科で「入学前オリエンテーション」を入学前に開催し、ネイティブ教員を含めて、専攻言語での基礎的な学修、当該学科での学びの基礎学修、入学までの学修課題の提示、留学プログラム等の説明等を実施して、入学までの学修の基礎づくりと動機づけ、入学後の計画設計を行うようにしている（資料 4-13）。

また、各学科で、入学直後の 1 年次生に、大学生活・学修への円滑な接続を図るため、「新入生オリエンテーション」を実施している（資料 4-14）。なお、高校生も対象に含めた文化講座を 2022 年度から学長を中心に本学教員の専門分野に応じて開講して、高大接続も視野に入れた取り組みを実施している（資料 4-15）。

教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）については、本学では全学部・学科で教育課程の構成を全学共通基幹科目、専修科目、自由選択科目、全学開放科目としている。これらの中で、全学共通基幹科目が教養教育の科目（系列）で、その他の科目が、専修科目を中心にして、専門科目に相当する科目（群）である。卒業要件単位数は124単位で、全学共通基幹科目の必要履修単位数は学部により異なるが40数単位（41単位～49単位）である。教養教育と専門教育は適切な配置となっている（資料4-6、資料4-7、資料4-8、資料4-9）。なお、本学の教養教育の特色のひとつとして、世界教養プログラムと複言語プログラムがあげられる。世界教養プログラムは、導入科目と応用科目があり、導入科目は現代社会を理解するための「世界理解の方法」と日本が抱える諸問題について理解するための「日本理解の方法」で構成され、応用科目はグローバル人材に不可欠な「人文」「学際」「社会」の3分野で72のテーマで、英語開講の科目も含めて、世界を考える、発展的な内容の科目で構成されている。必要履修単位数は、導入科目が4単位、応用科目が学部によって異なり、8単位～12単位となっている。一方、複言語については、12言語で初級・中級・上級等のレベルを設け、複数年に渡って段階的な履修が可能で、専攻言語をより客観的にとらえ、さまざまなテーマで新しい知識・視点が身につく、複言語でのコミュニケーション力がつくとしている。必要履修単位数は、学部によって多少異なるが、12単位から16単位となっている（資料4-6、資料4-7、資料4-8、資料4-9、資料4-11）。

コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）については、博士前期課程と博士後期課程において、バランスのとれた教育課程を編成している（資料4-10 pp.3-4）。博士前期課程では「教養」「コミュニケーション能力」の育成に主に係わるコース共通科目（群）と「専門性」の育成に係わる専門教育科目（群）等を設けて、後期課程ではコースワーク（「特殊講義」）とリサーチワーク（「研究指導」「論文指導」等）の科目群を設定し、体系性と順次性に配慮した教育課程を設けている。博士前期課程と博士後期課程の教育課程の編成について、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等がみられる（資料4-10、資料4-12）。

教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わりについては、学部改編・設置、教育課程の改編の場合、学長室会議で当該学部長からの提案を含めて、大学全体の今後の在り方とともに、学部・学科の人材養成の目的、教育研究の目的について議論を行い、その結果を踏まえて、教育課程の大枠を策定し、教学マネジメント推進室、当該学部・学科・センターと連携し、具体的な教育課程を策定し、その結果を教学マネジメント会議で審議し、大学評議会で決定し、学部教授会で報告している（資料2-24）。

教育課程（開講科目）の変更等については、学部教務委員会、教学マネジメント会議、大学評議会の議を経て学長が決定し、学部教授会で報告している（資料4-16）。いずれも必要に応じて学則の変更、附則、別表への記載が行われる。

なお、研究科の場合は、教学マネジメント推進室に代わって、研究科長を長として各コース・分野等の代表を構成員とする大学院運営会議で、学長室会議と連携して審議を行う。

また、研究科・学部の改編、学修成果の確認、教育課程と教育方法の適合性の評価等でデータ分析が必要な場合、IR推進本部が行っている（資料2-26）。以上のように、全学内部質保証推進組織は教育課程の編成で指導的な役割を果たし、内部質保証に責任を負う組織として機能している。

(2) 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施
本学では、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として、キャリアデザイン科目(10科目)、企業提携プログラム(5科目)、外交官養成プログラム(6科目)等を自由選択科目として総ての学科で履修可能にして開設している。

キャリアデザイン科目では、1年次から4年次まで履修可能で、現代社会のルール、会社組織と経営、Current Topicsなどのキャリアデザインやキャリアプランについて学修し、この他に、国内、国外のインターンシップ学外研修(計4科目)、エアラインに特化した国内、海外の学外実地研修(計2科目)を用意し、多様な内容、複数の機会に対応できるようにしている。また、企業提携プログラムは、航空概論、ホスピタリティ入門演習、ホスピタリティ応用演習、航空産業論、AI・データサイエンス入門を開講している。

さらに、外交官養成プログラムでは、入門から演習にいたるまで、外交官養成に向けた授業科目を3年次と4年次での履修に向けて開講している(資料4-6 p. 59、資料4-7 p. 56、資料4-8 p. 43、資料4-9 p. 43)。以上のように、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に実施している。

【点検評価項目④】学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1: 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)
- ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学修成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)
- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法(教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等)
- ・学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数(【学士】)
- ・研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施(【修士】【博士】)
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進・組織等の関わり(教育の実施内容・状況の把握等)

(1) 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）については、各学部とも、系統かつ総合的な学修を考慮し、無計画な履修を避けるために、年次、学期別に、履修登録単位数の上限を設定している。年次・学期毎に、外国語学部、世界教養学部、世界共生学部は 23 単位を、現代国際学部は 24 単位を、いずれも全学科で上限に定め、年間 50 単位未満に設定している（資料 4-6、資料 4-7、資料 4-8、資料 4-9）。

ただし、成績優秀者（直近の学期の GPA 値が上位 2%（目安）以内：2022 年度 1 期の場合には 3.2 程度。履修ガイダンス時に通知）にはその上限を引き上げることがある（資料 4-6 p. 20、資料 4-7 p. 20、資料 4-8 p. 17、資料 4-9 p. 16）。

また、教職に関する科目、キャリアデザイン科目は全学科で上限に含めていない。ただし、これらの成績優秀者、教職に関する科目の履修者、キャリアデザイン科目の履修者数の在籍学生数での割合を学年、学部、学科ごとに、各期について調べると、それぞれの割合は約 10%以内であること（資料 4-17）、また、教職履修者には授業外の学修時間の確保と学修の充実に向けた指導をガイダンス実施時に行うことから、単位の実質化に向けた取り組みを進めていると言える。

なお、開講科目及び履修科目の開講曜日・時限が特定の曜日・時限に集中しないように調査結果に基づいて時間割編成を行い、オンライン授業時の学生の課題（授業外学習）が多いとことが学生に対する調査結果で判明したため、課題の質・量を適度にすることを全学で申し合わせ、実施に努めるとともに、シラバスに課題の内容等について記載することを実施している（資料 4-18）。

研究科については、履修登録単位数の上限設定は特に定めていないが、学部と比べて履修科目数は少なく、指導教員の指導のもとに履修科目を決定し、計画的な履修とともに、教室外学習の充実を努めるため、単位の実質化には特に問題は生じていない。

以上のことから、各学位課程で単位の実質化を図るための措置は概ね適切であると判断できる。

シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学修成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）については、上記の総ての内容とともに、事前事後（授業外）の学習時間数、オンライン授業の際の URL、課題の内容・量についてもシラバスに明示していて（資料 4-19）、授業内容等とシラバスとの整合性の確保については、教師自身での点検とともに、学部は当該学科等の教務委員、研究科はコース主任によるシラバスチェックを行い（資料 4-20）、その結果も参考にして、各自で整合性の確保に努めている。

以上のことから、シラバスの内容及び実施は適切であると判断できる。

授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知については、各年度・学期の授業が始まる前に、授業方針を学生・教職員・保証人にウェブサイト上に掲載し、周知を図っているが、たとえば、2020 年 4 月の授業開始の際、また、2021 年の 5 月に、COVID-19 の感染状況の深刻化とともに、県下に緊急事態宣言が出され、本学でもアクティビティ指針を変更して、基本的にオンライン授業を全面的に実施することに

なった際には、授業方法の変更について、学長室会議で審議し、その結果を本学ウェブサイト、ポータル、Eメールで周知を図り、基本的にオンライン授業を実施し、適切な時期にシラバスに授業内容・方法の改訂結果を記載している（資料4-21）。

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）についても、教育課程の編成・実施方針に「多様な授業方法の採用や体験的な学修活動などの充実」を定め、「人材養成の目的に則して、講義形式の授業とともに、学生の主体的な学びを引き出すために少人数授業、習熟度別授業、双方向的・学生参加型授業、課題解決・探究型授業、ICTを活用した授業などのアクティブ・ラーニングを工夫するとともに、海外研修、海外留学、インターンシップ、実習などの体験的な学修活動の充実を図ること」が定められ、そのための教育課程・授業科目が置かれ、授業が実施されている。

これらの具体化については、「履修要項」での科目系列の概要や授業構成で確認できるとともに、毎年度本学ウェブサイト上に公開されている学生からの授業評価結果と教員の授業取り組み結果の記述からも確認できる（資料4-22【ウェブ】）。研究科については、総ての科目において、少人数制の教育を実施し、学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法となっている（資料4-23【ウェブ】）。

なお、コロナ禍での学生の主体的な参加を促す授業形態の試みとして、2020年度は基本的にオンライン授業を実施し、2021年度1期は対面授業の割合を高め、学籍番号の偶数番号・奇数番号での隔週ごとの対面授業（オンライン授業）を実施するとともに、2期からは名古屋駅近隣にキャンパスを借りて、両キャンパスでの教室内での受講者密度を減少させて、よりアクティブな対面授業の実施を可能にし、2022年度からは、履修者数の多い（70名以上目安）科目群（世界教養プログラム）等のみオンラインで実施して、対面授業を基本として実施している（資料4-24）。

なお、対面授業の場合と同じように、オンライン授業の実施においても学生の発表機会や意見交換の機会を増す工夫などに取り組み、教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等にもより多く取り組むように努めており、学生の授業評価アンケートの結果からも確認できる（資料4-25）。

学習の進捗と学生の理解度の確認については、授業時の小テスト、課題、発表などの取り組み結果、授業終了時のリアクションペーパー（講義コメント）の内容、学期末での課題、テスト、発表等の結果から到達度も含めて確認している（資料2-30【ウェブ】）。

また、授業等に関する学生からの質問、相談については、オンラインでの実施も含めて、オフィスアワーを設けて実施している。

さらに、毎年度の受講生（大学院も含む）による授業評価アンケートの結果から、オンライン授業も含めて、受講生の満足度、出席・受講態度・シラバスの利用状況、説明の理解度、教員の熱意、私語への適切な処置、授業参加への配慮、授業レベルの適切性、授業への興味について知ることができる（資料2-30【ウェブ】）。

この授業評価アンケートでは、受講生からの授業についての意見も記述式で記載されているので、学生の理解度も含めて、その後の授業実施に向けて適切な資料として機能している。

授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導については、毎年度、新入生を対象に各学科でオリエンテーションを実施し、高等学校での学修から大学での学修に円滑に移行できるように、また、大学での学修を計画的に、目標をもって進めることができるように、海外研修、留学等の取り組みも含めて、大学での履修に関する指導、効果的な学習法などについて指導している（資料 4-14）。

また、履修登録に向けたガイダンスを各学年の学生に、各学科の教務委員、教務課から実施し、「履修要項」をもとに、掲載されている本学の3つの方針も含めて、当該学年を中心に、教育課程、受講、履修登録、試験、成績・単位認定、教職課程などの説明・指導を詳細に実施している（資料 4-26）。

同様に、メディア情報・データ科学センター（旧：メディア情報教育センター）により、ポータル、G-Mail の利用、ICT を活用した授業の受講に必要な e ラーニング支援ソフト Moodle、遠隔授業としての zoom の利用方法、情報倫理などの指導も実施している（資料 4-27 【ウェブ】）。

特に、2020 年度のオンライン授業の開始時から、大学では、教学マネジメント推進室に対策チームを設けて、学長室会議との連携により、オンライン授業の実施計画、授業運営、受講環境の整備、各学科でのサポートデスクの設置などによるオンライン受講の円滑な実施に努めている（資料 4-28）。

メディア情報・データ科学センターでは、遠隔授業の受講の仕方、受講でのルールと注意点、機器の整備・使用について、オンデマンド型の録画での説明会を実施し、現在も、必要に応じて機器の貸与、サポートデスクの設置などを行い、学生が積極的に授業に参加できるように教務課と連携しながら（一般教室のハイフレックス機器の整備・使用は教務課がメインとなって）取り組みを実施してきている（資料 4-29 【ウェブ】）。

授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示については、教学マネジメント推進室により全学科を対象にして、メディア情報・データ科学センターで全学生を対象にして、オンライン授業の実施（受講）状況と課題について調査を実施し、その結果をもとに、学長室会議で審議している（資料 4-30）。

特に、オンライン授業での学生の課題（授業外学習）の量の多さについては、調査結果でも課題として判明したため、FD 研修会で課題として取りあげ、参加者の非常勤講師を含む教員に対して、オンライン授業での課題の量を質とともに適度にすることを提案した経緯がある。

授業外学習は単位の実質化の点から必要であるが、学習課題は授業の理解・発展につながる真に必要なもので、フィードバックの必要性とともに、課題の解答に費やす時間（字数・解答方法）を考慮すべきであることなどを説明して、課題の量・質の適正化について共通理解を図った。

その後の学生による授業評価アンケートでは、対面授業の割合が増したことも一因と考えられるものの、課題の量・質については問題として学生側からの指摘は記述式の意見でも多くはみられなくなっている。なお、2022 年には、卒業要件単位全体の学修について、単位の实質化、単位換算の点から FD 研修会で議論を深めている（資料 4-30）。

授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】）については、本学では、講義形式で受講者数が多い世界教養プログラムの科目もあるが、たとえば、2022年度1期では、受講者数平均は21.7名で、100名以上は1.3%、40名未満は全体の90.2%である（資料4-31）このことから、本学学士課程での1授業あたりの学生数は適切であると言える。

研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）については、「大学院ガイドブック」（資料1-12 pp. 11-14）に「研究指導計画と学位論文の提出について」で、博士前期課程の1年次、2年次で大学院生が行うべき研究に関わる活動について、スケジュールを示し、博士後期課程の大学院生についても1年次から3年次までの研究に関わる活動のスケジュールを示している。

毎年、入学時期に行われる大学院のオリエンテーションでもこの研究指導計画の説明と確認がなされ（資料4-26）、個々の活動の重要事項は、ポータルを通じて、確認も含めて伝達される。このスケジュールに基づいて、入学から修了に至るまでの研究指導が実施されている。

各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）については、学長室会議で、構成員として学部長、研究科長が参加して、各学部、研究科の教育・研究・運営の現状と課題について必要に応じて報告と審議を行い、学部・研究科の改編・設置、教育課程の改編等についても教学マネジメント推進室からの報告を受けて審議を行い、法人の了解とともに、当該学部・学科との意思疎通を図り、決定した事項については、教学マネジメント会議、大学評議会の議を経て、学長が決定している。

3つの方針の策定についてもほぼ同様な手続きで、学長室会議を中心にして、教学マネジメント会議、大学評議会の議を経て、学長が決定している。

なお、大学院の3つの方針などについては、大学院運営会議、研究科会議での審議も含めて行われている。

また、学生による授業評価結果については、学長を長とするFD委員会で、担当の委員により、報告が行われ、課題を共有している（資料4-32）。

さらに、教育課程の編成・実施方針で定めている、厳正・公平な成績評価の実施については、学長室会議で、各期の全学の全科目の評価結果についての分析結果の報告を受けて、各部署の取り組み結果について共通理解を図り、必要に応じて、改善が必要な部署に対して確認の上、改善の指示を学長が行い、当該部署での改善が図られている（資料4-33）。

以上のことより、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置を講じていると判断できる。

【点検評価項目⑤】成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1： 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位等の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2： 学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

(1) 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

単位制度の趣旨に基づく単位認定については、本学学則第 15 条に従って単位の設定を行い、「試験規程」に則して実施している（資料 4-34）。「試験規程」は、総則に、目的、試験の種類、受験資格、不正行為、成績について定め、単位認定は、第 5 条「成績」において、60 点(C)以上の評価に対して、所定の単位を認めると定めている。

ただし、留学先での修得単位の互換などの場合は、成績評価に「S」の評価を設け、「認定」として単位を認めている。

また、「卒業論文」（選択）の単位認定（8 単位）については、本学「卒業論文に関する規則」（資料 4-35）に従い、論文の審査、評価（合格は C 以上）を行い、単位の認定を行っている。検定試験による単位認定については、学則第 11 条の 5 に従い、「検定試験による単位認定に関する内規」（資料 4-36）に、学科ごとに、検定試験の級などにより科目名と単位を定め、認定している（例：英米語学科、IELTS 5.0、5.5：「検定認定 A I」4 単位、実用フランス語技能検定試験 4 級：「検定認定 B I」2 単位）。

いずれの単位認定についても当該部局の教務委員会が承認して決定している（資料 4-37）。

既修得単位等の適切な認定については、大学学則（資料 1-3【ウェブ】 第 11 条の 3、4、第 26 条の 2）に、本学への 3 年次編入の学生の既修得単位、本学学生その他大学等での履修単位、留学先での履修単位（例：1 年間の留学で単位修得科目と修得単位数により 30 単位が上限）について定め、これらの単位認定は、60 単位を超えない（3 年次編入の学生の既修得単位を除く）ものとしている。既修得単位等の認定は、各学部の教務委員会での審議結果をふまえ、教授会での審議を経て決定している（資料 4-37）（ただし、他大学での履修単位、入学前に修得した単位は教務委員会での審議・決定）。

大学院においても、同様に、入学前の既修得単位、転入学者の単位、他の大学院での履修単位、留学先での履修単位を審議の上認めるとしている(資料 1-11 大学院学則第 21 条、大学院海外留学規程第 17 条)。

成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置については、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた各授業科目の到達目標・評価方法をシラバスに示して、その学習到達度を教員が厳正・公正に実施している。

GPA 制度を設け、「試験規程」に定めた成績基準と評語(例:A+: 90~100 点、「到達目標を卓越した水準で達成している」)に基づき、厳正・公正に成績評価を実施している。なお、本学学部では、成績評価の厳正性、公平性を担保するために、教育課程の編成・実施方針にその実施方針を明示し、その具体策として、2015 年度 2 期から、「A 評価以上 3 割程度」の成績評価制度を設定し、実施に努めている。この制度は、A 以上の評価(A+と A: 80 点以上)を当該科目の評価対象者数の 25%から 35%の範囲に限定して付与するもので、2019 年度からは、全学で学生が共通に履修する「全学共通基幹科目」(卒業要件単位 124 単位の中、40 数単位)で全面実施をすることとし、各学部の専修科目等の特性を考慮し、その他の科目については「実施に努める」としている。

この制度の実施によって、2014 年度 1 期に A 以上の評価が履修者数の半数以上であった科目数が全授業科目で 63%であったが、2021 年度には 30%ほどに減少している。

本学では、留学費用全学支援の留学制度の対象者選考基準に語学能力基準の他に累積 GPA が採用されること、また、成績優秀者の選考にもその基準が使用されることもあり、成績評価の厳正性・公平性の担保が特に必要になっている。

このことも踏まえて、毎学期、各学科の前学期の「A 評価以上 3 割程度」の実施状況について学長室会議で報告(資料 4-33)を行い、学科間の厳正性の相違に着目して、必要な場合、学長から当該学科に対して適正な評価の実施について指示が出されている。

定期試験の厳正な実施については、「履修要項」の「試験について」で受験上の注意、不正行為の禁止について、不正行為の具体例とともに示し、公正な受験に向けての注意喚起を行い、「試験規程」で試験場における注意等について説明し、さらには、「学生懲戒手続規程」、「試験不正行為者処分手続要領」を掲示して、不正防止対策に努めている(資料 4-38)。オンライン授業での公正性・公平性を担保するために、非常勤講師を含めて教員にオンライン授業での公正、公平な試験の実施に向けて FD 研修を実施して、参加者から好評を得ている(資料 4-39)。

また、2022 年度 1 期には、オンラインでの試験実施を行う週を第 14 週に定め、その週はすべての授業をオンライン実施とすることで、大学での対面授業の受講者との接触を回避し、公正な受験環境を設定して、試験の公正・公平な実施に取り組んでいる(資料 4-40)。

なお、学生からの成績評価についての問い合わせについては、「履修要項」の「成績評価に関する質問」に、申し出先、申し出期間、その他について、具体的に示し、担当教員からの成績の修正依頼については教務委員会で審議を行い、公正・公平に対応している。

卒業・修了要件の明示については、学部においては、大学学則第 13 条に、「本学を卒業するためには、124 単位以上を修得しなければならない」と卒業要件を定め、同学則を本学ウェブサイト公表するとともに、「履修要項」に卒業要件単位数を明示している(資料 4-41【ウェブ】、資料 4-42)。大学院については、修了要件について、大学院学則 41 条に

前期課程、同 41 条の 2 に後期課程について定め、公表している（資料 4-43【ウェブ】、資料 4-44 pp. 47-48）。前期課程については、「前期課程に 2 年以上(学部修士 5 年プログラムにあっては 1 年) 在学し、所定の授業科目を履修して 30 単位 以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文、又は、特定の課題についての研究成果（以下「課題研究」という。）の審査及び試験に合格した者に対し、研究科長は、研究科会議の議を経て修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、前期課程に 1 年以上在学すれば修了を認定することができる。」としている。後期課程については、「後期課程に 3 年以上在学し、所定の授業科目を履修、修得し、必要な研究指導を受け、かつ、博士候補資格を取得した上、博士論文の審査及び試験に合格した者に対し、研究科長は、研究科会議の議を経て修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、後期課程に 1 年以上在学すれば修了を認定することができる。」としている。

成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わりについては、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性、両者の整合性について、学長室会議で検討し、両方針を新たにするとともに、成績評価の厳正性・公平性が全学、各学部、各学科、各系列（科目群）で担保されているかについて、「A 評価以上 3 割程度」の実施状況から学期毎に検証し、学科での改善が必要な場合は学長が指示を行っている。

以上のことから、成績評価及び単位認定を適切に行うための措置は適切に行われていると判断できる。

（2）学位授与を適切に行うための措置

学位論文審査がある場合の学位論文審査基準の明示・公表については、博士前期課程・博士後期課程について、「修士論文の審査基準」、「課題研究の審査基準」、「博士論文の審査基準」を定め、「大学院ガイドブック」（資料 4-45 p. 55）に明示し、大学院生、教職員に周知を図っている。

学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置、学位授与に係る責任体制及び手続の明示、適切な学位授与については、学士課程では、学則第 14 条に、「卒業の認定」について定め、「本学に 4 年以上在学し、前条に規定する 124 単位を修得したものに対し、学長は教授会の議を経て卒業を認定し、卒業を認定された者に卒業証書・学位記を授与する」ことを明示している。

学位授与については、教務課で卒業判定資料を作成し、各学部の教務委員会での審議の後に、学則に基づき、教授会で審議を行い（資料 4-46）、学長が学位を授与している。

なお、卒業論文は本学では選択科目で、卒業論文の審査は本学の「卒業論文に関する規則」に従って実施されている。（資料 4-35）。

博士前期課程については、「名古屋外国語大学学位規則」（資料 4-47 pp. 53-55）に基づき、研究科で定める授業科目を履修して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、研究科長に論文を提出し、研究科長が研究科会議で指導教授を含む 2 名以上の教授を選出し、学位審査委員会を組織し、同委員会が論文審査と論文の内容を中心として高度な専門性を要する職業に必要な能力について審査を行い、審査結果を研究科会議に報告し、

研究科会議で構成員の2/3以上の出席で2/3以上の賛成を得て合格とし、その結果を研究科長が学長に報告し、学位の授与を学長が行っている。

博士後期課程については、体制・手続きはほぼ同様であるが、博士論文を提出する前に、博士候補資格を取得すること、博士の試験は学位論文の内容及びこれに関連する学識と研究能力について審査すること、学位の授与後、インターネットにより論文要旨等と論文の公表を行うことが加えて必要となっている。

以上から、本学では学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置、学位授与に係る責任体制及び手続の明示、適切な学位授与が行われていると判断できる。

学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わりについては、内部質保証のための全学的方針に従い、学長室会議で、必要に応じて、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針について審議を行う際に、学位授与に関わる全学的なルールについても確認と検討を行っている。

以上のことより、本学では内部質保証推進組織等の関わりを保ち、学位授与を適切に行う措置が行われている。

【点検評価項目⑥】学位授与方針に明示した学生の学修成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1: 各学位課程の分野の特性に応じた学修成果を測定するための指標の適切な設定 (特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。)

評価の視点 2: 学位授与方針に明示した学生の学修成果を把握及び評価するための方法の開発

≪学修成果の測定方法例≫

・アセスメント・テスト

・ルーブリックを活用した測定

・学修成果の測定を目的とした学生調査・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点3: 学修成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

(1) 各学位課程の分野の特性に応じた学修成果を測定するための指標の適切な設定

本学学部の学位授与方針には学修成果として、たとえば、外国語学部英米語学科の場合は、①豊かな教養 (<1>汎用的能力：情報処理力、批判的思考力、判断力・表現力、<2>外国語運用能力：英語及び英語以外の複言語についてのコミュニケーション能力、<3>世界教養：世界の言語・文化・政治・経済・自然などに関する知識、能力、態度)、②高い専門性(例：英語圏の言語・文化・社会、コミュニケーション、教育について高度な知識、能力、態度)、③高度な外国語運用能力(例：国際社会での課題解決や意思伝達に必要な英語による高度なコミュニケーション能力)、④優れた共感能力・国際感覚(多言語・多文化の社会で、英語及び複言語を適切に使用する知識・能力を有し、異なる文化や価値観に対して共感し、グローバルな視野で意思伝達ができる国際感覚)を明示している。

これらの学修成果を測定するための指標として、①教養力（汎用的能力・情報処理力、基幹英語、世界教養）、②専門性、③外国語運用能力、④共感能力・国際感覚を定め、本学では学修成果の可視化に取り組んでいる。これらの取り組みの事例については、「名古屋外国語大学における学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」（資料 2-18）に、評価の実施方法（内容）と学修成果等（指標）を組み合わせ表示している。

これらの実施方法には、学習状況調査、学生の授業評価結果、学習成績（GPA）、外国語能力試験結果、卒業時満足度調査などがある。

研究科においては、学位授与方針に学修成果として、博士前期課程では、①高い教養、②優れたコミュニケーション能力、③学際的で豊かな専門性、④確かな研究能力を定め、博士後期課程では、①高い教養、②優れたコミュニケーション能力、③学際的で深い専門性、④卓越した研究能力を設定している。これらの学修成果の指標には、両課程で、①教養力、②コミュニケーション能力、③専門性、④研究能力を共通項として設定できる。学習成果の測定方法としては、成績評価、授業評価、指導教員による研究指導と最終試験、卒業時調査の結果などがある。

（2）学位授与方針に明示した学生の学修成果を把握及び評価するための方法の開発

学士課程の学位授与方針に明示した学修成果を総ての指標で把握及び評価する方法としては、2019年度から毎年度、卒業生全員を対象に実施しているディプロマ・サプリメント（学位証書補助資料）（資料 4-48）の作成と発行があげられる。全体の構成は、①学生の基本情報（氏名、学籍番号、学位名称、修得単位数、学部・学科、専攻言語、複言語等）、②学修成果（学習成績）、③学修成果（授業外活動：外部試験結果、留学・海外研修、クラブ・サークル活動）、④表彰、⑤学位授与日等となっている。学生一人一人の卒業までの学修の記録と成長の可視化で、間接指標と直接指標による成長の記録を示したものである。

学位授与方針に明示した学生の学修成果を総ての指標で示したものが上述の②学修成果（学習成績）で、学生の卒業時までの累積GPAを学修成果（汎用的能力・情報処理力、基幹英語、世界教養、複言語、専攻言語、専門性の各資質・能力）に対応する科目群（系列）（専門性：コース科目、ゼミ等）ごとに算出して、その結果と可視化したレーダーチャートを明示している。

また、共感能力・国際感覚の学修成果に関わる海外研修・長期留学の取り組み結果も示している。さらに、外国語運用能力の「直接指標」として、複言語の能力も含めて、TOEFL、TOEIC、IELTS、フランス語、ドイツ語、韓国語などの外部試験の成績や情報処理能力を示す検定試験などの成績も含めて記載している。

ディプロマ・サプリメントの学修成果別GPAとレーダーチャートによる可視化は個々の卒業生ごとにどの学修成果がよりよく学習されたかをそれらのバランスも含めてみたものであるが、その元データを大学全体、各学部、各学科別に分析することで、個々の学修成果の達成度を大学全体、各学部、各学科別に比較し、可視化することが可能になる。このことを2019年度の卒業生（1,039名）と2020年度の卒業生（997名）について検証した結果（資料 2-29）、次のことが判明した。①各学部・学科で相違がみられるものの、ほぼ総ての学修成果別GPA平均値は2.0以上（最大値は4）で、達成度は良好である。②学修

成果ごとにみても同様の結果で、いずれの学修成果も達成度は良好である。③全体では、「専門性」と「外国語運用能力」の達成度が相対的に高い。④両年度の卒業生とも「達成度」は概ね同様で、「学修成果」の設定は適切である。

まとめとして、本学で設定した学位授与方針での「学修成果」の達成度は良好で、「学修成果」は適切である。これらの結果についてもレーダーチャートで可視化を行っている（資料 2-29）。なお、本学では、先述のように、「A 評価以上 3 割程度」を成績評価で実施して、厳正、公正な成績評価の実施に努めているため、GPA 平均値はそれほど高くない。

さらに、毎年度行われている学生による授業評価の結果を、学位授与方針で明示した「学修成果」に係る授業科目群（系列）ごとにみていくことも可能である。「学修成果」の指導を授業評価の観点（「授業満足度」など 13 項目）からみていくことである。

これについては、対面授業の 2019 年度、オンライン授業中心の 2020 年度の授業評価結果で調べ、両年度の結果を比較して表示するとともに、レーダーチャートでも明示している（資料 2-29）。これらによれば、両年度とも授業評価結果は良好（5 点法で平均値は概ね 4 以上）であるものの、ほとんどの観点で（出席・受講態度・シラバスの活用の 3 観点以外）、対面授業での 2019 年度の方が評価は高い傾向がみられている。しかしながら、「学修成果」ごとにみていくと、「世界教養」に係る授業科目（群）はオンライン授業中心の 2020 年度の方が概ねどの授業評価の観点からもわずかではあるが高い傾向がみられている。世界教養科目（群）は、受講者数の多い科目が多く、「講義形式」の授業であるため、オンライン授業との適合性が窺えたのかもしれない。

学生の学修成果を把握及び評価するための方法には、本学の学位授与方針に明示した総ての「学修成果」ではなく、特定の「学修成果」について評価する方法もある。これらについては、本学で行われている方法には、学習状況調査（資料 4-49）、卒業時満足度調査（資料 4-50）、外国語能力等の外部試験受検結果（資料 4-51）、留学・研修結果の報告（資料 4-52）がある。これらは、教養力、外国語運用能力、専門性などの評価が主であるが、これらに加えて、卒業生と卒業生の入社実績のある企業を対象にした「就業状況・就業力に関するアンケート」（資料 4-53）も実施している。企業からは本学卒業生の印象については、コミュニケーション能力が高い旨の評価を得ている。

（3）学修成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

学修成果の把握及び評価の取り組みについては、学長室会議を主に、教学マネジメント会議、FD 委員会等で結果を報告し、審議を行い、必要に応じて、今後の調査方法の改善、調査結果をもとにした内部質保証の改善への取り組みを行っている。たとえば、2022 年度の授業方式をオンライン授業で行う授業科目（群）を決定した際には、先述の世界教養科目群（系列）とオンライン授業の適合性も判断の論拠として機能していることは否めない（資料 2-29）。

【点検評価項目⑦】:教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

**点検評価項目1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
・学修成果の測定結果の適切な活用
点検評価項目2: 点検・評価結果に基づく改善・向上**

(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

学修成果の測定結果の適切な活用については、アセスメント・ポリシーによって、学生の入学から卒業に至るまで、大学全体、課程レベル、授業レベルに対応して、定期的に適切な資料、情報を用いて、教育課程及びその内容・方法について、点検・評価を行っている。

たとえば、大学レベル、課程レベルについては、特に、4年間の教育課程のサイクルで、教育課程の改編等を行う前に、現行の教育課程での課題を整理する際に、授業評価結果、外国語能力の進捗状況、専門性の学修状況等の調査結果及び現状と課題について学長室会議、教学マネジメント会議等で確認している(資料 2-28、資料 4-49、資料 4-51)。また、授業レベルについては、学生の授業評価アンケートの結果を整理して、授業者に満足度等の12の質問項目での結果とともに、受講者からの授業についてのコメントも知らせ、その上で、授業者からの意見も記載するようにして、その記載された内容から、授業の在り方への省察とともに課題とその解決方法を記載し、次年度の授業改善に努めている。

(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

教育課程及びその内容・方法の点検・評価とその結果をもとにした改善・向上に向けた取り組みについては、本学では、これまで学部・研究科で教育課程の改編、授業改善の取り組みを行ってきた。

たとえば、大学院前期課程・後期課程では、2020年度に現行の教育課程に改編している。IR推進本部での定員充足状況と教育課程の課題についての分析結果をもとに、学長室会議で改編についての審議を行い、大学院運営会議、研究科会議との連携のもとに、前期課程を8コースから3コースに改編し、後期課程のコースワークとリサーチワークのバランスに配慮して、学位授与方針に適合した、現行の教育課程に改編している(資料 2-26)。

以上のことより、本学では、学部・研究科の教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

【2】長所・特質

本学の教養教育の特色のひとつとして、世界教養プログラム、複言語プログラム及び英語基幹プログラムがあげられる。世界教養プログラムは、導入科目と応用科目があり、導入科目は「世界理解の方法」と「日本理解の方法」で構成され、世界教養の基礎として1

年次に学修する。応用科目は、「人文」「学際」「社会」の3分野で72のテーマで、英語開講の科目も含めて、発展的な内容の科目で構成され、2年次から4年次までに学修する。

また、複言語プログラムは、12言語で初級・中級・上級等のレベルを設け、1年次から4年次まで段階的な履修が可能で、複言語の学修で新しい知識・視点が身につく、複言語のコミュニケーション力がつくとしている。

さらに、英語基幹プログラムでは、Power-up Tutorial (PUT) で外国人教員1名と学生4名で英語のみでの授業を1年次に実施している。英語を母語とする教員が、さまざまな話題を受講生に提供し、英語で意見交換を行い、「英語で考える力」や「英語で発信する力」を育成することがねらいである。大量の英語を「聞く・話す」だけでなく、英語で「考え、発信する」力を身につける授業である。学生からの人気も高く、全学部・全学科対象の教育システムで、2年次から4年次の高度な語学力を必要とする講義や長期の留学に対応するための土台づくりの役割を果たしている。4年間で積みあげていく語学学習の第1段階として欠くことのできない授業である。

【3】問題点

なし

【4】全体のまとめ

本学では、学部・学科、研究科・課程ごとに、当該学位にふさわしい学修成果を明示した学位授与方針を制定している。同様に、その方針を踏まえ、教育課程の編成・実施方針を学部・学科、研究科・課程で適切に制定している。これらの方針は、本学ウェブサイトに公開し、学部は「履修要項」に、研究科は「大学院ガイドブック」に掲載し、学生に周知を図っている。教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。同様に、初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置、研究科ではコースワークとリサーチワークの適切な組み合わせなど、教育への配慮等を行っている。さらに、学生の社会的及び職業的自立を図るために適切な教育を実施している。

単位の実質化を図るための措置、学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法など、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置も講じている。成績評価及び単位認定については、単位制度の趣旨に基づく単位認定を行い、学位授与を適切に行っている。学位授与方針に明示した学生の学修成果を適切に把握し、評価を行っている。教育課程の内容、方法の適切性を定期的に点検・評価し、その結果をもとに改善・向上に努めている。

第5章 学生の受け入れ

【1】現状説明

【点検評価項目①】学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

(1) 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

本学では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、学生の受け入れ方針を大学全体、各学部、研究科各課程で定め、大学ウェブサイト（資料 2-4【ウェブ】、資料 4-1【ウェブ】、資料 4-2【ウェブ】、資料 4-3【ウェブ】、資料 4-4【ウェブ】、資料 4-5【ウェブ】）に公表している。また、これらの学生の受け入れ方針は、各学部の「入学者選抜募集要項」（資料 5-1）、「入試ガイド」（資料 5-2）、「GUIDE BOOK 2022」（資料 1-6 p. 121）に、研究科各課程では「大学院ガイドブック」（資料 4-10）、「大学院学生募集要項」（資料 5-3）に、それぞれ明示し、広く社会に向けて公表している。

(2) 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

本学の学生の受け入れ方針では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づき、本学での人材養成の目的、育成する資質・能力、そのための教育について明示し、その教育を受けるために必要な資質・能力、受け入れのための選抜方法、求める学生像について提示している。たとえば、外国語学部では、入学前に必要な資質・能力について、次のように定めて、選抜方法（一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜・特別選抜）とともに、本学ウェブサイト（資料 4-1【ウェブ】）、「入学者選抜募集要項」（資料 5-1）、「入試ガイド」（資料 5-2）で下記のように公表している。

「その教育を受けるためには、国際人になるための意欲・関心、外国語を学ぶ強い意志が必要ですが、学修の基礎となる「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」などの基礎的な能力・資質も必要です。外国語学部では、英米語学科で英語を主専攻として学び、フランス語学科・中国語学科では英語を副専攻語として学びますが、英語を主専攻とする学科はもとより、副専攻語とする学科でも、英語力は学びの最も重要な基礎力です。そのため、「英語」はいずれの学科の入学試験においても必修科目としています。また、外国語を学修する上でその基礎となる国語力は欠かせないもので、さらに、外国語の修得を深化させていくためには、幅広い分野についての基礎学力も大変重要です。従って、外国語学部のいずれの学科においても、専攻する言語は異なる場合があっても、共通の入学試験を採用しており、「英語」の能力が高い者を選抜することを重視しつつ、「国語」などの他教科の基礎学力についても充分配慮して、入学者選抜を実施します。

次のような人の受験を期待します

- ・学ぶ意志と意欲をもち、そのために必要な英語力・国語力などの基礎学力がある人
 - ・言葉（外国語・日本語）への強い関心がある人
 - ・言葉を通して人への関心、グローバル社会に関心がある人
 - ・外国語に関わる言語・文化・社会について高度な知識を身につけたい人
 - ・外国語の高度なコミュニケーション能力を身につけたい人
 - ・異なる文化や価値観に共感し、意思伝達ができる国際感覚を身につけたい人
- 学ぼうとする意欲、人へのやさしさ、社会への参加意識をもって入学してきて欲しいと期待します。

研究科においては、人材養成の目的とともに、博士前期課程、博士後期課程について、次のように定め、本学ウェブサイト公表している（資料 4-5【ウェブ】）。

国際コミュニケーション研究科では、学園の建学の精神である「人間教育と実学」に立ち、言語を中心にすえて、国際理解に必要な知識・技能を総合的に研究・教授する機関として、研究者養成とともに、現代国際社会で活躍する高度な専門知識を持った職業人の育成を目的としています。

【博士前期課程】

博士前期課程では、外国語や日本語の運用能力、専門分野の基礎的な知識、研究能力の基礎とともに、研究意欲を持ち、研究者、高度専門職業人を目指し、広い視野に立って研究をとおして国際社会で貢献しようとする人を求めます。

【博士後期課程】

博士後期課程では、外国語や日本語の高度な運用能力、専門分野の高度な知識とともに、高い目標意識、豊かな研究能力、強い研究意欲を持ち、教育や研究で指導的立場に立ち、世界を相手に活躍できる研究者、高度専門職業人を目指し、研究をとおして国際社会で十分に貢献しようとする人を求めます。

博士前期課程、後期課程については、先述の方針（資料 4-5【ウェブ】）に示すとともに、出願資格を「大学院学生募集要項」（資料 5-3）、本学ウェブサイト（資料 5-4【ウェブ】）等に公表している。

たとえば、博士前期課程 英語・英語教育コース（英語教授法（TESOL）プログラム）については、「必須条件」として、入学時に1年以上の英語教育経験を有する現職教員等で、英語での講義が受講可能な英語能力のある者などを明示している。

【点検評価項目②】学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1： 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2： 授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3： 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4： 公正な入学者選抜の実施

・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施

評価の視点5： 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保(受験者の通信状況の配慮等)

(1) 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

本学では、学生の受け入れ方針に基づき、高等学校教育と大学教育との関連の認識を基本に海外帰国生徒、外国人留学生にも配慮し、グローバル人材の養成に向けて、幅広く多様な能力・資質をもつ学生を受け入れる学生募集方法及び入学者選抜制度を設定している。

また、2021年度の入学試験から、学力の3要素を多面的、総合的に評価する選抜方法として、課外活動、社会活動、資格取得などの活動歴、学習目的と入学後の学習計画、知識・技能の書類審査(推薦書等)、基礎学力検査、面接などを加え、実施している(資料4-1【ウェブ】、資料4-2【ウェブ】、資料4-3【ウェブ】、資料4-4【ウェブ】)。たとえば、外国語学部では、学生の受け入れ方針に、選抜方法として、次のように本学ウェブサイト(資料4-1【ウェブ】)、「入学者選抜募集要項」(資料5-1)、「入試ガイド」(資料5-2)に公表して実施している。

【一般選抜】

英語・国語を中心とする個別学力検査並びに共通テストの利用、また、その両者を組み合わせることで、教科・科目の学修能力を多面的・総合的に評価する試験

・前期A方式、前期M3方式、前期M2方式、前期共通テストプラス方式、共通テスト利用前期(3教科・5教科)・後期(2教科)、後期の各試験

【学校推薦型選抜】

推薦基準(学習成績の状況<全体・外国語>、取得資格など)による出願資格を満たす者を対象に、調査書(一般公募、指定校)・適性検査(一般公募)・面接(指定校)による選抜

・一般公募、指定校の選抜方式

【総合型選抜・特別選抜】

資格取得、言語・異文化・国際社会への関心、海外での学修歴を有する者などを対象とし、適性検査(複数教科を統合した総合問題を含む)・小論文・面接などを組み合わせ、評価する選抜

・英語等有資格型、国際社会志向型、グローバル・フランス人材志向型(フランス語学科)、アジア事情探究型(中国語学科)、海外帰国生徒特別選抜、外国人留学生特別選抜などの選抜方式

なお、本学受験生サイトには、本学の学部・学科、留学プログラムなどの特色とともに、本学の学生募集方法及び入学者選抜制度について受験生の立場から要点を説明している。

研究科では、学生の受け入れ方針に基づき、一般、社会人、現職教員、外国人留学生等の多様な学生を幅広く受け入れる募集方法と選抜制度を設けて、本学ウェブサイトで下記のように選考方法を公表している（資料 5-4【ウェブ】）。なお、博士前期課程については、学内推薦入学による選考（成績が所属学科内で概ね上位3分の1以内等で指導教員等の推薦により、書類審査・口頭試問で選考）、学部修士5年プログラム（本学大学院学則第4条の2に定め、修士課程は1年間で修了可能）の履修生（本学4年次生）に対する選考（プログラム申請時点の累積GPAが3.0以上等の要件、推薦入学試験時に書類審査・口頭試問）も設定され、学内で説明会を実施し、周知を十分に図っている（資料 1-11【ウェブ】、資料 4-10、資料 5-3、資料 5-5、資料 5-6①、資料 5-6②、資料 5-7）。

博士前期課程・後期課程の選考方法

博士前期課程 I期/II期	書類審査 外国語（100点） 専門科目（100点） 口頭試問	口頭試問では、研究計画書および専門分野に関する試問を行います。 ※外国人留学生及び外国籍志願者を含みます。 ※留学生を含む外国籍志願者は、原則として日本語能力試験1級/N1合格者であること。
博士前期課程 社会人	書類審査 口頭試問	※口頭試問では、研究計画書および専門分野に関する試問を行います。 ※外国人留学生及び外国籍志願者を含みます。 ※留学生を含む外国籍志願者は、原則として日本語能力試験1級/N1合格者であること。
博士前期課程 英語・英語教育コース (英語教授法(TESOL) プログラム)	書類審査 口頭試問	※口頭試問は英語による諮問。小論文（英文）及び研究計画書に関する試問を行います。 ※外国籍志願者を含みます。 ※本コースに入学することにより、留学ビザを取得することはできません。
博士後期課程	書類審査 口頭試問	※口頭試問では、修士学位論文・研究計画書等に関する試問を行います。 ※外国人留学生及び外国籍志願者を含みます。

(2) 授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

授業料や奨学金等の経済的支援による学業奨励については、大学ウェブサイト（資料 5-8【ウェブ】）、「学生便覧」（資料 1-5 pp. 34-39）、「大学院ガイドブック」（資料 1-12 pp. 17-18、pp. 67-78）で情報提供を行い、公正で適正な学生募集に努めている。さらに、オープンキャンパスや各種進学相談会・入試説明会等を通じて、周知を図っている。

本学独自の奨学金については、大学ウェブサイト（資料 5-8【ウェブ】）、「学生便覧」（資料 1-5 pp. 33-39）、「大学院ガイドブック」（資料 1-12 p. 17 pp. 67-78）などに公表し

て、周知を図り、学業の奨励に努めている。なお、本学独自の奨学金制度には、成績優秀学生奨学金、育英奨学金、課外活動等優秀奨学金、学校法人中西学園奨学金、海外留学奨学金（資料 5-8【ウェブ】）があり、大学院博士前期課程、同博士後期課程には一般給付奨学金、特別給付奨学金（後期課程のみ）、貸与奨学金、利息補給奨学金（資料 5-8【ウェブ】、資料 1-12）があり、学生に周知を図るとともに、適正な学生募集に努めている。

（3）入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

本学は、入学者選考に係る事項を学則 18 条に定め、「学長は、入学試験委員会を設けて、入学者選抜試験を行い、合格者を決定する」とし、「名古屋外国語大学入学試験委員会」（以下、入試委員会）を置き、入学者選抜実施のための体制を整備している。入試委員会は、同委員会規程（資料 5-9）により、学長、副学長、学部長、各学部の学科長・英語教育担当主任及び教務主任、国際教育連携推進機構長、その他学長が必要と認めた者で組織し、学長が委員長を務めている。同様に、審議事項として、(1) 学生募集に関すること、(2) 入学試験の科目及び実施に関すること、(3) 合格者判定に関すること、(4) その他入学試験の実施に関することを定め（資料 5-9）、本学の入学者選抜に関するすべての事項（学生募集要項の決定、入学試験問題作成、入学試験実施、合格者判定、入学手続、入学者の決定等）を審議、決定して、学部教授会での承認を得ている（資料 5-10）。なお、入学試験の問題作成については、学力検査委員会を置き（資料 5-11）、教科・科目ごとに問題作成グループを構成し、各グループに出題責任者を配置し、作問体制を整備している。また、入学試験の実施においては、入学試験を円滑に実施するために、入試委員会のもとに入学試験実施本部を置き、学長を長として、入試委員会と入試課の指示のもとに、教員と事務職員が連携して入学試験を実施している。入学試験監督者、面接担当者には、事前に説明を行い、「監督者要領」（資料 5-12①）、「面接要領」（資料 5-12②）に基づき、公正、厳正に、入試の実施に取り組む体制を整えている。

研究科の入学試験でも学部とほぼ同様の対応をしており、研究科長を長とする、各コース・分野の委員から成る入学試験委員会、大学院運営会議、研究科会議で審議を行い、入試概要、入試日程、入試の業務に関する重要な事項について審議し、学長が決定している（資料 5-13、資料 5-14、資料 5-15、資料 5-16、資料 5-17）。

（4）公正な入学者選抜の実施（オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施

本学では、入学者の募集と選抜を公正・円滑に実施するために、入試委員会で「入学者選抜要項」（募集要項）（資料 5-18）を作成・審議し、教授会の議を経て決定している。同「募集要項」は、入試区分ごとの募集人員、試験名称、学習指導要領との対応、出願資格、試験日程、試験科目、出題範囲、入試方法等を定め、入学者の選抜については、学生の受け入れ方針に則して、公正な入学者の募集、選抜、実施に努めている。入学試験の円滑な実施のために、「入学者選抜募集要項」（資料 5-1）で、受験生へ試験当日の試験時間割や会場案内、主な留意事項等を記載し、受験生に不利益が生じないように、実施に関する情報を周知している。また、入学試験の円滑な実施に向けて、大学側では、事前に割り当てられた入学試験監督者に「監督者要領」（資料 5-12）を配付し、入学試験前に入試課長よ

り、実施する入試の概要とともに入学試験監督業務の流れと不測の事態への対応について、説明・質疑を行い、監督業務の円滑な遂行に努めている。さらに、入学試験実施時においては、入学試験実施本部を置き、入試委員会の委員長である学長の統括のもと、入試課との連携のもとに、公正・厳正に入試業務を実施している。

研究科も学部とほぼ同様の対応をしており、研究科会議で決定した募集要項概要（資料5-5）に基づき、入試委員会委員、実施担当教職員が研究科長のもとで、大学院入試実施要項（資料5-19）に従い、公正・厳正な入試の実施に努めている。

なお、本学では、対面で総ての入学試験を実施したため、オンライン入試での配慮は行う必要はなかった。

（5）入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施（オンライン受験者への通信状況への配慮）

受験、就学上への配慮については、疾病、障がい等を有する場合は、関係部局、必要に応じて、保健管理センター、学生課、教務課との協議を踏まえて、必要な合理的配慮を行っている。受験上の配慮については、入学試験出願前に事前相談及び配慮の申請を受け付けていて、入学者選抜要項、本学ウェブサイト等を通じて、周知している（資料5-1）。出願前の事前相談については、入試課、必要に応じて、学生課、保健管理センター、志望学科、教務課を交え、本人と面談して、受験上の配慮に加えて、就学上の配慮についても希望する内容や本学での可能な対応を話し合い、配慮の内容、方法を検討している。受験上の配慮については、本人の要望を入試課で検討し、その結果を本人に連絡している。入学前の段階での就学上の事前相談については、担当部署で協議・相談を行い、就学に向けての合理的な配慮を決定・準備している。

大学院においても学部と同様な対応をしていて、大学院学生募集要項やウェブサイト上で周知を図り、合理的な配慮に基づく公平な入学者の選抜を行っている。

なお、本学では、オンライン受験は実施していないため、入学試験の実施については、通信状況等の配慮等は必要がなかった。

【点検評価項目③】適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
- ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

（1）入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

入学定員に対する入学者数比率の過去5年平均は、学士課程全体では0.97倍で、各学部においては0.94から1.02の範囲で、各学科では0.82から1.06の範囲となっている。また、収容定員に対する在籍学生数比率は、学士課程全体では1.02から1.18の範囲で、各学部

では 0.97 から 1.19 の範囲で、各学科においても 0.86 から 1.28 の範囲となっている（コロナ禍もあり、0.90 未満はいずれも外国語学部フランス語学科のみ）。いずれも、2022（令和 4）年 5 月 1 日を起点とした数値で、大学基礎データ表 2 に示している。

なお、コロナ禍により、2020 年度からの入学定員充足状況の比率は減少傾向が特にみられるため、学長室会議を中心にして、学部・学科の改編、入学定員の適正化に向けた取り組みを現在進めている。

大学院博士前期課程、後期課程の収容定員に対する在籍学生数比率（5 年平均）は、それぞれ、0.74、0.64 で、いずれも、0.50 以上 2.00 未満、0.33 以上 2.00 未満である（大学基礎データ表 2）。

以上のことから、本学では入学定員及び収容定員の概ね適切な設定と在籍学生数の管理を行っている。

**【点検評価項目④】学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
評価の視点 2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

学生の受け入れ方針の適切性については、学長室会議で大学の目的、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針との連関を含めて、定期的に検証を行い、改善が必要な場合は、入試委員会との連携のもとに、教学マネジメント会議、大学評議会の議を経て、同方針を改善している（資料 5-20）。

また、年度毎の大学全体・学部・学科の志願者数・入学者数の推移について、顕著な減少傾向、増加傾向がみられた場合は、学長室会議でその要因を検証し、入試制度も含めて、学部・学科の改編・改革に繋げている（資料 5-21）。

入学者選抜制度の具体的な事項については、入学定員、試験種別、試験科目、試験内容、実施方法、合否判定等について、毎年度、前年度の入学試験結果を踏まえて、入学試験委員会で適切性について点検・評価を行い、その結果を踏まえて、必要な場合、それらの改善を行っている（資料 5-22）。

また、「入学者選抜募集要項」は、毎年度始めに入試委員会で点検・評価、審議を行い（資料 5-23）、学部教授会での審議（資料 5-24）を踏まえて、必要な場合、改善を行うこととしている。

なお、各学科で、入学試験結果と学生の入学後の学業成績や TOEIC 等の結果等を比較し、その分析結果を学科長が入学者選抜委員会で報告し、各学科での選抜方法の適切性について、同委員会で審議を行い、改善に役立てている（資料 5-25）。

研究科の場合には、入学試験委員会、大学院運営会議、研究科会議で入学試験の試験内容・実施方法等について、入学試験結果の報告をもとに、適切性について審議を行い、次年度の改善に努めている（資料 5-22）。

(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れ方針については、2017年5月開催の学長室会議で従前の方針が学部ごとに策定されていなかったことを受けて審議を行い、各学部の目的、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針と連関をもたせて、学部別に策定することとして、部館課長会議（教学マネジメント会議の前身）の議を経て、大学評議会で審議・決定している。世界共生学部（2017年度）、世界教養学部（2019年度）の設置における学生の受け入れ方針の策定も同様の会議体・手続きで策定している。

入学試験の適切性については、たとえば、2018年度までの入試結果を踏まえ、志願者数の増加が見込まれるフランス語学科・中国語学科について、学長室会議での議論を踏まえ、2019年度からの両学科の入学定員を増加させている（資料5-26）。また、入試種別については、特別選抜Ⅰ（英語等有資格型）、特別選抜Ⅱ（国際社会志向型）に加えて、世界教養学部、世界共生学部の目的に則した入試種別を設ける必要性を確認して、入学試験委員会の議を経て、特別選抜Ⅲ（グローバル人材志向型）を設定し、同様に、総合型選抜Ⅲ（グローバル・フランス人材志向型）（フランス語学科）、特別選抜Ⅲ（発信コミュニケーション型）（国際日本学科）、特別選抜Ⅲ（アジア事情探究型）（中国語学科）、特別選抜Ⅲ（専門学科・総合学科卒業生選抜）（グローバルビジネス学科）等を設定している（資料5-27）。

なお、研究科では、先述のように、2020年度の大学院前期課程・後期課程の改編に際して、前々年度から学長室会議で、入学定員の充足に向けて、審議を行い、大学院運営会議、研究科会議、大学評議会の議を経て、現行の3コース（前期課程）・3分野（後期課程）での定員充足に向けた取り組みを実施している（資料5-28）。

以上のように、本学では、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを実施している。

【2】長所・特質

本学では、学生の受け入れ方針に基づき、高等学校教育と大学教育との関連の認識を基本に、海外帰国生徒、外国人留学生にも配慮し、グローバル人材の養成に向けて、推薦入試（現行：学校推薦型選抜）、一般入試（現行：一般選抜）とともに、特別選抜（現行：総合型選抜）、海外帰国生徒、外国人留学生などの入学試験も行い、幅広く多様な能力・資質をもつ学生を受け入れる学生募集方法及び入学者選抜制度を設定している。また、学力の3要素を多面的、総合的に評価する選抜方法として、課外活動、社会活動、資格取得などの活動歴、学習目的と入学後の学習計画、知識・技能の書類審査（推薦書等）、基礎学力検査、面接などを加え、実施している。

本学独自の奨学金制度には、成績優秀学生奨学金、育英奨学金、課外活動等優秀奨学金、学校法人中西学園奨学金、海外留学奨学金があり、大学院博士前期課程、同博士後期課程には一般給付奨学金、特別給付奨学金（後期課程のみ）、貸与奨学金、利息補給奨学金が設けられ、学生に周知を図るとともに、入学者に対して経済的な支援とともに学修の充実に向けた奨励を実施している。また、長期履修学生制度や英語教授法（TESOL）プログラム生向けの授業料減免措置など、社会人入学者の学修を手厚く支援している（資料5-3「大学院学生募集要項 英語教授法（TESOL）プログラム」、資料5-29「名古屋外国語大学大学院長期履修学生制度規程」）。

【3】問題点

なし

【4】全体のまとめ

本学の学生の受け入れ方針では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づき、本学での教育を受けるために必要な資質・能力、受け入れのための選抜方法、求める学生像について明示し、本学ウェブサイト上、「入学者選抜要項」、「入試ガイド」に公表している。本学では、同方針に基づき、グローバル人材の養成に向けて、海外帰国生徒、外国人留学生にも配慮し、幅広く多様な能力・資質をもつ学生を受け入れる学生募集方法及び入学者選抜制度を設定している。授業料や奨学金等の経済的支援による学業奨励については、大学ウェブサイト（資料 5-8 【ウェブ】）、「学生便覧」（資料 1-5 pp. 33-39）、「大学院ガイドブック」（資料 1-12 pp. 17-18、pp. 67-78）で情報提供を行い、公正で適正な学生募集に努めている。さらに、オープンキャンパスや各種進学相談会・入試説明会等を通じて、周知を図っている。また、本学は、「名古屋外国語大学入学試験委員会」を置き、入学者選抜実施のための体制の整備を行っている。入学者の募集と選抜を公正・円滑に実施するために、入試委員会で入学者選抜募集要項を作成・審議し、教授会の議を経て決定している。募集要項は、入試区分ごとの募集人員、試験名称、出願資格、入試方法等を定め、学生の受け入れ方針に則して、公正な入学者の募集・選抜・実施に努めている。同様に、入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理を行い、入学定員に対する入学者数比率とともに、収容定員に対する在籍学生数比率、収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応も概ね適切に実施している。また、本学では、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを実施している。

第6章 教員・教員組織

【1】現状説明

【点検評価項目①】大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

点検評価項目1： 大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

点検評価項目2： 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針

(分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

(1) 大学として求める教員像の設定 (各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等)

本学が求める教員像については、「教員組織の編制方針について」に、「本学で求める教員像」として定めている(資料6-1【ウェブ】)。本学の目的として、「その設置者である学校法人中西学園の建学の精神である「人間教育と実学」を教育の原点とし、豊かな教養と深い専門的能力を培い、国際社会の一員として人類社会の発展に寄与する人材を育成すること」を明示し、世界規模でのグローバル化の急激な進展の中で、言語や文化的、歴史的背景を異にする国・地域やその人々とのかかわりを持って、時代の変革に対処するために、「真のグローバル人材、すなわち、単に外国語の使い手になることではなく、豊かな教養を備え、共感力を持ち、信頼を得て、応用力を軸に実務をこなしていく人材でなければならない」としている。

(2) 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針

「教員組織の編制方針」では、「真のグローバル人材育成のため、優れた教員組織を構築し、本学の使命を十全に果たしていく」こととして、分野構成、教員の役割、教員間の連携、教育研究の責任等について次のように定めている(資料6-1【ウェブ】)。

教員組織の編制方針

1. 教員数は、大学設置基準及び大学院設置基準に基づき、各学部・学科、センター等に適切に教員を配置する。
2. 学生に対する手厚い少人数教育を継続・発展させる観点から、収容定員における教員1人当たりの学生数に配慮した教員組織を編制する。
3. 教員構成は、特定の年齢、性別に著しく偏ることなく、外国語大学としての特性を踏まえ、国際性に配慮する。
4. 主要授業科目は、教授又は准教授が担当することを原則とする。
5. 教員の募集、採用、昇格等については、本学の任用規程、審査基準、採用基準等に基づき、適正な運用を行う。
6. 特に教員の募集及び採用については、真のグローバル人材育成を目指す学部再編が刻下の課題であることから、学長のリーダーシップの下、中長期的な将来展望に立って、専攻分野、職位層、外国人教員の割合などが適正となるよう計画的に人事を進める。
7. 若手教員の育成、キャリア形成に資する社会人の活用、言語教育の充実を期するための外国人教員の採用に配慮する。
8. 教育内容の改善充実を図るため、ファカルティディベロップメント（FD）研修、授業評価、学生アンケート調査などに鋭意組織的に取り組む。
9. 教員の研究活動の活性化及び研究成果の積極的な発信を図るため、科学研究費補助金獲得支援、研究紀要、ワールドリベラルアーツセンター（WLAC）ジャーナル、名古屋外国語大学出版会書籍の発刊など環境の整備に努める。
10. 教育研究推進経費(学長裁量経費)の活用によって、本学における研究チームの形成を促進する。

【点検評価項目②】 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

点検評価項目1： 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

点検評価項目2： 適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授又は准教授)の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

点検評価項目3： 教養教育の運営体制

(1) 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数については、教員組織の編制方針に沿って、大学設置基準、大学院設置基準にそれぞれ定められた必要専任教員数、教授の数とともに、研究科博士前期課程、博士後期課程では研究指導教員数・研究指導補助教員数を置いている（大学基礎データ表1）。

(2) 適切な教員組織編制のための措置

本学では、「教員組織の編制方針」に沿って教員組織を編制し、各学位課程の目的に則した教員配置を行っている。

各学部等では、それぞれの人材養成の目的に沿って、専攻分野、職位層、外国人教員、実務家教員の割合が適正となるように教員組織を編成し、研究科の博士前期課程、博士後期課程ではそれぞれコース、分野の人材養成の目的に沿って、研究領域、研究業績、研究指導経験等を踏まえて教員組織を編制している(資料 6-2【ウェブ】、資料 6-3【ウェブ】)。

国際性については、外国人教員数は専任教員数 180 名(助手 27 名を含む)のうち 48 名で全体の 26.7%を占め、外国語学部には英語、フランス語、中国語の母語話者をそれぞれ 13 名、4 名、3 名配置し、他の 3 学部にも英語母語話者を全体で 10 名配置し(資料 6-2【ウェブ】)、さらに、言語教育開発センターに英語の母語話者を 11 名配置して(資料 6-2【ウェブ】)、外国語運用能力の向上と多言語・多文化理解によるグローバル人材の育成を目指している。

専任教員の男女比については、大学全体の教員 180 名の中で、男性 95 名(52.8%)、女性 85 名(47.2%)で、年々女性教員数は増し、その比率も高くなっている(資料 6-2【ウェブ】、資料 6-3【ウェブ】)。

なお、エアライン等のキャリアサポート教育を行う実務家教員については、現代国際学部には 3 名配置している(資料 6-2【ウェブ】)。

特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮については、大学全体の教員(助手 27 名を含む)の平均年齢は 52.4 歳で、年齢構成は 60 代以上が 27.0%、50 代が 27.6%、40 代が 23.0%、30 代以下が 22.4%で、著しい偏りはなく、概ね配慮されている。

教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授又は准教授)の適正な配置については、各学部・学科の主要科目は、教授又は准教授の専任教員が主に担当できるように教員組織を編制している(大学基礎データ表 4)。

なお、専任教員(助手を除く 153 名の場合)一人あたりの学生数は、学部全体で 24.8 名(2022 年 5 月 1 日現在)となっている(大学基礎データ表 2、表 5)。

研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置については、大学院研究科(博士前期課程・後期課程)を担当する教員(兼任教員)の資格を「名古屋外国語大学教員選考の審査基準」(資料 6-4) 第 3 条で下記のように定め、「名古屋外国語大学大学院学則」(資料 1-11) 第 52 条 2 項「本大学院における授業及び研究指導は、研究科会議が適任と認めた者が担当する。」及び「名古屋外国語大学大学院研究科会議規程」(資料 6-5) 第 3 条の審議事項「一本大学院教員の選考に関する事項」により、研究科会議で厳正な資格審査を行い、基準を満たした教員を適正に配置している(大学基礎データ表 1)。

名古屋外国語大学教員選考の審査基準

第3条 大学院兼任教員(文部科学省の教員審査において適格者と判定された者を除く。)の選考については、第2条のほか、次の各号に掲げる資格基準を考慮するものとする。

一 前期課程を担当する教員

次の一に該当し、その担当する専門分野に関し、高度な教育研究上の指導能力を有する者

イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者

ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者

ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

二 後期課程を担当する教員

次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度な教育研究上の指導能力を有する者

イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者

ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者

ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(注) 第2条は教授、准教授、講師等の選考基準を定めている

教員の授業担当負担への適切な配慮については、専任教員は教授、准教授、講師及び助教については、週当たりの授業担当時間数を半期で12時間(6コマ)以上と定め(資料6-6)、役職者(学科長以上)は校務分担の軽減措置として、半期4時間(2コマ)を減じることを規定して、負担軽減を講じている。

ただし、授業を本務とする、任期の定めのある言語教育開発センター及び学科の外国語担当専任講師は規程(資料6-7 第6条二、資料6-8 第7条二)により、週当たり24時間(12コマ)である。

(3) 学部における教養教育の運営体制

本学では、学位授与方針に学修成果として「豊かな教養」を定め、授業科目群(系列)として「全学共通基幹科目(系列)」を設定し、その運営部署として教養教育推進センターと言語教育開発センターを置いて、教養教育の企画・運営を全学的に行っている。

教養教育推進センターには、正副センター長、専任センター員1名と助手2名を置き、その下に、部門長と4名の部員から成るアカデミックスキルズプログラムとICTプログラムの各部門、部門長と11名の部員から構成される世界教養プログラム部門の組織体を設けている(資料6-9)。

同様に、言語教育開発センターは、正副センター長と助手2名を置き、その下に、部門長と4セクション主任、複言語(英語)担当として各学部の代表者からなる全学学部共通英語基幹プログラム部門、部門長と13地域の複言語の代表者からなる複言語プログラム部門の組織体を置いている(資料6-10)。

なお、これらのセンター、委員会は、企画・運営を行う組織体で、個々の科目の授業はそれぞれの分野を専門とする学科、センター等の専任教員が中心となって、必要に応じて非常勤講師も含めて、全学的に実施している。

以上のように、本学では、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制している。

【点検評価項目③】教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

点検評価項目1: 教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

点検評価項目2: 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

(1) 教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

本学教員の募集、採用、昇任等は「名古屋外国語大学教員選考に関する規程」(資料6-11)、「名古屋外国語大学教員選考に関する申合せ事項」(資料6-12)、「名古屋外国語大学教員選考の審査基準」(資料6-4)に基づいて行っている。

「名古屋外国語大学教員選考に関する規程」(資料6-11)では、学長が学部に教員選考委員会を置き、そこでの審査・選考結果について、評議会及び教授会の意見を聴いて理事会に上申する旨定め、「名古屋外国語大学教員選考に関する申合せ事項」(資料6-12)では学部長が、教育助手を採用する場合以外では、選考を開始する前に学長の承認を得ることとし、「名古屋外国語大学教員選考の審査基準」(資料6-4)では職位に応じた選考の審査基準を明示している。

(2) 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

「名古屋外国語大学教員選考の審査基準」(資料6-4)は大学設置基準に規定されている「教員の資格」に準じて定めている。個々の学科での採用人事については、「名古屋外国語大学教員選考に関する申合せ事項」(資料6-12)により、学長室会議で当該人事を進めることについて承認された場合、学科で募集を行い、採用候補者を1名にしぼり、学長室会議でその人事を進めることについて承認を得て、「名古屋外国語大学教員選考に関する規程」(資料6-11)に従い、学部の人事教授会の下に教員選考委員会を設置する(資料6-11第2条)。

教員選考委員会は、学部長、各学科長、教務主任、選考する教員候補者の専門領域またはそれに近い領域の教授の中から合計3名で構成される。

教員選考委員会は、本学の審査基準に基づき、候補者の学歴、経歴、教育業績及び研究業績を中心に慎重に審査し、採用候補者について決定する。そこでの審査が終了すると、審査結果と合わせて採用候補者が人事教授会(資料6-11第8条2)に提案される。

人事教授会は、学部長が招集し、教授の3分の2以上の出席によって成立し、議事は3分の2以上によって決する。この手続きにより、学長は教員採用候補者について、教授会、大学評議会において意見を徴し、理事会で承認を求める(資料6-11第8条1)。承認が得られれば理事長が当該候補者を教員に任命する。

なお、助教、教育助手の採用人事は、学科での候補者の選考を経て、学部運営委員会、学部教授会で審議を行い、承認の後、結果を評議会で報告する(資料6-13、資料6-14)。また、言語教育開発センター等センターに所属する教員の採用人事は、当該センターで審

議決定後、学長室会議の議を経て、学長が大学評議会において意見を徴し、理事会に上申する（資料 6-15）。これらの人事は、大学評議会での審議以降は学科での教員採用の場合と同じ経過を経て任命される。

昇任人事も採用人事とほぼ同様の手続きによって行われる。

ただし、学長室会議での承認を得る場合には、ポイント制による「名古屋外国語大学昇任候補者の基準」（資料 6-16）を踏まえて資格要件の適否が審議される。

教授昇格の場合は、主に教育業績及び研究業績により、准教授昇格の場合は、教育業績、研究業績及び本学在籍期間を考慮して（通常5年以上）、昇格の是非が決定される。

なお、学部・学科の人事については、審議プロセスと必要資料を事務局で整理して、会議の運営・進行に供している（資料 6-17）。

国際コミュニケーション研究科の教員は、全て本学学部専任教員が兼担しており、大学院担当専任教員に限定して募集することは行っていない。

大学院の各コース・分野の授業運営、研究指導の必要性、コース・分野の内容の充実の観点から、「名古屋外国語大学大学院学則」（資料 1-11【ウェブ】）及び「名古屋外国語大学教員選考の審査基準」（資料 6-4）に則して、大学院研究科長を議長とする大学院運営会議で大学院担当教員の候補者について審議を行い、その承認後、大学院兼任教員としての可否を研究科会議で審議決定している。

以上のように、本学では規程を定め、それに基づき、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っている。

【点検評価項目④】 ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

点検評価項目1： ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施

点検評価項目2： 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

(1) ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動の組織的な実施

教員の資質向上を図るための方策として、本学では、大学全体で、ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を実施している。FD活動 については、名古屋外国語大学学則の第 1 条の 3（教育内容等の改善のための組織的な研修等）（資料 1-3【ウェブ】）において、「本学は、授業内容及び方法の改善を図るため、全学的な研修及び研究を実施する。」として FD 活動の実施について定めている。同様に、「2 前項の全学的な研修及び研究については、FD 委員会を設置し、研修及び研究を行うものとする。」としている。

このため、FD 活動の実施については大学全体でFD委員会を設置し、その内規（資料6-18）に従い、研修、研究を行っている。FD 委員会は学長を委員長として各部局・学科の代表者を委員とするとともに、準備作業を行う FD 作業部会を設置して、FD活動を全学の教職員を対象にして行っている。

FD 委員会の活動として、FD 講演会・研修会の企画・実施があり、FD 講演会は2007 年度から行い、最近では教学マネジメント推進室の尽力により、教員の授業内容と方

法の改善に資する目的等で継続的に多数開催されている（資料 6-19）。当初は、教員各自の授業改善を目的とした内容が主であったが、最近では本学の教育、研究、社会貢献をテーマにした内容も含むようになってきている。

たとえば、2018年7月に実施されたFD講演会は、ハラスメント・ゼロ社会の構築に向けての取り組み、2021年1月に実施されたFD講演会は、大学におけるAI・データサイエンス教育を講演会のテーマとしている。

また、研究科においても、2018年度から、大学院生の指導の在り方、他大学での大学院の教育課程、研究の取り組み事例、本学のTESOLプログラムの進展と課題などをテーマに大学院担当教員を対象にFD講演会に取り組んでいる（資料 6-20）。

なお、2020年度から研修会、シンポジウム形式で行うものについては教学マネジメント会議のもとで教学マネジメント推進室が主体となって企画運営している（資料 6-19）。

以上のように、本学のFD講演会/研修会は、新任教員も含めた教員各自の授業改善に資する目的はもとより、本学のカリキュラムや学生・授業の特質、研究、社会貢献についても共通の理解を深め、職員も含めて大学の質向上に向けての認識の深化に寄与するものとなっている。

（2）教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教員の資質向上及び教員組織の改善・向上を図るためには、各教員が自らの教育研究活動を整理して、その内容について省察し、今後の研究活動への動機づけを図ることが必要である。

このため、本学では、「学生による授業改善のためのアンケート調査」を全科目（調査対象者が特定される10名以下の科目やオムニバス授業は除く）を対象に実施し、その結果をFD委員会で分析し、分析結果を今後の課題とともに、本学ウェブサイトに公表している（資料 2-30【ウェブ】）。

また、本学ウェブサイトに「教員紹介」を載せ（資料 6-2）、そこでの情報を毎年度、確認・更新するため、各教員の個人調書（履歴書・教育研究業績書）の作成と提出を毎年度実施している。専任教員に対し、毎年度、本学所定の様式により個人調書（履歴書・教育研究業績書）を作成して大学事務局に提出することを義務づけている。教育研究業績書には、研究活動の成果である論文の題目、発表年月日、発表雑誌等を記載するだけでなく、社会貢献、委員会活動、教育活動として教育方法の実践例や作成した教科書教材等についても記載するようになっている（資料 6-21）。

これらの個人調書は、昇任人事の際の重要な選考資料となっている。本学の教員選考の審査基準は、大学設置基準「第4章 教員の資格」で規定されている教員の資格に基づき定められており、教育、研究双方に重点を置くものとなっている。各専任教員が毎年提出する個人調書をもとに作成された選考資料により、選考が行われている。これまで、学術論文や著書などの研究業績を中心とした審査が行われていたが、最近では、研究業績だけでなく、大学・社会における教育活動、学内運営の実績も重視している。

さらに、2014年度から実施されている、「教育研究活動推進助成事業」として、学長裁量経費（予算総額400万円）による応募型の支援プログラムがある（資料 6-22）。助成対象者は本学の専任教員で、申請書と計画書により審査が行われる。実施期間は単年度で、

対象事業は、(1)本学の教育改革・教育的取組（①指定課題：2名以上の共同研究で1件につき申請は50万円が上限、②自由課題：1名につき1件で申請は20万円が上限）、(2)特色有る研究活動、または地域創生・地域貢献等の取組（応募は1名につき1件、申請は30万円が上限）などである。参考までに、2022年度の指定課題は「ポストコロナ（ニューノーマル）時代の大学教育における授業運営・初年次教育のあり方」で、これらの学長裁量経費による教育研究活動推進費は教員の教育研究へのモチベーション向上に有効に働いている。なお、派遣研究員の制度による海外への長期・短期派遣の実施については、最近では、2019年度1期に1名、2020年度に1名の教員が行っている。これらの研修による成果は外国語大学の性格上、研究力の向上に寄与するとともに、海外の文化習慣への理解の深化や語学運用力の更なる向上と教育力の向上に寄与するものと判断できる。以上のように、本学では教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用に努めている。

本学では、ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動等を組織的かつ多面的に実施し、その結果を教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げている。

【点検評価項目⑤】教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

点検評価項目1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

点検評価項目2：点検・評価結果に基づく改善・向上

（1）適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

学部・研究科の教員組織については、教員組織を所管する法人総務課及び大学院事務室が教員組織の編制表を作成し、大学設置基準、大学院設置基準に定められた必要専任教員数及び教授の数（基準人員数の半数以上）と比較して本学の教員数等がその基準を満たしているかについて定期的に点検し、学長室会議でその結果を確認している。

（2）点検・評価結果に基づく改善・向上

学部・研究科の改編・設置に伴い教員人事を進める場合、また、各学部・学科等での採用・昇任人事を進める場合などに、当該組織で教員数が大学（大学院）設置基準に定められた必要専任教員数及び教授の数を満たしているかを学長室会議で確認して適正な人事を進めるようにしている。

たとえば、改編・設置等に伴う人事については、2017年度の世界共生学部の採用人事・教員配置、2019年度の世界教養学部での教員配置、2019年度の外国語学部の教育課程の改編に伴う教員配置、研究科では2020年度の大学院改編に伴う教員配置を実施する際に、学長室会議で教員組織の点検・評価を行い、当該組織で人事を適正に進めている（資料6-23、資料6-24、資料6-25、資料6-26）。本学では、このように点検・評価結果に基づく改善・向上に努めている。

【2】長所・特質

教育課程とともに教員組織について学長室会議で恒常的に点検・評価を実施し、各学位課程で教育組織の改編を実施している。同時に、教育、研究、社会貢献の質向上に向けて、FD活動や授業改善に全学的に取り組み、社会に向けてその取り組み結果を本学ウェブサイトで公表している。

【3】問題点

なし

【4】全体のまとめ

大学として求める人材像を設定し、学部・研究科等における分野構成、教員の役割、教員の連携等を含む教員組織の編制方針を定めている。この方針のもとに、大学全体、学部、研究科ごとの教員数を適切に配置し、各組織の目的に則して、教員の資格、専門分野、年齢構成、国際性、男女比等を考慮して教員組織を適正に編制している。教員の募集、採用、昇任等を関係規程に沿って、学長室会議を起点にして、今後の大学の在り方を踏まえ、適切にかつ積極的に進めている。また、教育の質向上に向けてFD活動の企画・実施に恒常的に取り組み、教員の教育活動、研究活動、社会活動の評価を実施し、その結果を学部・研究科の改善に向けて活用している。

第7章 学生支援

【1】現状説明

【点検評価項目①】学生が学習に専念し、安定した 学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

(1) 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、大学の目的であるグローバル人材の育成に向けて、「学生支援の方針」を定め、「学生便覧」に明示し（資料 1-5 p. 11）、本学ウェブサイト公表している（資料 7-1【ウェブ】）。

学生支援の方針

2016年9月19日 学長室会議決定

学生が豊かで爽やかな学生生活を送ることができるように、海外留学・国際交流に関する支援、修学・学習支援、学生生活支援、就職・キャリア形成に関する支援を行う。

【海外留学・国際交流】

学生が安心して、語学学習・海外体験、海外インターンシップ等の活動ができるように、海外の各国に、多彩で、多くの協定校を確保し、その機会を保証する。また、留学費用支援制度を整え、学生の経済的負担を軽減する。さらに、海外の協定校等からの留学生を積極的に受け入れ、本学キャンパスの国際化を図り、キャンパス内での国際交流の機会を充実する。

【修学・学習支援、障がい学生に対する支援】

学生が学習を円滑に進められるように、アドバイザー制度を整え、関連部署・教職員が連携をとりながら修学・学習支援ができるよう相談体制を整備する。また、個々の学習ニーズに応え、自主学習がいつでも行えるように施設・設備、教材などの学習環境を整える。特に、語学学習については最先端の学習環境を提供できるよう努める。さらに、障がい学生に対しては、その障がいの内容・程度に応じて、きめ細やかな支援策を講じて修学の機会を保証する。

【学生生活】

学生が心身ともに健康で、安全に安心して豊かな学生生活を送ることができるように、組織的な支援体制を整備し、健全な健康管理やハラスメント・事故防止に努め、経済支援が必要な学生に対する支援を充実し、サークル活動、大学祭などの課外活動に対する支援を実施する。

【就職・キャリア形成支援】

学生が自らのキャリア意識を醸成し、それぞれの進路志望に応じた職業選択ができるように、エアライン業界など学外の機関とも連携して組織的な支援・相談体制を整備し、キャリアガイダンス、各種資格支援講座・就職支援講座の実施、国内外のインターンシップの機会の提供などを行う。

【点検評価項目②】学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1: 学生支援体制の適切な整備

評価の視点2: 学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮(通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など)
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3: 学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・人間関係構築につながる措置の実施(学生の交流機会の確保等)

評価の視点4: 学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点5: 学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施

評価の視点6: その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

(1) 学生支援体制の適切な整備

本学では法人・学長室、センター等、事務部、関係委員会が、学部・学科・研究科と連携を保ち、留学、修学、生活、就職の各支援を行っている。

留学・国際交流については、国際教育連携推進機構(資料 3-5【ウェブ】)、国際教育連携推進機構会議(資料 7-2)で統括し、国際交流委員会(資料 7-3)、国際交流部(資料 7-4

【ウェブ】で長期留学、国際交流を担当し、国際日本語教育インスティテュート（資料 3-6【ウェブ】）で海外からの留学生の教育を主に担当している。

修学、学修支援については、教務委員会、教務課で教務・学修支援を担当し、メディア情報・データ科学センター（資料 3-7【ウェブ】、資料 7-5）で情報、データ科学、情報機器操作の学修支援を担当し、言語教育開発センター（資料 3-4）、同運営委員会（資料 6-10）で複言語を含めた外国語学修支援（資料 7-6【ウェブ】、資料 7-7【ウェブ】）を担当して、教養教育推進センター（資料 3-2）で教養教育の学修支援と推進を行い、教職センター（資料 3-10）、教職課程委員会（資料 3-12）で教職の履修支援を担当している（資料 7-8）。

障がい学生支援については、教務課、学生支援センター（資料 7-9）、保健管理センター（資料 7-10）及び所属する学科の教職員が連携して修学・生活支援等を行っている。図書館（資料 7-11）、図書館運営委員会（資料 7-12）での図書・雑誌の貸出等の学修支援も学生の学びに欠かせない。学生生活支援については、学生厚生委員会（資料 7-13）、学生支援センター、衛生委員会（資料 7-14）、保健管理センター（資料 7-10）で、学生生活、学費・奨学金、学生厚生、健康に関する支援を行っている。

就業・キャリア形成については、学生支援センター（資料 7-9）、キャリアサポートセンター（資料 7-15）、キャリア教育開発委員会（資料 7-16）で進路、就職、キャリア形成の支援を担当している。

なお、学部、学科事務室、大学院事務室、クラスアドバイザーは、中期留学・海外研修等を含め、所属学生の総ての支援に関与している。また、修学・生活・留学・キャリアの各支援情報は本学ウェブサイト、ポータル、「履修要項」（資料 4-6、資料 4-7、資料 4-8、資料 4-9）、「大学院ガイドブック」（資料 1-12 pp.19-34）、「学生便覧」（資料 1-5）、「留学ハンドブック」（資料 7-17）等に公表して学生に周知を図り、履修、留学、研修・インターンシップ、奨学金、就職等については、適宜、学生への説明会を開催し、支援に万全を期して対応している。学生からの質問・相談に対応するために、各教員によるオフィスアワーを設け、「授業科目時間割表」に場所・時間を公表して周知を図っている。いずれも法人・学長室会議で最終的に責任をもって学生支援を実施している。

（2）学生の修学に関する適切な支援の実施

学生の能力に応じた補習教育、補充教育については、少人数教育と習熟度別クラスでの外国語の授業の実施等で個人差に応じた対応をしている。たとえば、外国人教員 1 名と 4 名の学生で英語のみで行う Power-up Tutorial では、教員が学生の習熟度に応じて英語での会話を行っている（資料 7-18【ウェブ】、資料 1-6「GUIDE BOOK 2022」）。また、専攻言語の授業でも、たとえば、外国語学部英米語学科では習熟度別クラスを編成して授業を実施している。なお、各学科での推薦入学合格者を対象にした入学前オリエンテーションで、たとえば、高等学校での英語基礎学力を確認し、入学までに課題を提出させたり、大学での授業を行い、入学前の準備を行うようにさせたりしている（資料 7-19）。

正課外教育については、メディア情報・データ科学センターで TOEIC・TOEFL の対策講座や学内試験を実施し（資料 3-7【ウェブ】）、教職センターで教員採用試験対策講座を実施している（資料 3-10【ウェブ】）。また、キャリアサポートセンターでは、資格支援講座、就職支援講座を設け、キャリア形成と就職支援に向けた講座を開講している（資料 7-15【ウ

ェブ】)。さらに、大学・学科では、公開講座、スピーチコンテスト、学生通訳コンテスト、中国語弁論暗唱大会、NUFS&NUAS 読書コメント大賞、英語教員ワークショップなども実施して、授業外での学生への学修、学修への動機づけ、外国語スキルの向上、通訳スキルの養成、教養力、教師力の育成などを図っている。本学ウェブサイトには、たとえば、「イベント一覧」に、創立 30 周年記念事業として 2018 年 4 月から 2019 年 2 月までに開催された 37 件のイベントの内容が紹介されている(資料 7-20【ウェブ】)。本学の公開講座、イベントは、本学ワールドリベラルアーツセンターで学長、センター長、運営委員の企画・運営により、「名駅キャンパス (サテライト)」で中学生以上を対象とする「オープンカレッジ」などとして公開講座が実施され、本学ウェブサイトに取り組みが紹介されている(資料 7-21【ウェブ】)。なお、2022 年 7 月には、高校生、本学学生を対象にした「WlacTALK Forum」も開催されている(資料 7-22【ウェブ】)。スピーチコンテストは、英米語学科、現代国際学部、中国語学科で、それぞれ、英語、中国語で実施され、事前の指導も当該言語話者の教員により、十分時間をかけて行われ、学生通訳コンテストとともに、学生の外国語運用能力の向上に貢献している(資料 7-23【ウェブ】、資料 7-24【ウェブ】、資料 7-25【ウェブ】)。

自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援については、特に、2020 年度及び 2021 年度は、オンライン機器と受信環境、学習支援について、各学科の事務室に相談窓口を設けて、学科での担当教員と助手で学科の学生からの相談に応じ、休学・退学等の相談はクラスアドバイザーで対応を行ってきている。教務課など事務部への保証人・学生からの問い合わせについては、担当部署で回答すべき事項について回答し、学生各自の授業関係等については、学科事務室で対応してきた。また、COVID-19 への感染等の報告・対応については、大学の事務局に連絡窓口を決めて、学部・学科で対応してきている。なお、オンライン教育の実施、アクティビティ指針の策定等の全学的な支援は、学長室会議の新型コロナウイルス対策本部、教学マネジメント推進室の新型コロナウイルス対策チーム(2020 年度及び 2021 年度)での審議・検討を踏まえて行ってきた(資料 7-26)。

オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮(通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など)については、次のように対応している(資料 7-27)。
①学長室会議での審議を踏まえ、2020 年当初、オンライン授業の開始前に全学生に必要な PC 等の機器の保有状況及び通信(受講)環境について調査を行い、その結果に基づき、機器等の準備が困難な学生には大学から PC 等を貸与するとともに、通信環境の改善が困難な学生には大学でのオンライン受講を許可して対応している。
②メディア情報・データ科学センターで、オンライン授業の受講について、全学生を対象にしたオンライン講習会を開催し、オンライン受講に必要な機器、zoom、Moodle などのプラットフォームの使用法についても習熟を図るとともに、オンデマンド形式での動画も用意して再視聴の機会を確保して、オンライン受講への確実な準備を実施している。
③オンライン授業の実施については、2020 年度はほぼ全面オンライン授業であったが、2021 年度は学籍番号により半数ずつの対面授業(オンライン受講者にはハイフレックス方式を主に実施)を主に行い、2 期からは基本的にすべての授業で全学生を対面で受講させるため、サテライトキャンパスを用意して、両キャンパスの受講者密度を減少させ、対面授業をより安全に実施し、2022 年度は対面授業を原則として実施している。
④大人数の講義科目(例：受講者数が平均 60 名以

上の世界教養プログラム)は、感染防止のため受講者密度の軽減と授業効果の確認をしたうえで、2022年度もオンライン授業を実施している。⑤オンライン受講が通信環境により、困難になった場合には、学生からの申し出に応じて、授業動画の再視聴も可能にしている。⑥本人、同居家族が COVID-19 への感染により重篤化する基礎疾患を有する場合は申請によりオンライン受講を認めることを 2021 年度から実施し、2022 年度も継続している(資料 7-28)。

留学生等の多様な学生に対する修学支援については、本学では国際日本語教育インスティテュート(International Institute for Japanese Language Education)で、「ジャパスタディーズ」を開講し、日本語の学習だけでなく、留学生と日本人学生が英語で日本の歴史・文化・社会・経済等を学び合い、「日本を通して世界をみる目」を養うことを実施している。また、バディ・プログラム(Buddy Program)と称して、本学への留学生 1 名に対して本学学生 2~3 名がグループを作り、グループ内で相談して協力しながら留学生へのサポートを行う留学生支援プログラムを行っている(資料 7-29【ウェブ】)。

本学学生の海外留学、研修等については、(1)所属学部・学科単位で実施される①海外研修、②中期留学、③学外実習(海外)、④エアライン研修があり、(2)国際交流部で担当する長期留学として、留学費用全額支援留学に、⑤TESS I(ダブルディグリー)、⑥TESS II(スタンダード)、⑦TESS III(2か国)、⑧TESS IV(航空サービス)があり、そのほかに、⑨UCR 特別留学、⑩認定留学がある。大学等からの支援(金銭的援助)は、条件を満たせば受けられる。なお、TESS は Total Expense Support System(費用全額支援)の意味である。本学ウェブサイトにてこれらの留学・研修プログラムは公表されている。また、国際交流部で発行されている「留学ハンドブック」に詳細な説明とともに、参加学生の報告も掲載されている。同様に、「学生便覧」(資料 1-5 pp. 57-60)、「大学院ガイドブック」(資料 1-12 p. 32、pp. 80-83)、「名古屋外国語大学 GUIDE BOOK 2022」(資料 1-6 pp. 3-22)でも公表され、本学学生とともに入学希望者にも周知が図られている。本学の留学・研修等のプログラムとともに、学生への修学支援の実際が理解できるように記載されている。

障がいのある学生に対する修学支援については、以下のように「障がい学生の支援指針」を定め、「学生便覧」に明示し(資料 1-5 p. 12)、本学ウェブサイトに公表して(資料 7-30【ウェブ】)、支援を実施している。

障がい学生の支援指針

2020年1月6日 学長室会議決定

名古屋外国語大学「学生支援の方針」に基づき、障がい学生に対する支援の方法及び体制については、以下のとおり取り扱うものとする。

【基本方針】

障がい学生に対しては、その障がいの内容・程度に応じて、きめ細やかな支援策を講じて修学の機会を保証する。

【支援方法】

- ・入学時に（必要に応じて入学後）当該学生と面談し、大学としてその障がいの内容・程度を把握し、必要な支援策について検討し、確定する。
- ・支援チームにより必要な措置を講ずる。
- ・入学後も定期的に当該学生と面談し、修学面及び学生生活面での状況を把握し、必要に応じて支援内容の改善措置を施す。

【支援体制】

- ・教務部、学生支援センター及び保健管理センターの三者で支援チームを組織する。
- ・支援チームは、各学部・学科、学内関係委員会、法人施設部等と連携し、支援策を講ずる。
- ・障がい学生の支援に関する業務は、学生担当副学長が総括する。
- ・学生担当副学長は、定期的に障がい学生への支援状況等について学長室会議に報告する。
- ・必要に応じて学外の障がい者支援の専門家と連携する場合がある。

【個人情報の保護】

- ・障がい学生の個人情報（障がいの内容・程度等）の取り扱いについては、支援策の実施に必要な教職員間で共有するにとどめ、その管理を厳密に行う。
- ・第三者に対して障がい学生の個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人又は保証人の同意を得るものとする。ただし、連携支援を行うために必要と本学が判断した場合、集団守秘義務を十分に遵守しつつ支援者間で個人情報の共有を行う。

【情報公開】

- ・障がい学生に対する取り組みや支援の概要について情報公開を行う。

修学支援は次のように実施している。①視覚障がいには、教材の拡大、教室内での座席の配慮を行い、②聴覚・言語障がいには、教室内座席配慮、文書・情報提示機器による提示を行っている。③肢体不自由については、学内・教室環境の整備（車いすでの通学・受講への対応）、教室内での座席配慮を実施している。④発達障がいには、本人の希望する対応を聞き取り、可能な範囲で配慮を行っている。いずれの場合も、保健管理センター長からの対応依頼に基づき、副学長（教育担当）による具体的な配慮内容を記した文書等により、当該学生が受講する授業担当者に依頼し、教務課、学生支援センター、保健管理センターが連携して修学支援を行っている（資料7-30【ウェブ】）。

成績不振の学生の状況把握と指導については、たとえば、一定のGPA値に達しないなど、学科が定めた基準に該当する学生を確認して、クラスアドバイザーが指導している。また、授業を3回欠席した学生については、授業担当者からクラスアドバイザーに文書で通知が

出され、クラスアドバイザーが当該学生に連絡して履修指導をしている。なお、クラスアドバイザーは各自オフィスアワー（週 90 分）を定め、学生・教職員のポータル等に時間帯を公表し、希望に応じて学生との面談に応じている（資料 7-31）。

留年者の状況把握と対応については、クラスアドバイザーが学生本人に連絡し、修学状況を確認し、指導を行っている。なお、卒業延期者は、その事由とともに、教授会で確認して、状況把握をしている（資料 7-32）。

退学希望者及び休学希望者の状況把握と対応については、学生本人・保証人からの願い出・事由をもとにクラスアドバイザーが学生本人と面談・電話などで指導・確認した後、所見を記載し、学部教務委員会、教授会でこれを審議し、承認している。

奨学金その他の経済的支援の整備については、日本学生支援機構奨学金制度（給付・貸与）、地方公共団体及び民間育英団体の奨学金制度の他に、本学独自の奨学金制度がある（資料 7-33【ウェブ】）。

2020 年度には、COVID-19 の感染拡大に伴い、オンライン受講環境の整備のため、本学独自の経済的支援を給付金の支給により全学生に実施している（資料 7-34【ウェブ】）。参考までに、本学での日本学生支援機構奨学金採用数は 1,777 名（2021 年度）である。授業料減免制度について、緊急経済支援（授業料減免）制度、激甚災害被災学生に係る学費等免除及び見舞金支給、私費外国人留学生授業料減免制度等が整備され、運用されている。以上の選考は、日本学生支援機構その他の団体の採用基準及び学内規程に則り、学生厚生委員会の議を経て、また、留学生関係については、国際交流委員会の議を経て、それぞれ学長が決定する。日本学生支援機構の奨学生の中には、少数ではあるが学業不振者、休・退学者もいるため、学生厚生委員とクラスアドバイザーの両者において当該の学生を指導している。

授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供は、本学ウェブサイトや「学生便覧」（資料 1-5 pp. 33-39）に掲載し、周知を図っている。また、奨学金に関する情報提供を、ポータル、掲示なども利用し、周知を徹底し、昼休み、放課後の奨学金説明会をはじめとして、オリエンテーション、ガイダンスなどを実施している。さらに、家計急変や災害の場合は、すぐ学生課に出向くことができるように、当該学生への連絡だけでなく、各学科の学生厚生委員、クラスアドバイザーを通じての呼びかけも行っている。なお、2020 年度から開始された高等教育の修学支援制度については、前年度の秋から、在学生の予約申請に向けて、ポータル、掲示等で周知を行うとともに、保証人への案内も実施し、多くの学生が申請・採用となっている（資料 7-33【ウェブ】）。

（3）学生の生活に関する適切な支援の実施

学生の相談に応じる体制の整備については、保健管理センター（資料 7-10【ウェブ】、資料 7-35【ウェブ】）に保健室と学生相談室を設置し、双方で連携し学生の生活支援に当たっている。保健管理センターは中西学園を母体とする名古屋学芸大学と本学の両方で運営され、センター長は名古屋学芸大学の教授である医師が兼任している。

学生相談室での生活相談は、本学ウェブサイト（資料 7-36【ウェブ】）、「学生便覧」（資料 1-5 pp. 42-43）に公表しているように、本学専任の公認心理師・臨床心理士 1 名と非常勤の精神科医 1 名と非常勤の公認心理師・臨床心理士 3 名が対応している。開設時間は月

曜日から金曜日まで（原則予約制。ただし、緊急の場合は常時。土曜日は予約のみ。）、10時から17時まで（17時以降も予約可能）となっている（資料7-36【ウェブ】）。また、月に2回、医師（精神科）による相談日を設けている。本学学生だけでなく本学学生の関係者（保証人等）、教職員も対象とし、学生には修学、進路、対人関係、精神保健などの日常生活上の課題全般についての相談・カウンセリングを行っている。特別な事情がある場合、電話やメールによる相談も受け付けている。「相談内容ごとの相談件数とのべ件数の年度別推移」（資料7-37）によれば、2018年度～2019年度で相談者実数は平均70名（各大学）を超えており、当該年度の全学生数の2%程度が相談室を利用している（資料7-38）。相談内容は、精神保健、精神衛生相談、対人関係などが多いが多岐で、一人当たりの相談回数は概ね3回程度である。必要に応じて外部医療機関や行政機関等への紹介や連携を行い、解決のための心理・行動的援助による学生生活全般での支援を実施している。これらの状況については、セメスター毎に保健管理センター運営委員会への報告・討議を経て、教授会に報告される。なお、学年の初めには「学生相談室案内」を配布して、PRを行っている（資料7-39）。

ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備については、「名古屋外国語大学ハラスメント防止等に関する規程」を制定し、この中で「ハラスメント防止委員会」を置いて対応している（資料7-40、資料7-41、資料7-42）。

また「学生便覧」（資料1-5 pp. 43-44）、「大学院ガイドブック」（資料1-12 pp. 25-26）ではセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントについてそれぞれ事例を示して説明し、これらのハラスメントの相談窓口、相談、被害にあった場合の対応の手続きについて具体的に説明している。相談員は、ハラスメント防止委員会の長が指名した本学教職員又は外部の専門カウンセラーとする。

加えて規定に基づき、教職員及び学生はハラスメント防止に努めることを責務とする。相談室と保健室は連携を図るため定期的に学生部との情報交換のために小会議を開いてどんな小さな情報も逃さないようにしている（資料7-43【ウェブ】）。

学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮については、健康・衛生・安全等について、保健管理センターの保健室が専任のスタッフ4名で対応している。保健室利用案内は本学ウェブサイト（資料7-44【ウェブ】）、「学生便覧」（資料1-5 pp. 42-43）に公表している。月曜日から金曜日まで、9:00から17:00（閉室の時は事務室が対応）まで利用可能である。保健室利用率（全学生数に対する利用者数の割合）は、過去5年間（2017年度～2021年度）で11.7%（2018年度）から40.1%（2020年度）の範囲である（資料7-45）。相談内容（主訴）は、身体に関するものが一番多く、次に友人・学業の関係などで、多岐に渡る。月別の相談件数では5月、6月が非常に多いが、これは新しい環境における不便さや不規則な生活、精神的不調についての悩みが主なものである。なお、健康管理意識を高めるために、月に一度、内科医・婦人科医による健康相談日を設け、体調不良、不眠、食欲不振など気軽に相談を受けられるようにしている（資料7-44【ウェブ】、資料7-46（健康相談日の例））。

保健室スタッフ不在時の傷病者の対応についても本学ウェブサイトで周知を図っている（資料7-47）。AEDの設置位置については、車椅子設置場所、救護室（名駅キャンパス（サテライト））とともに、全学の案内図に明示している（資料7-48、資料7-49【ウェブ】）。

学生や教職員の禁煙支援（資料 7-10）、季節に応じた諸注意（梅雨時の食中毒、夏の熱中症の症状と対策の掲示）、アルコールパッチテストなどを行っている。さらに、毎月、「CAMPUS HEALTH」というニュースレター（資料 7-50）を発行し、月ごとの健康への注意喚起や一人暮らしの学生への食育メニューなども載せている。

定期健康診断については、学部生・大学院生を対象に毎年 3 月末から 4 月初めに行っている（資料 7-51【ウェブ】）。受診率、有所見率等は表（資料 7-52）に示す通りで、受診率は過去 5 年間（2017 年度～2021 年度）で平均 82 %である。受診しなかった学生は提携先の医療機関で健康診断を受け、健康診断結果を提出するよう指導している。健康診断の結果、再検査が必要な場合、各自病院で精密検査を受け、その結果を保健室に提出することになっている。なお、健康診断項目は胸部 X 線・尿検査・内科検診・視力検査・身体計測である。

人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）については、たとえば、入学式を実施できなかった 2020 年度入学生に対して、2021 年度入学生とともに、2021 年度 11 月にフレッシュマンキャンプを実施して、学科学生の交流機会を確保している。

（4）学生の進路に関する適切な支援の実施

キャリア教育・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

進路支援は、就職活動そのものの支援だけでなく、入学時からのキャリア教育が極めて重要である。入学した学生が卒業するまでの間に「職業と人生」の観点から、人生の意義を考え、生きていく方策を発見できるようにさせることが重要である。

そのために必要な知識・技能を積極的に身につけ、学生生活を終えるとき、大学で学んだことがどのように社会で役に立つのか関連付けられるようにさせる必要がある。本学では、以下のようなステップを設定し、これらの各ステップにおける具体的な指導・行事内容をまとめたものを「キャリアデザイン・プログラム」として次のように実施している（資料 7-53）。

1 年次には、学生生活の目標を持たせるために、5 月と 10 月に進路選択指導を内容とするキャリアガイダンスを行う。通年で、人生目標と就職について考えさせる正課授業である「キャリアデザインⅠ」（「キャリアデザインⅡ A」「キャリアデザインⅡ B」「キャリアプラン」）も履修可能。また、「キャリアデザインⅡ C」、「キャリアデザインⅢ」も追加を開講し、社会とルールや会社組織と経営、Current Topics やキャリア全般についての理解を図る。

2 年次には、成長確認と目標設定を目的とし、2 回のキャリアガイダンスやインターンシップで、進路選択指導・資格講座の紹介や職業体験実習を実施する。それとともに、正課授業を 3 科目（「キャリアデザインⅡ A」、「キャリアデザインⅡ B」、「キャリアプラン」）開講し、社会とルールや会社組織と経営やキャリア全般について開講する。

3 年次は、就職ガイダンス、職業適性検査に加え、キャリアプラン、インターンシップ、就活サマー合宿、エントリーシート対策講座、面接講座、就活マナー講座、グループディスカッション講座、企業研究会、企業説明会など 30 種類ほどの講座を開講している。

4 年次は企業説明会、求人情報提供、個人就職相談の他に、留学帰国生のためのフォローガイダンスも実施される。

このように、本学のキャリアデザイン・プログラムは、正課授業の「キャリアデザイン」を基盤に、入学直後から始め、人生計画の重要性の認識（キャリアを考える）、勤労意欲・能力の醸成（キャリア形成教育）、就職活動の理解、試験対策（就職対策）、職業選択、企業選択（就職イベント）へと進める点が特色となっている。

なお、本学大学院生へは、職業意識の醸成とあわせて専門性を職業に生かすためのキャリア教育・就職指導を行っている。大学院に進学した直後に院生ガイダンスを開催し、博士前期課程また博士後期課程修了後の進路について関心を高め、それに対応した勉学に励むよう促している。民間企業を希望する学生には、個別に就職担当スタッフが相談を受けて職業指導を行っている。

学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備については、本学では学生の進路支援のために学生課の隣にキャリアサポートセンター（CSセンター）を設置して学生課と連携して入学から卒業までの就職・キャリア支援（形成）を行っている。

また、名駅キャンパスでも相談や面接練習、各種手続きができるよう平日は常時 2～3 名を名駅キャンパス事務室に配置している。

さらに、オンラインでの面談体制も整備し、留学中の学生の相談にも対応している。本学ウェブサイト（資料 7-54【ウェブ】）で最新の情報が更新され、学生への進路支援について、「在学生のみなさんへ」と題して、学生に知っておいて欲しいこと（就職行事スケジュール、進路登録、就職支援講座、資格支援講座、インターンシップ、求人検索など）が掲示されている。

本学の進路支援の理念は学園の基本理念・大学の目的であるグローバル志向の人材育成・人間教育にあるとして、「GUIDE BOOK」2022 版 33 頁には、以下の通り掲載している。「名古屋外大では、学生一人ひとりが「人」として魅力的な存在であってほしいと考えます。「国際社会において、世界規模で貢献し得る人材の育成」を目標としてさまざまな特色ある教育を展開し、高度な語学力はもちろんのこと、将来につながる幅広い教養や専門性を身につけ、自信を持って社会に飛び立つことのできるグローバル志向の人材育成・人間教育に力を注いでいます。この理念こそが「キャリアサポートが充実した名古屋外大を支えているのです。」（資料 7-55）

また、キャリアサポートセンターと教員との連携を密にするため、各学科から選出された教員で構成するキャリア教育開発委員会を毎月開催し、情報の共有を図るとともに、就職状況等（資料 7-56【ウェブ】）を随時各学科委員に伝え、就職未定者への指導を教員との連携の下で行うようにしている。

なお、当該委員会で話し合われた内容は就職状況とともに教授会で毎月報告されている（資料 7-57）。学生の求人先企業等の情報検索及び過去の実績などは、データベースとしてサーバーに蓄積しており、インターネットに接続していれば外部のパソコンからでもパスワードを使って利用可能にしている。センター内においても学生用パソコンを設置し、学生がその場で指導を受けながら自由に情報を得られる体制になっている。

博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供については、本大学院学生に教育指導のトレーニングの機会を提供するための制度として、T.A.（ティーチング・アシスタント）制度を設け、「名古屋外国語

大学大学院ティーチング・シスタント実施要項」(資料 7-58) 及び「ティーチング・アシスタントの業務に関する申合せ」(資料 7-59) の定めるところにより、指導教員の指導・監督のもと、授業の準備および教材作成の補助や学部授業における学生の実習指導の補助、大学院・学部の企画による定期的・継続的な課外講座などの指導等を行うことができるとしているため、T.A. 制度の活用によって学識を教授するための能力を養う機会として実施している(資料 7-60)。また、博士後期課程の「特殊講義」においては、当該分野での知識・技能について大学での指導も視野に入れた指導を授業で行うとともに、そのために必要な情報提供も行っている(資料 2-36)。

(5) 学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施

本学では開学時より学生の課外活動を積極的に推奨している。2021 年度 2 期の時点で、30 の体育系クラブ・サークルと 20 の文化系クラブ・サークル等が活動している(資料 1-5 「学生便覧」 pp. 47-50、資料 7-61 【ウェブ】)。また本学における全ての学生によって構成される組織である学生会では、学生会員から 1 人年間 8,000 円の学生会費(別途、入学時に入会費 1,000 円)を徴収し、これを合同祭(名古屋外国語大学・名古屋学芸大学の合同学園祭)や新入生歓迎会等の学生会主催のイベントのほか、サークルの活動資金として、予算請求に応じて各サークルに配分している。「クラブ代表者会細則」では、クラブ・サークルは学生会費から規定に定められた範囲で予算を請求できる(資料 7-62)。また、部やクラブを運営・活動するための費用、遠征費、備品購入などの費用を、名古屋外国語大学後援会から一部助成している(資料 7-63)。各クラブ・サークルは、本学の施設にある部室、グラウンド等をルールに従って使用することができる(資料 7-64)。部活動等の成果として優秀な成績を残した個人又は団体に対しては「名古屋外国語大学副学長賞」等により表彰し、学内に周知することによって更なる活動の活性化を試みている(資料 7-65)。

(6) その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

本学では、学生からの本学への意見・要望を把握するための方法として、学生意見箱を設置して、意見徴収を行っている。学生意見箱は、学生課及び教務課内ホールに設置し、横に用紙を置いて、意見の投書が行えるようにしている。各期の初めに、期間を限定して行い、意見徴収を行う項目には、①授業について、②学生生活について、③施設・設備について、④通学専用バスについてなどである。意見への回答は「掲示」とし、学生課及び教務課ホール内に掲示することとしている。意見記入用紙は学生部が 5 月第 2 週に回収し、学長室懇談会の議を経て、担当部署に回答を求め、集約し、学長の確認を経て、学長室会議での審議後、学生部に戻され、掲示となる(資料 7-66)。掲示は学長名をもって行っている。なお、回答は、氏名・学籍番号が記入されたものについてのみ行い、法律、法令に違反し、または違反するおそれがあるものには回答しない。この意見聴取により、バスの運行、問題のあった成績評価方法などの改善が図られている。

【点検評価項目③】学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

本学における学生支援の適切性の点検と評価は、「アセスメント・ポリシー」に基づき、毎年実施している「卒業時満足度アンケート」等の結果により行っている。本調査は、本学での4年間の学びや学生生活についてのフィードバックとして、毎年、卒業時に実施するもので、大学教育・大学生活についての総合的な満足度から、教育内容の充実度、進路支援の状況などについて、大学生生活の4年間を総括的に振り返るものである(資料7-67【ウェブ】)。同様に、本学卒業後社会人4年目の卒業生を対象にして、大学での学修成果の振り返り、大学での学修に対する要望を尋ねる「修業状況アンケート」、「就業力等に関するアンケート」も実施している(資料7-67【ウェブ】)。これらの結果は、大学ウェブサイトにおいて広く内外に公表している。これらのアンケートの目的は、単に学生、卒業生の意見を集めることに留まらず、その調査結果から本学の教育課題を導き出すことにある。そのため、アンケートから得られた具体的な課題解決を反映し、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、学生支援の更なる改善に努めている。

また、2022年9月に初めて行った、カリキュラムについての学生との意見交換会(懇談会)がある。各学科からの代表学生(1・2名)と教育改革構想部門カリキュラム改革検討チームの教員がオンライン上で一堂に会し、学生からの英語教育や学修時間に関する意見や要望を聞き取った。これらの内容については学長室会議や教学マネジメント会議に報告され、今後も継続して行う懇談会で聴いた事項と合わせ、カリキュラム見直し検討時の参考材料として供する予定である(資料7-68)。

(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

学生生活アンケートと卒業時アンケートの結果は、本学の学生支援について、ほとんどの項目について高い満足度を示す結果となっているが、留学については必ずしも高い満足度とは言えない結果になっている年度もある。本学の留学プログラムの中で、最も希望者の多いプログラムは留学費用全額支援の長期留学(TESSⅡ)である。しかしながら、この留学プログラムでの留学には、留学語学基準と成績基準を両方とも満たすことが要件となっている。そのため、その2つの基準の達成度が重要になっている。基準の水準が低ければ、その留学プログラムへの参加者も多くなり、多くの学生が参加できることになるが、留学先での学修が滞りなく行えるかが課題になる。このため、学生の満足度の指標である参加可能者数と語学基準と成績基準の達成度の均衡を保つため、留学先での過年度の学修状況をふまえつつ、基準の達成度についての資料を分析していくことが必要になってくる。本学は留学語学基準についてはTOEFL-ITP得点、成績基準については累積GPAを採用し、TOEFL-ITPについて、①500点以上(1回達成)から、②3回平均500点以上を経て、現在では、③2回平均500点以上に設定している(資料7-69)。

成績基準については、累積 GPA について、①2.4 以上から、②2.6 以上、③2.4 以上を経て、現在は、④2.0 以上に設定している。なお、本学では 2015 年度から「A 評価以上 3 割程度」の実施に努めているため、全学の GPA 平均値は 2022 年度 1 期では 2.2 である。そのため、2018 年度 1 期（成績基準 GPA2.6 以上）の留学者数（TESS II）はそれ以前から大幅に減少して約 60 名になり、基準改定後の 2018 年 2 期（成績基準 GPA2.4 以上）からは約 140 名に増加している（資料 7-69）。なお、これらのデータ分析は本学の IR 推進本部等で行い、内部質保証に責任を負う組織である学長室会議で国際交流部・教務課と連携して、審議を行い、大学評議会の議を経て学長が決定し、教授会で報告し、学生に周知を図っている（資料 7-69）。

【2】長所・特質

本学では、学生の修学、生活、進路への支援について方針を定め、学生への支援を積極的に実施している。特に、留学、海外研修、海外実習等はグローバル人材の養成をめざし、豊富なプログラムを用意し、留学費用全額支援など支援に全学的に取り組んでいる。

【3】問題点

なし

【4】全体のまとめ

本学では、大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえて、学生支援に関する大学としての方針を適切に明示している。その方針に基づき、学生支援の体制を整備して、学生に対して留学、修学、生活、進路等の支援を、正課外活動への支援とともに、適切に行っている。また、障がいのある学生に対する修学支援については、「障がい学生の支援指針」を定め、本学ウェブサイト公表して、支援を全学的に行っている。学生支援の適切性については、在学時、卒業時などに、学生にアンケート調査を行い、定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに、たとえば、留学等に対する支援など、具体的に改善・向上に向けた取り組みを行っている。

第8章 教育研究等環境

【1】現状説明

【点検評価項目①】学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

(1) 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学の目的は「外国語運用能力に優れ、世界に通用する教養を備え、共感力溢れる、グローバル職業人を育てる」ことである。「21世紀の地球社会で活躍できる国際感覚豊かな人材を育成すること」が課題であって、この使命は「個々の学生を大切に育てるというもっともベーシックな理念に則って実現される」（資料1-5「学生便覧」p.1）。本学では、この理念・目的を実現するために、「教育研究等環境の整備に関する方針」を次のように定めている（資料8-1【ウェブ】）。

教育研究等環境の整備に関する方針

本学は、学園の理念である「人間教育と実学」に依拠し、グローバル人材の育成に向けて教育研究活動を適切な環境で行うため、教育研究等環境の整備に関する以下の方針を定める。

【施設・設備等】

- ・学生の学修と教員の教育研究活動を推進するため、キャンパス整備に関する中長期的な計画に基づき、校地、校舎、施設、設備等の維持管理、使用者の安全及び衛生の確保、利便性の向上、その他効果的な環境整備に努める。

【図書館・学術情報サービス】

- ・学生の学修及び教員の教育研究活動を支援するため、図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の適切な収集、整理、提供に努め、学生の自主的な学びの場とともに学術情報基盤としての大学図書館の整備、学術情報サービスの充実を図る。また、学修及び教育研究の多様なニーズに応えるため、利用者に配慮した図書館・学術情報サービスの整備に努める。

【教育研究環境】

- ・教育研究活動の質向上及び推進を図るため、適切な研究環境・条件の整備、競争的研究資金の獲得支援、ティーチング・アシスタント（TA）等の人的支援体制、その他必要な教育研究支援体制の整備に努める。

【ICT環境】

- ・学生の学修及び教員の教育研究活動を支援するため、安全性、利便性、信頼性に配慮した学内ネットワーク及び本学の学修・教育研究に適したICT環境を整備するとともに、その適正な活用を促進する。また、諸規程に基づき、情報の適切な取り扱いに資するため、全学的な情報リテラシー教育を充実させるとともに、授業やFD・SD活動などを通して学生・教職員に情報倫理の周知を徹底する。

【研究倫理】

- ・適正な研究活動の実施に向けて諸規程を整備し、研究倫理の遵守・不正防止を含めたコンプライアンスに関する全学的な取り組みに努める。FD研修会等の実施、研究倫理教育用eラーニングなどの受講の徹底を図り、研究倫理規範への高い意識を涵養する。

これらの方針の具体化については、中期計画（アクションプラン：NUFS Next）として、次の5件を提示している。①教員の教育力の向上と研究環境の整備、②豊かなキャンパスライフのための環境整備、③キャンパスライフの充実化、④中央図書館及び種々の学術情報基盤の機能強化と有効活用、⑤安全・安心な学生生活・留学生活のための基盤整備（資料 1-15）。この中期計画は、学長室会議で審議され、将来戦略会議での審議を経て、法人の理事会・評議員会の事業計画承認に基づいて、計画が実行されている。これまでに、ワールドリベラルアーツセンター、名古屋外国語大学出版会の設置がなされ（上記①）、海外からの留学生の受け入れ拡大とそのため環境整備としてインターナショナルハウス（外国人留学生宿舎）が設置され（上記②）、中央図書館の改修による学術情報基盤の強化と学習支援機能の充実等、及びキャンパス内 ICT 環境のさらなる充実が実現し（上記④）、名古屋駅近郊の名駅キャンパス（サテライト）の設置（上記⑤）が実施され、教育研究等環境の整備を進めている。

【点検評価項目②】教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術 (ICT) 等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

(1) 施設、設備等の整備及び管理

本学における教育研究の目的を実現するための校地、校舎に関しては、大学設置基準等の法令上必要な要件を満たしている（大学基礎データ表 1）。本学のキャンパスは、従来からの日進キャンパスに加えて、2021年10月から名古屋駅近くに、主に学部3、4年次生、大学院生を対象にして、「名駅キャンパス（サテライト）」を開設している（資料 8-2【ウェブ】、資料 8-3【ウェブ】）。新キャンパスは、「ニューノーマル時代の創造的な学びを実現する先鋭空間」として新たな学びの場を提供する目的とともに、COVID-19 への感染防止のため、大学全体の授業時の受講者密度を 1/2～2/3 以下にする目的も担っている。

日進キャンパスでは、外国語能力の向上を支援する目的で次の施設・設備を備えている。①AVホール（東館 2F：100 インチの大画面スクリーンを備えたホールでマルチメディアを活用した教育や映像資料を用いた授業などで使用）、②同時通訳室（東館 3F：国際会議などで使用される同時通訳室を再現したもので、同時通訳、プレゼンテーションのスキルの向上と機器操作のマスターが可能）、③アンフィシアター（K 館 5F：同心円状に机が配置された階段教室で、大きなスクリーンを備え、学生のプレゼンテーション、ディベートを中心とした授業などで使用）、④教材作成スタジオ（5号館 3F：オンデマンド用コンテ

ンツ、動画作成のための撮影・編集作業、イベント要素も含む特殊講義、対談などの配信、講演の録音、ストリーミング配信などで利用）（資料 8-4【ウェブ】）、⑤スピーキングラボ（5 号館 3F：学生が会話を録画して、内容、流暢さ、表情、身振りなど確認、自己評価が可能な設備）、⑥PUT 専用ルーム（7 号館 4F：学生 4 人に外国人教員 1 人で行う「超」少人数授業である PUT（パワーアップチュートリアル）や Advanced PUT で使用する専用ルーム）などがある（資料 8-2【ウェブ】、資料 8-3【ウェブ】、資料 1-6「GUIDE BOOK 2022」pp. 125-130）。

名駅キャンパス（サテライト）では、「ICT 及び情報発信のための高度なツールを介したコミュニケーション力、さらには、ビジネスと芸術性に対するアクティブな想像力や感性を研ぎ澄ます学びの先鋭空間」をコンセプトとして、教室の他に、①ヴラリ（WLALI）（図書室で読書とピアノ演奏が可能）、②多目的ラボ（Multi Purpose Lab）、③スタジオ（Media Lab）、④コンベンションホール（Convention Hall）（イベントに利用できる大ホールで、通常はパーティションで区切り、授業スペースとしても利用）、⑤ラウンジ（Lounge）⑥アゴラ（Agora）（小教室の入り口の前にあるフリースペース）、⑦学生 WS（Workshop Room）、⑧Graduate Student Room を整備している（資料 8-2【ウェブ】）。

体育館、グラウンド、クラブ活動の施設（クラブハウス）は、留学生宿舎・交流ホール（インターナショナルハウス）とともに、日進キャンパスに整備されている（資料 1-5「学生便覧」pp. 51-55、資料 8-5【ウェブ】、資料 8-6【ウェブ】）。インターナショナルハウスには、主として協定大学から交換留学生として学びに来る学生と、大学院や学部学生で選考された学生が入居している。居室は、63 室（バス、トイレ付き）のうち 60 室が 1 人使用の個室になっている（資料 8-6【ウェブ】）。

ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備については、本学では学生・教員への ICT を活用した授業支援を主にして教務課、メディア情報・データ科学センターで行っている。日進キャンパスでは、パソコン教室（Windows）10 室とパソコン教室（Mac）1 室を整備し、各教室に教員用 PC、学生用 PC、プリンター、書画カメラを設置、ハイフレックス授業にも対応するために Web カメラ、マイクスピーカー等を備えている。全体で 564 名の収容人数（各教室平均約 51 名）が見込める。また、PC ワゴンを 6 号館 4F、5F（計 80 台）、7 号館 3F（30 台）、K 館 1F（20 台）に設置し、学内どこでも無線 LAN の利用を可能にしている（資料 8-7【ウェブ】）。加えて、一般教室にはハイフレックスでのオンライン授業が可能な教卓を整備した 87 教室がある。

情報セキュリティの確保については、学部、大学院での授業で行うとともに、「学生便覧」（資料 1-5 pp. 61-64）、大学ウェブサイト（資料 8-8【ウェブ】）で周知を図っている。

施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保については、施設保守を含む大学のキャンパス管理組織は、法人・総務部企画調査課が所管し、施設を所管する法人総務部・施設課と連携を取り維持保全に努めている。

情報機器関係の設備については、各教室に設置されている映像装置・音響機器（プロジェクタ、フラットディスプレイ等）、マイク、教材提示装置などのオーディオビジュアル機器について、老朽化（導入から 8 年以上）への対応、設置・使用条件の平準化を基本的な考え方として、順次、機器の置き換えを実施している。

施設・設備の安全・衛生の確保を図るシステムとしては、施設設備の故障、事故の発生をいち早く感知するシステムとして中央監視装置を設置し管理している。中央監視装置に隣接するキャンパス管理室には、24 時間常駐警備体制を取り、迅速な状況把握を可能とするとともに学内連絡網を整備し、連絡報告体制を確立している。

学内の安全、防火防災、衛生等は、学内構成員の生命・身体の安全及び学園財産の保全を目的に学内規程を定めている。保健管理センターを設置し（資料 7-10【ウェブ】、資料 8-9）、保健室にはベッドを 5 台整備し、4 名の専門職員が常駐して、学生の健康管理を担当している。校医による定期的な健康相談も行っている。学生相談室には、面接・相談専用の部屋を 2 室と学生が必要に応じて自由に使えるエリアを整備している。専門の心理カウンセラーが相談に応じている。日進キャンパス学内、名駅キャンパスに「AED」を設置している（資料 1-5「学生便覧」 p.76、資料 7-49【ウェブ】）。防災訓練として、毎年、名古屋学芸大学と共同で消防訓練を実施している。また、学内では、健康維持増進及び教育的環。境面から、屋内・屋外を問わず喫煙指定場所以外は禁煙にしている。喫煙指定場所は、屋外 1 箇所である（資料 1-5「学生便覧」 p.29）。

バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備については、本学（日進キャンパス）は丘陵地の斜面を利用したキャンパスで、起伏が多く、建物内部にも多くの階段があるので、特に下肢に障害のある学生にとって整備が必要である。障害のある学生に対しては、保健管理センター職員が、相談や日常のケアにあたっている。本学のキャンパス環境整備としては、入り口へのスロープの設置、エレベーターへの車椅子用ボタンの設置、大教室入り口への電動昇降機の取り付け、多目的トイレの設置、自動ドアの設置を行い、対応している（資料 8-10【ウェブ】）。

学生の自主的な学習を促進するための環境整備については、中央図書館に、自学自習を支援する施設として、グループ学習室、研究個室、多目的室等を備え（資料 8-11【ウェブ】）、コミュニケーションプラザ 1F に自習スペースを整備し、同 2F にも PC8 台が設置されている。建物内はどこでも無線 LAN 環境が利用できる。これらの自習室は、月曜日から金曜日まで、9 時から 20 時までの利用が可能で、コミュニケーションプラザの 2F のパソコンは土曜日の 9 時から 17 時まで利用可能である（資料 8-3【ウェブ】、資料 8-12【ウェブ】）。なお、いずれのパソコン教室でも教室が講義で使用されていない時間に自習室として利用が可能である（資料 8-13【ウェブ】）。ランゲージトレーニングセンター（LTC）（7 号館 4F）（資料 8-14【ウェブ】）では、TOEFL、TOEIC のスコアアップのための教材を取り揃え、DVD 等を再生しながらの学習や音声録音なども行える。自習、授業課題のために 52 席、PC48 台の個別ブース、グループブースを用途に合わせた形で用意している。CNN、BBC チャンネルのオンライン視聴も可能である。国際交流部・国際日本語教育インスティテュート（コミュニケーションプラザ 3F）では、海外派遣留学生・受入留学生への各種サポートやさまざまなプログラム、海外協定大学との交流活動などを実施している（資料 8-2【ウェブ】、資料 8-3【ウェブ】、資料 8-12【ウェブ】）。外国人留学生と日本人学生のコミュニケーションの場として、ランゲージラウンジ（コミュニケーションプラザ 2F）が設置されている（資料 8-2【ウェブ】、資料 8-3【ウェブ】、資料 8-12【ウェブ】）。大学院専用の施設として、日進キャンパス・名駅キャンパスに共同研究室を整備している（資料 8-2【ウェブ】、資料 8-3【ウェブ】）。

(2) 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

学生に対しては、全学部で、「情報リテラシー」を必修科目として1年次に開設し、大学生として必要な情報倫理について指導している(資料4-6 p.39、資料4-7 p.41、資料4-8 p.33、資料4-9 p.31)。教職員に対しては、たとえば、2020年度のFD/SD研修会で「SNSに関する諸問題」と題した講演会を実施している(資料8-15、資料8-16)。以上のように、教職員及び学生に情報倫理の確立に向けて取り組みを行っている。

**【点検評価項目③】図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。
また、それらは適切に機能しているか。**

評価の視点1: 図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

評価の視点2: 図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

(1) 図書資料の整備と図書利用環境の整備

図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 名駅キャンパス

本学図書館は、同一法人下の名古屋学芸大学との共用図書館で「中央図書館」と呼称され、両大学の教育・研究・学修を効率的に進めるための基盤的施設として、図書資料の整備と利用環境の整備に取り組んでいる(資料7-11、資料8-11【ウェブ】)。

中央図書館の2022年度初めにおける蔵書数は、図書284,940冊(和書219,376冊、洋書65,564冊)、学術雑誌1,077種(和雑誌620種、洋雑誌457種)、電子情報資料として電子書籍5,577点(和書826点、洋書4,751点)、電子ジャーナル13,719種類(国外12,148種類)、データベース20種類を契約し、整備している(大学基礎データ表1、資料8-17、資料8-18、資料8-19)。なお、中央図書館配架の視聴覚資料6,567点のうち、主に語学学習用の資料として、映画作品等の視聴覚資料を5,642点収集している(資料8-17、資料8-18)。

資料の選定においては、各学部の特色やカリキュラム等に則して行い、個々の教員や各学科選出の図書委員と協力して学術書の充実を図り、教育及び研究に必要な蔵書数・蔵書構成となるよう体制を整えている。また、学科推薦図書として、当該分野の学習に適切な図書を学科が推薦する形で学習用図書の充実を図っている。学生からの資料の購入希望については、単にリクエストを受けるに止まらず、レファレンス係が学生と対話する中で最適な資料を紹介するよう心がけている。データベース、電子ジャーナル、電子書籍等のデジタルコンテンツは、図書館と学科の双方が選定している。視聴覚資料は、図書館2階に集中配架させるなど、多様な資料の収集整備に努めている(資料8-11【ウェブ】)。

国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

国立情報学研究所が提供する NACSIS-CAT/ILL（目録所在情報サービス）に参加することで目録情報の整合化と迅速化がなされている。また、JAIRO Cloud（機関リポジトリ環境サービス）により「竹の庫：学術機関リポジトリ」を構築し本学の研究成果（紀要論文等）を保存・公開している。それに加え IRDB（学術情報リポジトリデータベース）により本学を含めた国内の学術文献の提供が可能となっている。なお、CiNii Research は文献検索に不慣れな学生にも有用であり高頻度で利用されている。国立国会図書館が提供する「デジタル化資料送信サービス」に 2019 年 12 月から参加し、絶版資料等の入手が容易となった。また、東海 4 県の国、公、私立大学図書館で構成される東海地区大学図書館協議会では学生証の提示のみでお互いの教職員や学生が加盟大学図書館を利用できる制度をとっている（資料 8-17、資料 8-18、資料 8-19）。

学術情報へのアクセスに関する対応

2021 年 5 月に全学生・教職員対象で VPN 接続サービスを開始し、自宅など学外でも大学内と同じ情報環境を設定することが可能となった。また、2021 年 7 月から学術情報検索ツールとしてディスカバリーサービスの運用を開始した。これによりデータベースを始め図書館が契約する様々なデジタルコンテンツやオープンアクセス論文等の一括検索が可能となり、学術情報へのアクセスが飛躍的に向上した。さらに、2022 年度には図書館ウェブサイトを全面的にリニューアルし、学術情報へのアクセス環境を統合・整備した（資料 8-17、資料 8-18）。なお名駅キャンパスは日進キャンパスと同じネットワーク環境にあるため、入手可能な学術情報に遜色はない。

学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

中央図書館は、地上 5 階地下 1 階、総面積は 4474.61 m²、収容可能冊数は 27 万冊となっている。閲覧用座席総数 680 席を備えている。また、ハンディキャップのある全ての人々が快適に利用できるようエレベーターやバリアフリートイレを設置し、各階に車椅子使用者が優先的に利用できる個人机を配置している。中央図書館の収容定員に対する座席数の割合は 9.6%（収容定員：7,087 名）（資料 8-19、資料 8-20）である。

1 階の多目的空間「N-BASE」では、芝生を想起させるフロアと階段状のステージの前に 110 インチ相当の大型マルチディスプレイを設置し、学内行事の同時配信（学科主催の講演、ランチタイムコンサート等）、上映会、多人数参加のセミナーやオンライン会議など自由に活発な学習活動が行われている。2 階は、言語や文化といった外国語を学ぶ学生が身につけておくべき素養が自然と身につくような映像資料を中心に配架するとともに、自分にあつたスタイル（1 人、2～3 人、オープン、クローズ）を選んで取り組めるような様々な空間を用意している。3～4 階は言語別に全分野の図書を揃えた静かに集中して学べるフロアとなっている。グループ学習室を 2 階（6 室）、3 階（2 室）、研究個室を 4 階（4 室）に設けている。5 階は多目的室として、図書館ガイダンスが頻繁に開催され、産学共同勉強会や説明会など多目的に活用されている（資料 8-11 【ウェブ】）。

開館日等については、二大学の共用図書館であるため、大学によって異なる学事暦を考慮して年間約 290 日開館している（資料 8-21）。平日は 8 時 50 分から 20 時まで開館して、大学の総ての構成員の教育研究活動を支援する体制を取っている。通常授業が行われていない土曜日も 17 時まで開館している。2020 年度のフロア改修にあわせ、コミュニケ

ーションプラザ側2階にも出入口を新たに増設した。コミュニケーションプラザや東館と屋根のある通路で繋がり、来館の便が向上した。

ネットワーク環境については、地下1階から5階まで全てのフロアに有線及び無線LANを整備し、自ら学術情報の調査や学習ができる環境を提供するとともに、利用者用情報端末を合計19台、ノートパソコン20台、データベース専用のパソコン2台とプリンター1台を備え便宜を図っている。電源コンセントも十分な数を用意している。視聴覚用機器は常設33台、ポータブルタイプ8台を用意している(資料8-11【ウェブ】)。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の一環として大学への入構制限が行われるなど、通常の図書館サービスが提供できない時期があった。そこで2020年5月から遠隔授業による在宅学習・研究支援として、学部生と大学院生に対し図書館資料を郵送で貸出するサービスを開始した(2020年度の郵送貸出数2,459冊)。2020年7月からはILL(大学間相互協力)による文献複写物も対象とし郵送サービスを拡大させた(2020年度の発送文献数69件)。貸出及び複写物郵送サービスは2021、2022年度も継続して実施している。また学習・研究に活用できる電子書籍を多数導入し、データベースの同時アクセス数を増やすなどリモートアクセス環境の整備に努めた(資料8-22)。

(2) 図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的知識を有する者の配置

中央図書館の職員は5名で、全員が司書資格を有する(資料8-19)。その他、閲覧及び整理業務の一部とカウンター業務等を業者委託しているが、委託スタッフ8名中7名が司書資格を有する。専任職員・業務委託スタッフには研修・講習会への参加を奨励し、専門性・技術力の向上を図っている。

【点検評価項目④】教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1: 研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制
- ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

(1) 研究活動を促進させるための条件の整備

大学としての研究に対する基本的な考えの明示

本学での研究に関する基本的な考え方として、学則及び大学院学則の第1条に、「専門の学芸」「学術の理論及び応用」についての教育研究の実施を「目的」として定め、そのた

めの「教育研究等環境の整備に関する方針」（資料 8-1）として、以下の内容を提示している。

- ・教育研究活動の質向上及び推進を図るため、適切な研究環境・条件の整備、競争的研究資金の獲得支援、ティーチング・アシスタント（TA）等の人的支援体制などの研究支援体制の整備に努める。
- ・教員の教育研究活動及び学生の学修を支援するため、ICT 環境を整備するとともに、情報の適切な取り扱いに資するため、全学的な情報リテラシー教育を充実させ、教職員及び学生に情報倫理の周知を徹底する。
- ・適正な研究活動の実施に向けて、研究倫理の遵守・不正防止を含めたコンプライアンスに関する全学的な取り組みに努め、研究倫理規範への高い意識を涵養する。

研究費の適切な支給

研究費には、教員研究費、研究旅費、教員図書費、学科図書費があり、教員研究費、研究旅費及び教員図書費を毎年度次のように支給している（資料 8-23）。

	専任教員	招聘教員	ランゲージ・チューター
教員研究費	300,000 円	150,000 円	50,000 円
研究旅費	150,000 円	75,000 円	50,000 円
教員図書費	150,000 円	75,000 円	50,000 円
合計	600,000 円	300,000 円	150,000 円

ただし、大学院担当教員には教員図書費として 50,000 円上積みし 200,000 円を支給している。また、研究の進展状況により、教員研究費と教員図書費、研究旅費と教員研究費の間で流用が認められている。特に研究旅費について、教員研究費を流用して支出する場合は、年間 10 万円程度としており、海外で開催される学会での研究発表及び学会出席の場合は、20 万円を限度に支出することができることとしている。なお、外国語担当専任講師の研究費は年額 10 万円である。

なお、本学専任教員の授業等の改善に関する取組みや研究活動等に対して助成し、推進を図る目的で、教育研究活動推進費の募集が毎年行われ、授業等の改善に関する教育的取組みについては予算額 100 万円から、有為な研究活動に対しては予算額 200 万円から、それぞれ交付し、学長が必要と認める場合、その他教育研究活動推進費を予算額 100 万円から別途交付することとしている（資料 8-24、資料 8-25）。

学科図書費として、各学科、センター、大学院に、図書費（例：英米語学科 250 万円、その他の学科 120 万円、センター 60 万円、大学院 120 万円）が支給されている。

外部資金獲得のための支援

外部資金獲得のための支援については、全学の教員に対して公募情報に関するメールでの通知を行うとともに、本学ウェブサイトにも当該資料を掲載し、学内説明会を開催して教員（研究者）に公募情報を説明している（資料 8-26）。また、科学研究費の獲得に向け

た支援として、これまで数多く採択された教員（研究者）から、申請書類の記載方法について、学内説明会で要点を説明する機会を設けている。

研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

教員研究室は、1人1室、あるいは数名で1室が確保されている（資料8-27）。全ての専任教員（助手を除く）及び招聘教員（2022年度は該当者なし）に研究室が与えられている。外国語担当専任講師、ランゲージチューターについては共同研究室が用意されている。

これらの研究室には、机、椅子、書架などの基本的な備品の他に、学内LANに接続されたパソコンも配置されている。研究室は15㎡以下の部屋もあるが、平均で20㎡である。

また、各学科には、学科事務室が用意されている。専任教員は、週当たり6コマを担当することとしている。この他に、オフィスアワー、教授会をはじめ各種委員会に参画する。出校日数は原則として4日で、研修日が1日ある。紀要の発行については、本学の研究誌として密度の高い研究成果を広く内外の学界に対して問うもので、学界に寄与するものである。1989年から外国語学部で、2004年から現代国際学部でそれぞれ発行されてきたが、2018年度から名古屋外国語大学論集として、原則として1年に2回発行されるようになっている。研究論文・研究成果の公表を支援する措置は、名古屋外国語大学出版会の創設（2015年）とともに、研究成果・教科書教材等の出版を行っている（資料3-11【ウェブ】）。本学の研究・教育の情報発信、研究の深化、教養教育の質の向上等に資するものとして、既存の国際コミュニケーション研究所を発展的解消し、ワールドリベラルアーツセンターを2015年に設置して、講演会・討論会等を本学や学外で開催している（資料3-3【ウェブ】）。2021年度には、オンライン講演会、シンポジウム、コンサートなどのイベントを開催した。

ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

大学院生のティーチング・アシスタント（TA）、学部生によるスチューデントアシスタント（SA）の制度が設けられ、それぞれ、規程に基づき、前者は授業補助、後者は事務補助に当たっている（資料7-60、資料8-28、資料8-29、資料8-30、資料8-31、資料8-32）。

オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制については、オンライン授業の実施に当たっての機器の使用、授業方法、学生への対応についてのFD研修会を毎年度実施するとともに、トラブル発生時の対応として、教室に近い学部事務室、メディア情報・データ科学センター、教務課に連絡し、支援を受けられることを定め、SA（学生アシスタント）を募集し、対応の援助も行っている。

【点検評価項目⑤】研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・規程の整備
- ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

(1) 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

規程の整備

本学は、研究倫理を遵守するために必要な措置として、公的研究費をはじめとした公費の運営・管理体制の基盤となる、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 2 月 18 日改正、文部科学大臣決定)に基づき、2014 年 12 月に「名古屋外国語大学公的研究費の適正運営・管理の基本方針」を策定(2021 年 4 月改定)し、2015 年 1 月から 3 月にかけて、「名古屋外国語大学における公的研究費の運営・管理に関する規程」、「名古屋外国語大学における公的研究費の不正使用の防止及び対応に関する規程」を整備している。また、「名古屋外国語大学における公的研究費の適正使用に関する行動規範」を 2008 年 10 月に策定するとともに、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日改正、文部科学大臣決定)に基づき、「名古屋外国語大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を策定している。本学で定めたこれらの規程は、文部科学省の参考・関連リンク、並びに、研究者向け・管理者向けの動画とともに、すべて本学ウェブサイトで公開している(資料 8-33【ウェブ】)。

教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供(コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等)

本学での研究倫理を遵守するための具体的な取り組みとして、最高管理責任者である学長は、2014 年 12 月に公的研究費の適正運営・管理の基本方針を公表し、学内研究者と関係事務職員の研究倫理に対する意識向上を図るための方針を明らかにし、研究担当副学長が、教授会を活用してコンプライアンス教育を実施し、不正行為の予防的観点から、本学の行動規範の確認、機関内の責任体系、関係規程等の整備予定について説明会を実施している。その後、不正問題の重要性に鑑み、不正に対する意識の向上が図られることを目的とし、行動規範に基づいた公的研究費の使用について、総ての教員が学長に誓約書(資料 8-34)を提出することとしている。

この他、コンプライアンス関連の情報伝達として、科学研究費助成事業に係る研修会、同公募要領説明会、科研費採択者への執行要領説明会を開催し、責任ある研究活動の推進のため不正を発生させる要因を調査・把握するとともに、不正防止に取り組んでいる。一例をあげれば、物品等の購入に係る不正を防止するため、学内に検収担当者を委嘱し、必ず当事者以外の者がすべての購入物品の検収を行うなどの取組を行っている。また、科学研究費助成事業については、内部監査の実施を通し、不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定に努めている。2015 年 9 月には、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日改正、文部科学大臣決定)に係る研究倫理教育の受講管理について、学内研究者と関係事務職員に対し、「科学の健全な発展のために— 誠実な科学者の心得—」の通読を求め、通読後、受講完了日の記載を含む「誓約書・研究倫理教育受講確認表」(資料 8-35)の提出を義務付け、各章の内容の理解度を確認するために受講アンケートを実施した。アンケートの回答では、「責任ある研究活動の具体的なポイントが理解できた」等の声があり、研究倫理教育の導入として一定程度の効果があったと考える。

研究倫理を遵守するための必要措置として、機関内の責任体系を明確化している。学長名で本学の公的研究費の適正運営・管理の基本方針を公表し、統括管理責任者である研究担当副学長が、コンプライアンスについての説明を行い、コンプライアンス推進部署を経て、「研究倫理教育」の通読の実施が行われた。また、公的研究費の使用に関するルール等の相談窓口（庶務課）及び不正な使用等の通報窓口（学外弁護士事務所）も本学ウェブサイト公表している（資料 8-36）。学長のリーダーシップ機能が強化され、教職員が誠実に職務に取り組める環境が整備されている。さらに、2022年7月の学長室会議で「コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画」（資料 8-37）を定め、全学・部局・各部署での四半期毎の取組を確認し、コンプライアンス教育・啓発活動を全学的に取り組む体制と実施計画を策定している。学長のリーダーシップ機能が強化され、教職員が誠実に職務に取り組める環境が整備されている。

また、適法かつ公正な業務の運営を確保し、本法人及び学校等に勤務する役員、教育職員及び事務職員等（非常勤を含む。以下「教職員等」という。）による法令違反又は不正行為等を防止するとともに、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づく教職員等及び構成員等（教職員等以外の学校等の同窓会、講演会、学生会等の関連組織の構成員及び本法人及び学校等の取引事業者の労働者）からの通報及び相談に適切に対応し、当該教職員等及び構成員等（以下「通報者」という。）の保護を図り、本法人におけるコンプライアンスの推進を図ることを目的として、学園全体を包括するコンプライアンス規程（資料 8-38）を定めている。

研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理に関する学内審査は、「研究倫理審査手順書」（資料 8-39）に従って、学長室会議・公正研究委員会で実施している。申請者が「人を対象とする研究に関する倫理審査申請書」（資料 8-39）を科研費担当課長に提出し、科研費担当課長が記入内容を確認後、庶務部長、大学事務局長、副学長（研究担当）に回覧による事前相談を行い、申請書類に不備がない場合、学長室会議・公正研究委員会による審査を経て、学長による承認が得られた場合は、審査結果の通知を行い、研究の終了後、研究結果を公表することとしている。

研究科においては、修士論文又は課程博士論文を提出する資格を有する者が学位論文の資料とするために行う学外調査の適切性に関し、当該研究機関等から保証を求められた際にその保証をするための審査について規程（資料 8-40）を定めている。なお、修士論文および課題研究の評価の観点と評価基準に「倫理性」を設けている（2022 大学院ガイドブック p.14）。

【点検評価項目⑥】教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<p>評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上</p>

(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

本学では、教育研究等環境について、学生へのアンケート調査結果や部局等の点検・評価結果を踏まえて、学長室会議で審議を行い、その結果をもとに、関係部署で改善に取り組み、本学の教育研究等環境の質を保証することに努めている。施設・設備等の維持・管理については、法人内の施設課と企画調査課で定期点検や日常の点検及び修理を行っている。また、施設・設備・学習環境等の改善については、学生への調査結果や部局等の点検・評価結果をもとに、学長室会議で審議を行い、その意向を踏まえて、法人・法人総務課からの指示により、関係部署である施設課、教務課、電算システム室、メディア情報・データ科学センター、中央図書館が、改善を実施している。さらに、研究活動の支援については、支援についての説明会等を実施後のアンケート結果（評価結果）を参考にして、必要に応じて、学長室会議で審議を行い、大学全体・関係部局で改善を行っている。

（２）点検・評価結果に基づく改善・向上

本学での COVID-19 の感染防止のため、既存のキャンパスで受講者密度を 2/3 以下にして対面授業を実施することができるかについて、各学部・学科で時間割・授業の教室配置・受講者数等を教務課とともに点検し、その結果をふまえて、学長室会議、法人との将来戦略会議で審議を行い、受講生数が多い講義科目群をオンライン方式で実施するとともに、既存のキャンパスに加えて新キャンパスを設置して、2021 年度 2 期から両キャンパスでの授業を実施することを決定し、教室環境、授業方式、開講計画・時間割等の整備を随時行い、両キャンパスで受講者密度を 1/2～2/3 以下にして授業を実施している。

なお、2020 年度当初に全学生を対象にして、機器の整備も含めたオンライン授業の受講環境について調査を行い、その結果をふまえて、学長室会議で審議を行い、機器の貸与、学生からの質問等への対応、録画等でのオンライン受講の受講方法の指導、大学でのオンライン受講環境の整備を関係部署で実施している。

研究活動の支援については、新任教員研修会、科研費執行要領説明会、科研費応募説明会、研究倫理・コンプライアンス教育を実施し、研究活動の支援とともに研究倫理・コンプライアンス教育を実施し、参加者へのアンケート結果に基づき、その後の講話内容を受講者の理解度・希望に則して改善するとともに、学長室会議でコンプライアンス懇話会を開催し、年間の実施計画と各部局の管理者の役割についての認識を共有し、部局の研究活動の支援とともにコンプライアンス・研究倫理の遵守に向けて全学的な取り組みとなるように努めている。なお、コンプライアンス懇話会での実施後のアンケート調査結果で要望があった不正の事例については事後にさらに周知を図っている。

【2】長所・特質

研究活動を促進させるための支援として、研究費が専任教員全員に十分に支給されている。また、授業等の改善や研究活動等の助成・推進の目的で教育・研究推進経費の募集が行われ、選考を経て有為な活動に対して経費が交付される仕組みが設けられている。さらに、学科図書費として、各学科、センター、大学院に図書費が支給されている。大学独自の出版会も設けられ、教職員の教育研究活動の成果に公表に寄与している。教育研究活動への経済的支援は十分である。

【3】問題点

なし

【4】全体のまとめ

本学では、学園の「人間教育と実学」の精神に立ち、グローバル人材の育成を目的として、教員の教育力の向上と研究環境の整備及び学生支援等に関する方針を明示している。この方針に基づき、必要な校地及び校舎の設備を整えるとともに、教育研究活動に必要なネットワーク環境や ICT 等機器を含め、必要な施設及び設備を整備している。バリアフリーへの対応を十分に行い、総ての教室を2階部分で連結し移動が容易なキャンパスにしている。中央図書館には図書、学術雑誌、電子情報サービスを十分整備し、学生の学習に配慮した利用環境を設け、司書資格を有する職員を配置し、図書館での学修の効率性を高めている。教育研究活動に対する支援も十分に行い、教育研究活動の促進を適切に実施している。

第9章 社会連携・社会貢献

【1】現状説明

【点検評価項目①】大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1:大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

(1) 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、大学の理念・目的である「卓越した外国語運用能力を礎に共感力と批判的思考力に優れ Society5.0の時代を逞しく生きるための高い知性、行動力、社会貢献の意識を身につけた「世界人材」(グローバル人材)」の育成を目的として、社会貢献・社会連携に関する方針を定め、本学ウェブサイトに公表して(資料9-1【ウェブ】)、国内外の高等教育機関とともに地域社会との連携・貢献に取り組んでいる。

社会連携・社会貢献に関する方針

【社会連携】

- ・国内外の組織との適切な連携体制を整備して、社会連携に積極的に取り組み、本学の教育・研究の向上を図るとともに、その成果及び知見を社会に還元する。
- ・外国語大学、地域の大学等との大学間連携を推進し、教育・研究の活性化・向上を目指し、大学間連携事業に取り組む。
- ・高大連携等を推進し、大学教育に対する理解並びに高等学校教育と大学教育との円滑な接続を図り、連携事業を進める。
- ・企業、産業界、行政との継続的な連携による教育・研究活動に積極的に取り組み、本学が有する知見や人的資源を多文化共生社会の進展に向けて活用し、社会連携の推進を図る。

【社会貢献】

- ・本学の教育・研究の成果を活かして、地域社会との連携・協働を推進し、地域社会の活性化、文化活動等の発展に貢献する。
- ・本学の教育機能を広く社会に開放し、グローバル社会の要請に応じた人材育成に寄与する。
- ・地域社会との連携・協力により、現代的諸課題に関する公開講座を開催し、本学の教育・研究に基づく成果を社会へ還元する。

【地域交流・国際交流】

- ・本学の教育・研究の成果をふまえ、地方自治体や行政との連携・協力により、地域交流に積極的に取り組む。
- ・海外協定校等との教育・研究交流を通じて、国際交流活動を促進するとともに、その成果を国際社会へ発信する。

本学では、この方針とともに、社会貢献・社会連携について、中期計画（“WF P”：World Future Project 2023 at NIFS）を定め、「IV. 国内外の高等教育機関との連携及び地域社会への貢献」として、次の7つの計画を本学ウェブサイトで公表している（資料1-15【ウェブ】）。（1）大学間連携の推進、（2）日進・長久手市内所在大学による連携体制の構築、（3）高大連携の積極推進、（4）世界の「外国語大学」との連携強化、（5）アラムナイ事業の展開とステークホルダー等との連携強化による地域貢献、（6）英語教育及び多言語・多文化教育研究の成果の可視化、（7）リカレント教育実施による社会貢献・地域連携

いずれも、産・学・官等との連携、地域社会・国際社会への協力について、外国語大学としての目的をふまえた計画である。これらの計画は2019年4月に施行され、既に着手している計画も含めて、実現に努めている段階である。

【点検評価項目②】社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1： 学外組織との適切な連携体制

評価の視点2： 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3： 地域交流、国際交流事業への参加

（1） 学外組織との適切な連携体制

・東京外国語大学との教育・研究等交流協定

2013 年度に東京外国語大学との間で教育・研究等交流協定を締結した（資料9-2）。

世界を舞台に活躍できるグローバル人材の育成を目的に、双方の大学で開講する科目の単位互換、合同授業、海外提携校への留学支援、就職活動施設の活用等をその事業として掲げ、2015 年度から毎年度2～3名の本学学生を1年間の国内留学生として派遣している（資料9-3、資料9-4【ウェブ】）。

・全国外大学長会議

1997 年度から、全国の外国語大学（7大学：東京外国語大学、神田外語大学、京都外国語大学、関西外国語大学、神戸市外国語大学、長崎外国語大学、名古屋外国語大学）で学長会議を年1回輪番で開催しており、懸案事項等に対する対処方策、各種情報交換、外国語大学の役割、在り方等について検討を行っている。2022年度で第26回目となり、外国語大学間の連帯感等も生じ、毎回、有意義な会議になっている。2022年度には、「18歳人口が減少する中での志願者にとって魅力的な外国語大学にするための方策について」等などを審議している。この7大学による「全国外大連合憲章」を2014 年度6 月に締結している（資料9-5【ウェブ】）。教育交流や研究交流を通して、それぞれの教育水準をさらに向上させることで、未来に貢献できるグローバル人材の輩出を目指していく。また、全国7外大連携プログラムとして「通訳ボランティア育成セミナー」が、2015年度から毎年開催されており、本学からは毎回10名程の学生が参加している（資料9-6【ウェブ】）。

・愛知学長懇話会による単位互換

2002(平成14)年度から、愛知県下の大学が参加する「愛知学長懇話会による単位互換制度」（資料9-7【ウェブ】）が発足し、本学もこれに参加している。本学の学生が他大学

の授業を受講する場合の資格は、2年次生以上で、毎期3科目6単位以内としており、本学の卒業要件となる単位として最大12単位まで認定している。2017年度から2021年度の本学学生の他大学での履修申し込みを含めた実績は合計16名で、同様に他大学学生の本学授業科目への履修申し込みを含めた実績は4名である（資料9-7【ウェブ】）。

・（近隣）五大学共同図書環（館）の連携事業

本学を含む近隣の5大学（名古屋外国語大学、名古屋学芸大学、愛知県立大学、愛知県立芸術大学、愛知淑徳大学）による連携事業に参加している。2008年度に5大学と公共機関（長久手町、愛知県図書館）で文部科学省の戦略的大連携支援事業としてスタートし、2011年度より5大学の共同図書環事業として継承した。教養教育に関する共同蔵書を作り、これに連動する新たな教育学習情報の共有化ネットワークシステムを構築することで、大きな成果をあげてきた。2014年度からは「大学共同図書環（館）」として、教養教育の充実をベースに大学間・学生間の交流ができる場を提供している（資料9-8【ウェブ】）。また、本学図書館は近隣住民の方の生涯学習に資するため2003年から地域に開放している。

・東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての大学間連携

2020年度に開催された東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け、2014年度に、全国の大学との組織委員会がそれぞれの資源を活用し、オリンピック教育の推進や大会機運の醸成等、相互に連携・協力体制を構築する連携協定を締結して、大会に向けた取り組みを行った（資料9-9【ウェブ】）。

・なごや環境大学との協定

2017年11月、名古屋市が実質的な運営主体となっている「なごや環境大学」と連携協定を結んだ。この協定は、両者が保有する知的資源、人的資源およびネットワーク等を活用し多様な分野で事業を行うことで、持続可能な地域社会の実現に向けて協働して活動することを目的としている。具体的には、なごや環境大学側で企画した活動に外大生が参加する（資料9-10【ウェブ】）。

・愛知県立芸術大学との協定

2018年3月、愛知県立芸術大学と連携協定を締結した。両大学が持つ優れた教育・研究活動の資源とその実績を相互に連携・協力して活用することにより、それぞれの大学の教育・研究活動の一層の活性化を図り、もって地域社会のさらなる発展に寄与することを狙いとしている。その一環として、愛知県立芸術大学院生によるランチタイムピアノコンサートを企画し、学内施設にて2018年度から開催している（資料9-11【ウェブ】）。

・高等学校との連携

2011年度から、県内大学と愛知県教育委員会が連携し、大学と初等・中等教育学校との情報交換を行う「連携推進会議」を設置し、その連携協力によってウェブサイト「あいちの学校連携ネット」（資料9-12【ウェブ】）を立ち上げ、高校生向けに大学情報提供を開始するとともに、大学生による学校現場での学習支援、高校生の大学講義体験といった事業を始めており、本学もこれに参画している。更に高等学校との高大連携事業として、2012年度から私立東海学園高等学校と、2014年度から岐阜県立大垣北高等学校とそれぞれ提携を結び、英語コミュニケーションに関する授業などを実施してきたが、コロナ禍でこの数年は中断している。なお、2022年度に愛知県立商業高等学校と協定の締結を予定し、ビジネス英会話、中国語の指導、国際会計検定（BATIC）の対指導や大学の授業の特

別聴講、学生・生徒間でのワークショップ等の諸活動の実施を計画している。

・産学共同システムの確立

本学の2014年度から過去3か年の就職実績において、とりわけ、航空業界への就業が顕著な傾向を示している。2015年8月1日付で日本航空株式会社、株式会社ANA総合研究所、株式会社ドリームスカイ名古屋の3社と国際的人材育成に寄与することを目的とする包括的連携に関する基本協定書（同年8月1日発効）を締結した。広く人的・知的資源の交流と活用を図り、教育・研究・文化などの分野において、社会の発展と教養豊かな国際人材育成に寄与することを目的としたものであり、教育研究の成果を適切に社会に還元する一環と捉えている（資料9-13【ウェブ】）。

・西川流家元との連携

2018年3月、日本舞踊西川流四世家元（西川千雅氏）とインターンシップと講義の実施に関する協定を締結した（資料9-14【ウェブ】）。この連携により、留学生及び学生対象の授業（「ジャパNSTADYーズ 902（特殊講義）」において、同家元から日本の伝統文化の基礎や伝統芸能を直接学ぶことができる貴重な機会を得た。また、西川流の稽古場における体験学習や実際の講演準備等の見学等も行っている。

・愛知県との多文化共生社会づくり等に係る連携

2015年3月、本学と愛知県は多文化共生社会づくりに連携して取り組む協定を提携した。人材育成を共同で推進するため、防災や教育等を担当する県の職員に本学大学院グローバル共生コースの講師として行政の取り組みや課題を講義していただく他、本学では災害時の通訳ボランティアの育成や多文化共生に関する県民向けの公開講座等の実施、日本語教育の推進等に協力していく（資料9-15【ウェブ】）。

・日進市・長久手市との英語教育インターンシップ実施に関する協定

2008年12月に日進市及び長久手市（当時長久手町）と市内の小・学校において、学校教育の現状を知り、児童生徒との交流を通じて必要とされる支援を行うことで教職に対する理解を深め、教師の仕事と教職の意義を学ぶことにより、資質及び意識の向上を図り、教職への志望を確認強化することを目的とする協定を締結した（資料9-16【ウェブ】）。

・日進市との連携協力に関する協定

本学は2009年度に日進市と連携協定を締結し、日進市行政改革推進委員会、リニモ沿線合同大学祭、留学生と保育園児の交流会、日進市姉妹・友好都市委員会、中学校第二外国語導入事業等を通じて、地域貢献及び地域創成事業に積極的に取り組んでいる。

2009年度に併設の名古屋学芸大学並びに名古屋学芸大学短期大学部とともに、日進市との連携協力に関する協定を締結した。これは、本学（名古屋学芸大学を含む）と日進市が、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、幅広い分野で相互に連携協力し、地域社会の発展に寄与することを目的としており、連携協力する事項としては、（1）日進市のまちづくりに関すること（2）地域の活性化に関すること（3）知的資源及び物的資源の相互活用に関することなどで、市の国際交流事業活性化に対する支援、市が主催する教育・文化活動への教員・学生の派遣にも協力している（資料9-17【ウェブ】）。

・中津川市との包括連携協定

2017年7月、岐阜県中津川市との間で、地域社会の発展、人材育成及び学術の振興に寄与することを目的として包括協定を締結した。観光と地域創生の面で学ぶ機会を得る一方、

同市の発展に貢献することを目的としている。今後の具体的な取り組みは、世界共生学科の「地域創生科目」のフィールドとして、学生が地域の具体的な課題を発見し、グループでその解決策を考える問題解決型授業（アクティブラーニング）の実践や同市へのインバウンド観光客のサポート活動に取り組んでいく（資料9-18【ウェブ】）。

- ・南木曾町との包括連携協定

2021年2月、長野県南木曾町と教育研究や地域・産業振興、まちづくり等に関する包括協定を締結した。南木曾町と更なる友好関係を深め、地域の課題に適切に対応し、地域社会の発展に寄与することを目指す。2018年度より、地元団体の協力を得ながら外国人観光客へのアンケートの実施やまちづくりへの提言等の支援活動を微力ながら行ってきたが今後も継続して課題の現地調査やまちづくりへの提言をする他、移住体験型住宅のワークショップ等を行う予定である（資料9-18【ウェブ】）。

- ・三重県三重郡菰野町との連携

2014年度以降、三重県三重郡菰野町との間で包括的連携協定を交わし、地域資源、知的資源及び人的資源等を活用し多様な分野での事業展開を企画しており、その一環として、本学学生による同町の観光資源に関する情報発信、学長等による講演を行っている（資料9-19【ウェブ】）。

- ・愛知県教育委員会との包括連携協力に関する協定

2023年3月に愛知県教育委員会との包括連携協力に関する協定を締結し、本学のリベラルアーツ教育が愛知県における中高一貫教育の教育方針と一致することから、相互に連携を深めることとし、高大接続、教員の派遣、高校への講演などを行うこととした。

（資料9-20【ウェブ】）

（2）社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

- ・公開講座の開設

本学の活動内容を広く一般市民に周知し、また、教育研究活動を通して得た成果を地域社会に還元するための方途として、公開講座は有効な手段である。

本学ではワールドリベラルアーツセンターや学科主催による講演会を定期的実施している。受講者は、主に学生及び教職員であるが、一般市民にも広く開放しており、毎回、かなりの数の参加者を得ている。講座の内容は、広く世界の諸地域の文化や歴史等に及んでおり、外国語大学ならではの独自の講座として一定の成果を挙げている。また、名駅キャンパス(サテライト)では、2022年4月より、「12の教養、12の言語」をキーワードに、社会人を対象とした「名古屋外国語大学オープンカレッジ(公開講座)」を春期及び秋期に開講している(資料3-3【ウェブ】、資料4-15【ウェブ】、資料9-21【ウェブ】)。

- ・英語教員ワークショップの開催（教育研究の成果の社会への還元）

本学では、愛知、岐阜、三重、静岡、長野5県下の主に中学校及び高等学校の現職英語教員を対象とし、コミュニケーション重視の実践的な指導方法、指導能力の向上と英語能力のスキルアップを目的に2001年度から「英語教員ワークショップ」を開催しており、この間延べ4,200名を超える教員が受講し、2022年度は年間で374名（実人数150名）であった（資料9-22【ウェブ】）。

・地域住民への図書館開放

大学の社会貢献として図書館の地域開放が期待されるが、本学では市内の他大学に先駆け2003（平成15）年から日進市民に対する館内閲覧サービスを開始し、その後、対象地域を近隣住民に拡大した。現在では地域を制限せず、遠方からの市民のニーズにも応えている。

なお、図書館を利用できる期間や時間はいずれも本学構成員と全く同じであり、地域住民を区別することなく開かれた大学図書館としてその役割を果たしている（資料9-23【ウェブ】）。

（3）地域交流、国際交流事業への参加

・地域での国際交流

本学では留学生との交流は本学在學生に限らず、地域住民とも積極的に行っている。本学の所在地である日進市、及び隣接する長久手市のそれぞれの市役所及び国際交流協会が企画するお祭りやイベント、週末ホームステイ、小中学校での生徒との交流に本学留學生が参加している。

2008年度からは「地域交流会」という茶話会を本学主催で行い、留學生と地域住民が交流できる機会を提供し、好評を得ていた。しかしながら長引くコロナ禍により、2020年度以降留學生の来日が途絶えていたため、地域との国際交流も実施できなかった。2022年度春季より、留學生の受け入れも再開しており、新型コロナウイルスの感染防止に努めつつ、交流の機会を模索したい（資料9-24【ウェブ】）。

・国際交流協定

本学では、2022年1月18日段階で、アメリカ、フランス、イギリス、オーストラリア、カナダ、中国などの大学180校と国際交流協定を締結し、留学、国際交流などを実施している（資料9-25【ウェブ】、資料9-26【ウェブ】、資料9-27【ウェブ】）。本学は加速化する国際教育のニーズに対応すべく、學生の海外派遣プログラムを幅広く支援している。

さらには、留學生の受け入れを積極的に行うことで、異文化理解の促進や、キャンパスのグローバル化を推進している。海外留学においては、圧倒的な派遣実績もさることながら、その内容の充実とユニークさが世間の注目を集めている。

例えば長期留学プログラムの中に、一定の基準を満たせば人数制限なく参加が可能な「留学費用全額支援留学（TESS）」（「TESSⅠダブルディグリー留学」、「TESSⅡスタンダード留学」、「TESSⅢ2か国留学」、「TESSⅣ航空サービス」）、有給実習を含む「UCR特別留学（ディズニー国際カレッジコース）」などがある。これら国際交流プログラムの多くは、本学と協定関係を結んでいる海外の大学との連携により成り立っている。

【点検評価項目③】社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

社会連携・社会貢献についてのアクションプラン（WFP）の達成度評価は、他の中期計画と同様に、毎年度、大学全体・各部署で行われているが、2019年4月に施行後、3年目となる2021年度末は、担当部署、担当副学長が点検・評価を行い、学長が最終的に総合評価を実施し、学長室会議、大学評議会にて達成度、総合評価の発表が行われ、その後、教授会で報告を行っている（資料9-28）。

(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、2018年5月以降、地域連携研究・地域連携教育に関する地域社会からの要望の受託窓口として、名古屋外国語大学グローバル共生社会研究所（Research Institute for New Global Society 略称 RINGS）を置いている（資料9-29【ウェブ】）。

名古屋外国語大学グローバル共生社会研究所の目的は、「主として地域の多文化共生化に伴う事象に関する研究活動を、地域社会との連携のもとに行い、その成果をもって地域が直面する諸問題の解決に寄与すること」ならびに「本学の各学部・各学科あるいは専任教員が地域社会との連携のもとに実施している教育活動に対し、本学が有する知的・人的・物的資源を適切に活用することを通じて必要な支援と助言を行い、もって本学学生の能力向上を図るとともに、地域の発展に貢献すること」である（「名古屋外国語大学グローバル共生社会研究所規程」第2条、資料9-29【ウェブ】）。

本研究所の活動は、大きく地域連携研究・地域連携教育に二分され、それぞれにプロジェクトを推進するための部門を設けている。各グループならびに各研究員の地域連携活動については、本研究所ウェブサイト（資料9-29【ウェブ】）に掲載している。研究所の活動状況については、2018年度に組織の整備を進め、2019年度より地域連携を伴う研究教育プロジェクトが始められたものの、2020年度初頭からの新型コロナウイルス感染症の拡大により本学の地域連携活動は1年以上にわたり休止を余儀なくされたが、その後、日進市提案型大学連携協働事業などを積極的に進め（資料9-30）、今後の活動については、本学の将来ビジョンである「World Future Project 2023 at NUFSS」に「グローバル共生社会研究所事業の活性化と発信力強化」が盛り込まれており、地域連携のさらなる強化を図る方針が示されている。

【2】長所・特質

本学では、グローバル人材の育成を目指して、2022年1月18日段階で、アメリカ、フランス、イギリス、オーストラリア、カナダ、中国などの大学180校と国際交流協定を締結し、留学、国際交流などを積極的に実施している。学生の海外派遣プログラムを幅広く支援し、留学生の受入れを積極的に行うことで、異文化理解の促進とともに、キャンパスのグローバル化を推進している。また、教育研究の成果の社会への還元のひとつとして、2001年度より、愛知、岐阜、三重、静岡、長野5県下の主に中学校及び高等学校の現職英語教員を対象とし、「英語教員ワークショップ」を開催して、コミュニケーション重視の実践的な指導方法、指導能力の向上と英語能力のスキルアップに取り組んでいる。さらに、世界共生学科の「地域創生科目」のフィールドとして、学生が地域の具体的な課題を発見し、グループでその解決策を考える問題解決型授業（アクティブラーニング）の実践や連携先

の自治体・地域へのインバウンド観光客のサポート活動に取り組んでいくことで、学修成果の深化と社会連携・社会貢献の取組みの進展が双方向的に期待できる点が特色となっている。

【3】問題点

なし

【4】全体のまとめ

大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を定め、大学のウェブサイトにも明示している。また、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組みを実施している。また、教育研究成果を適切に社会に還元している。さらに、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っている。

第10章 大学運営・財務

(1) 大学運営

【1】現状説明

【点検評価項目①】大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する 大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1:大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
評価の視点2:学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

(1) 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針は、設置母体の法人全体としての本学に関わる中・長期計画と本学自体がその方向性を具体的に示す中・長期計画の二つの方針が、同じベクトルに立ち、本学発展に向けた統一された目標を中・長期計画として、共有することが前提となる。

前者については、従来から法人の事業計画として年度毎に作成してきたが、2020(令和2)年4月1日施行の私立学校法改正を受けて、改めて、中期計画として2020(令和2)年4月から2025(令和7)年までの5年間について、法人を取り巻く長期的見通し、法人が見直しを迫られる長期的問題、財務面の現状と課題及び中期的対応、人事面に関する現状と課題及び中期的対応、施設面に関する現状と課題及び中期的対応、設置する学校それぞれの教学面状況などについて、運営方針を策定した。(資料 10-0 中期計画)

一方、後者については2019年(令和元年)度に、Society5.0時代の到来を視野に入れ、高等教育の五つの領域における改革を骨子とする「World Future Project 2023 at NIFS」《WFP2023》(資料 1-15【ウェブ】)を策定し、アクションプランとして、これを実行するとともに、具体的に養成する「世界人材」育成の目的のもと、国際化推進ヴィジョン“World Future Project for NIFS”として5年間(2018年度～2022年度まで)の計画を策定(資料 1-16【ウェブ】)し、これを実践することとしている。

同時に、本学の理念・目的、中・長期の計画を達成、実現するために、【運営体制】【法人との連携】【事務組織】【事業計画・報告】【財務】の各項目について、資料 10-1-1 に示す通りの「大学運営の方針」を明示した。

これらは大学の学長室会議、将来戦略会議、大学評議会にて審議し、承認を得た後、学園の評議員会・理事会の承認も得て決定している。

なお、財政面の方針計画は、本学からの要望などの聴取の後、法人が所轄して策定しており、本学は予算要求、予算執行の責任は持つものの、中・長期に渡る財政計画は法人の所掌となる。

(2) 評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

まず、法人の中期計画は、学内専用の規程管理システムにおいて、教職員に周知していると同時に、教育職員には教授会など、事務職員については部課長会議、課別打合せなどを通じて説明を行い、周知を図っている。

また、中期的な計画及び事業計画の進捗・達成状況に関する点検・評価は、2020(令和2)年度以降の事業報告書(資料10-1-2【ウェブ】)に示すように、大きく財政計画、人事計画、FD・SD計画、施設計画の4つに区分し、それぞれの計画について、年度毎に進捗状況を点検・評価し、学内外に広く公表すると同時に、教育職員には教授会など、事務職員については部課長会議、課内打ち合わせなどの機会を通じて説明を行い、周知を図っている。

また、「World Future Project 2023 at NUSF」《WFP2023》、国際化推進ビジョン“World Future Project for NUSF”及び過年度の点検・評価結果は、学内での種々の機関決定を経た後、ウェブで広く社会に公表している。

【点検評価項目②】方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1:適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2:適切な危機管理対策の実施

(1) 適切な大学運営のための組織の整備

学長の選任方法と権限の明示

学長の選任は、「学校法人中西学園組織規程」(資料10-1-3)の第11条第2項に規定される学長選考規程(資料10-1-4)によって選任し、「理事会の議を経て、理事長がこれを任命する。」と定めた手続きにより選任される。

「学長選考規程」第4条第一号に規定される学長の選考が必要となった場合、同規程第5条に基づき、学長候補者推薦委員会が設置される。委員会は、理事及び各学部の教授会を代表する教授各2名並びに研究科を代表する教授1名によって組織され、学部を代表する教授は、学部長の推薦による。

学長候補者の資格は、同規程第3条により、「人格が高潔で、学識がすぐれ、かつ教育行政に関し識見を有する者」(資料10-1-4)と定められており、推薦委員会では、この基準に合う候補者を選考し、理事会に推薦、理事会は推薦のあった候補者について審議、決

定し、理事長がこの候補者を学長に任命する。

また、学長の権限の明示は、「学校法人中西学園組織規程」（資料10-1-3）の第11条第2項に定められているとおり、本学の教学に関する事項を総理し、教職員を統督する権限と責任を有している。

本学学則（資料1-3【ウェブ】）第35条第2項では、「学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」としている。学長は教学組織としての大学の代表者であり、教育研究の最高責任者である。人事面においても、副学長以下部館科長等の選任は理事会で行われるが、副学長は候補者の推薦はいずれも学長が行い、寄附行為（資料1-2【ウェブ】）に基づき一号該当理事として選考に加わっている。

また、学長は、管理運営、教育研究上の重要事項について全学的審議機関である大学評議会を招集し、その議長となる。なお、自己点検・評価委員会、FD委員会、入学試験委員会、学生懲戒委員会など、全学に関わる委員会においても、学長が招集し、議長となっている。このことから、学長権限の内容とその行使については適切である。

役職者の選任方法と権限の明示

副学長の選任は、「学校法人中西学園組織規程」（資料10-1-3）の第12条第3項に規定される「副学長選考規程」（資料10-1-5）によって選任し、「理事会の議を経て、理事長がこれを任命する。」に基づき、理事会がこれを行う。学長は、同選考規程第3条により、大学の円滑な運営を期す上で、教授会の意見を聴取し、副学長候補者を選考し、理事会に推薦、理事会は、推薦のあった副学長候補者について審議決定し、理事長がこの候補者を副学長に任命するプロセスとなる。

「学校法人中西学園組織規程」（資料10-1-3）第12条第2項において、当初、副学長は「学長を補佐し、名古屋外国語大学の運営に関する事項及び学部間に共通する諸事項を統括する」と規定されていたが、平成26年8月の「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」（平成26年文部科学省令第25号）により、「学長の職務を助ける」は「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」（資料10-1-6）を受け、現状の本学学則第35条の2では、「本学に副学長若干名を置く。副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」（資料1-3【ウェブ】）と改定している。

2022年度4月時点で、副学長は①教育・IR推進担当（IR推進本部長）、研究・国際担当、②学生支援担当、③教学マネジメント担当・将来構想担当、④人事企画・総務担当の4名体制になっており、このうち、常務理事・法人事務局長が副学長（人事企画・総務担当）を兼務することにより、法人との円滑な体制が図られている。

加えて、副学長は各所掌の校務について学長を補佐し、学長に事故あるときは学長の職務を代行する。

大学院研究科長、学部長、学長特別補佐及びその他の役職者の選任は、「学校法人中西学園組織規程」（資料10-1-3）第13条第3項、第14条第3項及び第15条3項の「学長特別補佐選考規程」及び「部館科長等選考規程」（資料10-1-7）によって選任し、教授会又は研究科会議の意見を聴取し、理事会に推薦し、理事会は推薦のあったこれらの役職者の候補者について審議、決定し、理事長がこれらの役職者の候補者を任命するプロセスとなる。

他方、大学院研究科長の権限は、同組織規程第 14 条第 2 項において、「研究科長は、当該研究科の教育・研究に関する事項を統括し、研究科の教学を管掌する。」(資料 10-1-7)と定めており、この規程に基づき、研究科長は研究科を代表し、大学院の教育・研究の円滑な遂行に責任を持つ。この立場から研究科会議を招集し、その議長となる。

また、研究科長は、大学院運営会議を開催し、研究科内の管理運営及び大学院の教育・研究上の諸事項について連絡・調整を図る。同会議は、専攻の各コース・分野を代表する教授で構成されており、研究科長が議長となる。この会議では、研究科会議に諮る議題の検討も行われている。また、大学院入学試験委員会が設置され、研究科長が議長として大学院入学試験の責任を有している

学部長の権限は、「学校法人中西学園組織規程」第15条第 2 項において、「学部長は、当該学部の教育・研究に関する事項を統括し、学部の教学を管掌する。」(資料10-1-3)と定めており、本学学則第36条 2 項では、「学部長は、その学部の校務をつかさどり、所属教職員を統督する」(資料1-3【ウェブ】)と定めている。

学部長は当該学部を代表し、当該学部の教育・研究の円滑な遂行に責任を持つ。この立場から、教授会を招集し、その議長となる。また、学部長は、学部運営委員会を開催し、学部内の管理運営及び教育・研究上の諸事項について連絡調整を図る。同委員会は、各学科長等及び教務主任で構成されており、学部長は、同委員会の議長となる。この委員会では、教授会に諮る議題の検討も行われている。

学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」(平 26 年文部科学省令第 25 号平成 26 年 8 月)に従い、学長に加えて、副学長、学長特別補佐、学部長の職務及び権限を明文化するとともに、大学評議会、教授会の役割の明確化を図り、学長を教学に関する意思決定の長としてガバナンスの確立を進めている(「名古屋外国語大学学則の一部改正案 新旧対照表」大学評議会(資料 10-1-6))。

また 2015 年 3 月に、「学長特別補佐規程」とともに学長特別補佐を長とする「教育改革推進室」を設置し、「名古屋外国語大学教育改革推進室規程」(資料 10-1-8)により、学長の指示の下、学部・大学院の再編、教育課程の改善・充実などの重要施策を計画的に実行している。

学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

大学の意思決定は最終的に学長が行い、そのための意見を教授会・研究科会議、大学評議会で聴取する一方で、学籍異動、教育課程等の教学事項については、学部教務委員会で審議され、必要であれば学部運営委員会で調整のうえ、各教授会で審議決定される。

教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べることとしている。

また、教授会規程において、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べるができることとする旨の改定を行い(資料 10-1-9)、決定された事項は、学長または学部長が執行している。

大学院に関しても教学事項に関しては研究科会議が審議機関として役割を果たしている。研究科会議に諮る前に大学院運営会議で調整が図られる。

なお、教員採用人事は、学長室会議での承認を経て、人事教授会、研究科会議で審議され、最終的に理事会において承認される。

教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

本学では、「名古屋外国語大学将来戦略会議設置要綱」（資料 2-12）に基づき、法人側から理事長、常務理事兼法人事務局長、財務担当理事など、大学側から学長、副学長、学部長、研究科長、学長特別補佐、大学事務局長等を委員とする「将来戦略会議」を設置し、経営戦略、教育研究体制の将来構想など多岐にわたり審議する機関を設置し、大学と法人の機動的かつ戦略的経営の中長期的展望に立った、適切且つ円滑な運営に資している。

また、学長の補佐機関として、学長、副学長、学部長、研究科長、大学事務局長を構成員とする学長室会議を「名古屋外国語大学学長室会議規程」（資料 2-9）に基づき 2014 年度に設置し、この 2 つの会議を相互に連携させることにより、法人と大学との統一された管理運営の円滑化、かつ迅速化が図られている。

基本的にこの両会議において、大きく教学側は教育に関する権限と責任を負い、法人側は財政に関する権限と責任を明確化し、両者の協働により大学運営が図られている。

また、寄附行為の選任条項により、1号該当理事として、学長の他、4～7号に掲げる学部長も該当理事として就任することとなっており、各学部の管理運営の方針、要望が理事会で反映されるシステムとなっている。

他方、評議員会においても学長以外に研究科長、学部長、学生部長を寄附行為の定める職指定の評議員としており、それぞれの立場から法人運営方針に対して、率直な意見を述べることができる体制となっている。

(2) 適切な危機管理対策の実施

<ガバナンスの強化、コンプライアンスの遵守、人権問題や法令違反等への対策>

本学では、近時の学校法人に対する社会的状況に鑑み、2021年10月にガバナンス・コードを制定(資料 10-1-10【ウェブ】)、2022年9月(資料 10-1-10【ウェブ】)に点検評価を行っている。

また、教職員がコンプライアンスを推進することにより、本学に対する社会的信頼を確保することを目的に、「コンプライアンス規程」(資料 10-1-11)を定め運用している。

加えて、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、本学の教職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を造ること、取り分け、女性の活躍できる環境整備とその能力を十分に発揮できるようにするため、一般事業主行動計画(資料 10-1-12【ウェブ】)について策定し、ウェブサイトで広く公表している。

他方、ハラスメントについては、「ハラスメントの防止等に関する規程」(資料 10-1-13)を整備し、教員間、教員・学生間、学生間を問わず、ハラスメントの定義や救済申立ての手続を明らかにして、組織体制や運営等を規定している。

<災害等の危機管理対策>

愛知県を含む「南海トラフ地震」は、駿河湾から静岡県の内陸部を想定震源域とするマグニチュード8クラスの大規模地震が予想されており、災害対策を含む危機管理対策として、法人が本学及び名古屋学芸大学を含む日進キャンパス全体で、「危機管理規程」(資料2-10)を定めるとともに、平常時においては、法人事務局長のもとに大学毎、あるいは共通の危機管理委員会を設置し、危機管理委員会を開催し、必要な措置を講ずるとともに、災害発生時では、災害対策本部を設け、具体的な対応を実施することとしている。

なお、防災備蓄品としては、防寒用具、非常用トイレなどの各種物品のほか、3日分の食料や飲料水など、学生及び教職員分約5,000人分を法人が管理し、災害発生時に活用できるよう整え、学生、教職員全員に「防災・減災お役立ちガイド(通称ナマズン)」(資料10-1-14)を配付するとともに、講義室などに避難経路図を提示している。

<新型コロナウイルス対策の実施>

本学では、2020年3月に上記「危機管理規程」に基づき、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行がパンデミック(世界的流行)になりつつあるとして、本学における危機対策が早急に必要との判断から、2020年3月末、新型コロナウイルス対策本部を設置し、教学面、施設面などの含めた大学運営への影響の大きさを想定し、その対策を講じた。

具体的には以下の通りである。

- ① コロナウイルス感染対策におけるアクティビティ指針の公表(資料10-1-15)
- ② ハイブリッド授業対策と教育方法の検討
- ③ 名駅キャンパス(約7,600㎡)開設による密の回避と通学時感染リスクの軽減
- ④ 2020年8月実施の大学内ワクチン接種会場の開設

これらにより、学内における感染予防への意識の高まり、クラスターの未発生、感染者及び濃厚接触者の抑制につながったものと自己評価している。

<海外危機管理対策等>

留学や短期語学研修の機会が多様な本学では、海外留学や海外研修、海外旅行に行く学生のために、危機管理会社の専門家を招いて年2回危機管理セミナーを実施している。海外滞在中に万が一の事態に陥った場合の対処法や、危機を未然に防ぐ方法を習得する機会としている。

<情報等に関する危機管理体制>

本学では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」に基づき、個人番号及び特定個人情報の取扱いについて定めることを目的として、「個人番号及び特定個人情報取扱規程」(資料(10-1-16))とともに、「公益通報に関する規程」(資料10-1-17)も整備して、個人の権利が尊重されるよう環境整備をしている。

特に本学が保有する個人情報の取り扱いに関する基本的な事項を定めることにより、大学における教育活動を推進するための個人情報の収集、管理および利用に関する責務を明

らかにし、学生、教職員等の個人情報を適正に取り扱い、その保護について定めることを目的として、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化に伴いパーソナルデータの利活用が可能となったことを踏まえ、「定義の明確化」「個人情報の適正な活用・流通の確保」「グローバル化への対応」等を目的として、平成27年9月改正の個人情報保護法(平成29年5月全面施行)を踏まえ、情報等に関する危機管理体制の強化に努めている。

さらに、本学が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本学が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的として、「情報セキュリティ基本方針に関する規程」(資料10-1-18)を定め、併せて「情報セキュリティポリシー対策基準」(資料10-1-19)「情報セキュリティ委員会規程」(資料10-1-20)を策定するとともに、本学が保有する情報の公開及び開示に関し必要な事項を定めることにより、その運営及び事業活動に係る社会的説明責任を果たすことを目的に「情報公開規程」(資料10-1-21)を定め、情報等に関する危機管理体制を整備している。

なお、これら評価の「視点2：適切な危機管理対策の実施」に関する諸規程の制定、運用はその総合的観点から法人で一括して所掌している。

【点検評価項目③】予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1: 予算執行プロセスの明確性及び透明性

・内部統制等

・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

(1) 予算執行プロセスの明確性及び透明性

内部統制等

本学の場合、予算編成については、法人所掌であり、「経理規程」及び「経理規程細則」(資料10-1-22、資料10-1-23)を定め、理事会で承認された「中期計画」の達成目標に対する進捗状況を踏まえて、単年度の予算編成方針をもとに単年度事業計画書を策定し、充分な検討と調整を図り目的別予算の編成を行っている。

また、法人全体で予備費を有し、当初予測が不可能で緊急に予算を必要とするものについては、補正予算申請を受け付け、充分検討の上、柔軟に対応している。

なお、予算編成手順は次のようである。

① 予算編成の手順・日程

- ・次年度の収入予測及び予算方針(ガイドライン)の検討(6月中旬)
- ・予算方針の説明及び事業計画書の作成依頼(7月下旬)
- ・施設及び大型設備システム等導入に係る事業計画書に対するヒアリングの実施(10月下旬から)
- ・一般事業計画書及び予算申請に対するヒアリングの実施(1月から2月)
- ・予算編成審議(2月下旬)
- ・暫定予算の内示(3月1日)
- ・評議会・理事会における予算案の審議・成立(3月下旬)

②執行ルールの明確性

予算執行は原則として事前稟議が必要である。ただし、執行額が事前に決定できない実験実習材料や、従量課金される公共料金等は除く。また、予算の目的外の執行及び予算の超過使用は原則として認めない。予算執行における決済基準は次のとおりである。

- ・ 20 万円未満の執行については予算単位責任者の稟議
- ・ 20 万円以上 100 万円未満の執行については法人事務局長の稟議
- ・ 100 万円以上の執行については理事長の稟議

経費の支払（予算の執行）は、予算管理 WEB システムで管理されており、予算化されていない執行及び予算額を超える執行ができないようになっている。

また、予算化された執行であっても社会状況や学園財政の変化により予算の見直しを行えるよう、事前の稟議時に再査定（金額基準による相見積等）している。予算執行の決済基準は、一定の権限委譲を行うことで、運用管理面の効率化を図っている。

本学の予算の執行及び管理においては WEB システムを導入しており、管理者及び利用者は時間や場所などの制限が無く業務可能であり、執行データを加工することにより、有効利用することができる。

予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

この予算制度は改善の過程にはあるが、一部の予算において実績型でなく枠取り型になっており、予算の執行率により決算結果が大きくぶれる要素を有する。また、予算執行の進捗状況の管理については、各部門・部署において業務・プロジェクト別予算の進捗状況を管理する。

本学においては、法人が策定する「中期計画」（資料 10 - 0）及び「単年度事業計画書」に沿った予算執行について、「中期計画」に関しては「ガバナンス・コード」とともに、常任理事会での点検・評価を行い、その一つとして本学における予算執行の効果を分析、検証している。

【点検評価項目④】法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1:大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

(1) 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の事務組織は、法人事務局、名古屋学芸大学を含めた日進キャンパス全体について、法人が採用、昇任昇格、人事異動などを所掌している。

本学では人事考課制度、職能資格制度、職能給賃金制度の3つの柱からなる人事制度（資料 10-1-24）を導入し、本学、名古屋学芸大学及び法人の事務系職員に統一的に適用し、職員一人ひとりの業績や能力が公正に評価され、それが処遇や昇格、昇任、能力開発等に反映されるとともに、活力ある職場の基盤づくりに資することができる制度を構築している。

業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

事務組織を取り巻く状況は、新たな課題を含め、複雑困難化、高度化、多様化してきており、組織編制の見直し、職員の職務能力の向上、業務自体の見直し等に毎年取り組んできています。

具体的には、学生課とキャリアサポートセンターを統合し、学生支援センターを創設し、学生窓口を同一のフロアに集約すると同時に、教務課及び庶務課を同一フロアに隣接させて配備し、ワンストップサービスが可能となるよう事務組織を整備した。

また、増嵩する科研費の申請や執行の業務に的確に対応するため、科研費・学術情報担当課長を置くと同時に学生支援センターキャリアサポートセンターにキャリア教育・資格支援担当課長を置き、就職に関する科目、講座等の運営体制を強化した。

さらに、事務組織の再編に合わせて、大学全体の事務機能の向上を図るため、毎週金曜日の午後に課長クラスを主メンバーとする事務連絡会議を開催し、重要情報の組織横断的共有、業務の連携体制の構築を図っている。

このような組織体制下で、学内イベントにおいては、事務部門総出で役割を分掌するようにしており、新たな業務についても、関連部署の連携体制によって対処するようにし、柔軟、機動的な事務運営を図っている。事務機能の強化のためには、「組織は人がつくる」と言われるように、職員一人一人の職務能力の向上と積極的な職務意識が不可欠である。このため、ビジネスマナー、英会話研修などスタッフ・ディベロップメント（SD）にも意を用いている。

教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

事務組織と教学関係の連携強化については、副学長等（教員）⇔部長（事務職員）の配置による教職協働体制を構築している。具体的には副学長（教育担当）⇔教務部長、副学長（学生支援担当）⇔学生部長、副学長（人事企画・総務担当）⇔庶務部長、国際教育連携推進機構長⇔国際交流部長等が配置され、事務組織と教学組織との連携を図っている。

また、教学関係のほとんどの会議において、事務職員がなんらかの形で出席しており、全学にかかる教学及び管理運営の重要事項を審議する評議会は、事務局がこれを担当し、大学事務局長をはじめ、事務の部課長が列席し必要に応じ資料説明等を行い、議事録を作成する。各種委員会においても事務を担当する事務部署が定められており、それぞれ委員会に属する教員と事務が連携して委員会の運営にあたっている。

【点検評価項目⑤】大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施

(1) 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント (SD) の組織的な実施

他方、事務職員の資質や専門性の向上を図るために、FD委員会主催の講演会に事務職員が教員とともに参加することの他に、スタッフ・ディベロップメント (SD) を別紙資料の通り実施している (資料 10-1-25)。

加えて、新規採用事務系職員については、毎年5月初旬、外部講師による初任者研修を実施するとともに、就任式直後に新任研修と称して法人の「人間教育と実学」の教育理念から、本学の特色、教育課程編成にはじまり、就業規則等の諸規定説明に至るまでの研修を実施している。なお、学外での研修会の参加も積極的に勧め、職員の研修のための予算を十分確保し、学外の各種研修会開催の情報を回覧や掲示で周知させている。必要な時は、上司から直接研究会等の参加を部下に要請している。なお、研修終了後は報告書を提出するようにしている。

なお、学外での研修会の参加も積極的に勧め、職員の研修のための予算を十分確保し、学外の各種研修会開催の情報を回覧や掲示で周知させている。必要な時は、上司から直接研究会等の参加を部下に要請している。

【点検評価項目⑥】大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

・大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

(1) 適切な根拠 (資料、情報) に基づく定期的な点検・評価

(2) 監査プロセスの適切性

「内部監査規程」(資料 10-1-26) は法人において制定され、法人の設置する全ての学校に汎用的に適用できるように規定されており、本学においてもその内部監査により定期的に点検・評価されている。

教育研究に係る諸活動の継続と発展の評価ため、財政状態と経営状況の把握を適正に行うとともに、補助金 (公的資金) を受け入れている組織として会計の正確性と真実性を確保するため、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人中西学園寄附行為第 15 条に基づく「監事監査規程」による監査を実施している。

監事による監査は、専門性を有した外部監事3名により6月に監査計画を策定し、財務状況、教学を含めた業務状況の監査を年間16回程度行った上で、翌年5月に期末監事会を開催し実施している（資料10-1-27）。

また、年2回開催の監事会には、監査法人及び内部監査室も陪席し、監査計画、経過報告を受けるとともに、懸案事項等を積極的に意見交換し、連携を図っている。監事、内部監査室及び監査法人による監査業務は、相互に連携をとりつつ適切な指導、助言、提言を共有し、三様監査が遂行されている。監事監査の報告書については本学ウェブサイト（資料10-1-28【ウェブ】）に公表している。

なお、この監事監査は大きく、理事、評議員の業務監査と予算執行を基本として設置する学校における会計監査に分かれており、定期的監査に加えて、各部署、部門に対する抜き打ちの監査や本学に対しては、学長室会議、大学評議会、教授会へのアトランダムな参加を通じて実施されている。

なお、外部会計監査法人に関する監査は、学校法人会計基準に基づき、適切に実施されており、特に予算執行、会計処理などについて監査法人と内部監査組織との定期的会議も実施されている。

（3）点検・評価結果に基づく改善・向上

大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学においては、上述の通り、「ガバナンス・コード」「中期計画」を点検・評価し、その結果を法人ウェブに掲載し、広く公開している。

この常務理事会を中心とする点検・評価は必然的に大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性が対象となり、仮にどの項目であれ、問題提起されれば、本学においては、まず学長室会議で議論が始まる。その後、必要に応じ、学内の各会議、委員会、部会等で審議され、改善・向上につなげている。

【2】長所・特質

法人の理事、評議員に大学の学長、学部長等役職が選出され、また、「将来戦略会議」法人事務局長の副学長兼務など、法人と大学側が一体となった組織、人事が実行され、円滑な管理運営が実現している

【3】問題点

人事考課制度において、2020年4月以降、コロナ禍の影響、或いは政府方針もあり、在宅勤務やテレワークを推奨してきたが、各個人により出勤勤務、在宅勤務やテレワークの割合が大きく変化しており、これらの新たな勤務形態に対する公平で適切な人事考課制度に対応できないまま現在に至っている。

止むを得ず、この2年間は全職員中位評価「C」として処理し、期末・勤勉手当の支給割合のみ単純な評価結果を反映したが、従来 of 厳密な評価方法とは相違があり、2023年度には新たな人事考課手法を企画する必要がある。

同時にすでに 20 年経過した従来の人事考課の弊害として、高評価と低評価の人材が固定化し始めてきており、人事異動等で多少の改善は見られるものの、今回を好機会と捉え、新たな人事考課を構築する予定である。

【4】全体のまとめ

大学運営に関しては、法人全体として「中期計画」「ガバナンス・コード」を策定し、その一部門としての本学の具体的な「中期計画」をそれぞれ点検評価し、PDCAサイクルにつなげている。

法人の「人間教育と実学」の基本理念は、本学の「リベラルアーツ教育と実践的英語教育」に確実に反映、実効されており、法人と大学、教員と職員が一体感をもって大学運営に努めている。

(2) 財務

【1】現状説明

【点検評価項目①】教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

**評価の視点1:大学の将来を見据えた中・長期計画等に則した中・長期の財政計画の策定
＜私立大学＞
評価の視点2:当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定**

(1) 大学の将来を見据えた中・長期計画等に則した中・長期の財政計画の策定

法人の中・長期財政計画の策定については、2020 年 3 月の理事会において承認された「中期計画 令和 2 年度 期間 5 年間～10 年間」(資料 10-0) を作成し、それを補完する資料として 2020 年度から 5 年間の「中期予算書」(事業活動収支計算書ベース) (資料 10-2-1) を作成している。

「中期計画」では、財政、人事、施設及び教学(学園が設置する大学の策定する中長期計画)面における中・長期的な課題と達成目標を掲げ、中期予算書では設置する大学等の将来計画(新增設・改組等)とそれに伴う人事計画、施設・設備の新增設・改修計画や教学面での事業計画を折込み作成し財務委員会の了承を経ている。

また、校舎新築等の大規模な事業計画については積極的に第 2 号基本金組入れを行い、計画的な財源留保と収支の平準化を図っている(資料 10-2-2)。

なお、名古屋外国語大学においては COVID-19 感染症の対応として、2021 年 10 月からサテライトキャンパスの設置に伴う中期予算書の見直しを行った。

(2) 当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

財務関係比率の目標策定については、学園では、毎年財務委員会において予算編成の重要方針を策定するにあたり、「将来に向け新たな施設設備や事業計画に投資可能な財務基盤を構築するため、法人全体の収益率（事業活動収支差額比率）10%を中・長期の財務目標」を基本としている。

また、大学等を取り巻く経営環境や社会情勢を踏まえた次年度の編成方針を決定し、予算編成の依頼時に重要方針と共に周知している。（予算編成依頼文書の前文）（資料 10-2-3）については事業活動収支差額比率 10%の達成のために、人件費比率 45%、教育研究経費比率 30%及び管理経費比率 15%を目標比率に設定している。

単年度の予算編成の際には予算単位責任者に対しガイドライン（予算枠）（資料 10-2-4）を提示し、申請された事業計画（予算要求額）についてはヒアリング等を実施し査定することとしている。

加えて、決算時においては、法人全体に加え大学、更に学部単位の財務分析した結果（資料 10-2-5）について予算単位の責任者にフィードバックを行い、それぞれの財務の現状と課題を共有し中・長期的な事業計画（予算編成）の見直しが図れる体制を構築している。「予算編成の考え方」（資料 10-2-6）

なお、名古屋外国語大学の COVID - 19 感染症の対応として賃貸借したサテライトキャンパスに伴う費用増加により、その期間において収支均衡を想定している。

【点検評価項目②】教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1:大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)

評価の視点2:教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3:外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、資産運用等

(1) 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

財務分析による財政基盤の裏付けと課題について、法人全体の財務状況は、日本私立学校振興・共済事業団が集計する財務比率の系統別の平均比率及び中部圏の主要学校法人の財務比率（資料 10-2-7）との比較分析に加え、「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」（日本私立学校振興・共済事業団）（資料 10-2-8）を判定の上、毎年多角的に検証しており、その結果は別紙のとおり良好と判断している。しかしながら、2020年に始まった COVID - 19 感染症流行の長期化による外国語・国際系志願者動向や円安、インフレ等の影響によるコスト増の状況については注視が必要である。2022年度には長らく中断を余儀なくされていた海外留学や短期海外研修については、規制緩和により再開されたことやオンライン業界を始め本学の学生に人気のある就職先の雇用再開等の明るい兆しもあるが、

学生生徒等納付金比率が84%(2021年度)を超える本学では入学定員及び収容定員の確保が財政基盤に与える影響は大きいと見られ、現在、全学的にその対応策を検討している。

(2) 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

教学に係る事業計画の履行と財政計画を担保する仕組みについて、本学においては予算制度を補完するため「Web予算管理システム」を導入している。

従って、教学に係る事業計画毎に予算管理が可能となり、併せて事業の進捗状況も予算単位及び管理部門において可視化されている。

また、予算制度では予備費(1億円)による新規の事業計画等への対応に加え、予算流用による事業計画の変更や見直し等に迅速かつ柔軟に対応することが可能となっている。

なお、予備費等でも不足する場合、所定の手続きを経て補正予算できることとしている。

(3) 外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、資産運用等

外部資金(科研費、受託事業、寄付金)の獲得状況と課題については、以下の通りである。

①科学研究費

科学研究費については、2002年度から学長のリーダーシップの元、獲得に向けた研修会や申請説明会の開催、最新の科研費情報の提供、個別相談、或いは研究機関における担当者間の勉強会、情報交換など、採択件数及び交付額の増加を目標に取り組んでいる。

その取り組みにより、採択件数と交付額の推移は下表のとおりである。

【科学研究費の採択件数と交付額の推移】

年度	申請件数	新規(前年度からの継続) 採択件数	交付額(単位:千円) 研究代表者・直接経費(除 繰越・延長)
2017	16	7(15)	13872
2018	8	5(24)	15170
2019	20	10(23)	19050
2020	11	5(26)	19600
2021	8	2(31)	20130
2022	13	4(29)	13344

②受託事業収入

受託事業収入の状況については、下表のとおりである。

2010(平成22)年2月から日進市と包括的事業連携協定(資料10-2-9)を締結し、それ以外に2022年度においては2件、624千円の受託予定となり、地域貢献に寄与している。

今後は受託事業の強化に向け、近隣の自治体や企業に対し語学教育分野での連携事業の提案等を働きかける必要がある。

【受託事業収入の受託件数と受託額の推移】

年度	受託件数	受託額（単位：千円）
2022	1	京大発ベンチャー支援 （田地野彰）324
2022	1	アルカディア受託研究費 （大岩昌子）300

③寄付金収入

寄付金収入については、本学の国際交流事業に対する助成事業（留学及び短期海外研修の学生の海外旅行保険料の一部）として名古屋外国語大学後援会から毎年1,200万円の特別寄付を受け入れている（COVID-19感染症流行による国際交流事業の中断を除く）。

なお、本学の寄付金の受け入れ状況は下表のとおりであり、系統別平均値の寄付金比率（2021年度）に対し低く、寄付金獲得の強化が当面の課題である。

【寄付金額と寄付金比率の推移】

年度	寄付金額（単位：千円）	寄付金比率
2017	13,089	0.2%
2018	16,058	0.3%
2019	14,044	0.2%
2020	5,764	0.1%
2021	14,883	0.2%

④資金運用の状況について

資金運用は、学園全体の中長期的な財政基盤の強化を図り、将来の教育研究の発展に資することを目的とし、「学校法人中西学園資金運用規程」（資料10-2-10）及び「学校法人中西学園資金運用委員会運営規則」（資料10-2-11）に基づき運用している。

具体的には、規程及び規則で定められた資金運用委員会において、年間の資金運用の基本方針を立案し、理事会及び評議員会において承認を得た後、随時資金運用委員会を開催し、基本方針に基づき金融商品の購入・売却について協議するとともに、保有する金融商品については安全性に配慮し管理を行っている。

また、年度毎に、運用結果を理事会及び評議員会に報告し、承認を得ている。

【2】長所・特質

- ・財務比率の目標値が具体的に策定されており、全学的に周知がされている。
- ・予算制度に基づくWeb予算管理システムの導入により、事業計画毎に予算管理が可能となり、事業の進捗状況も可視化されている。
- ・予算制度において予算流用・補正予算による柔軟な対応が可能となっている。

【3】問題点

- ・財政の基盤を学生生徒納付金収入に依存する体質の改善が課題である。
- ・国際交流事業に係る円安、インフレ等の影響によるコスト増の対応が喫緊の課題である。

【4】全体のまとめ

- ・法人において「中期計画」及び「中期予算書」は、名古屋外国語大学の NUS Next を織り込んで計画的に策定されている。
- ・法人の財務状況については、資料 10-2-12 及び資料 10-2-13 に示す通り健全である。
- ・法人全体、大学、学部単位の財務状況について予算単位責任者への提供を行い、財務の現状と課題の共有を図っている。
- ・学生生徒納付金収入に頼らない財政基盤の確立のため、経常費補助金に加え「改革総合支援事業補助金」の獲得を全学的に取り組んでいる。加えて受託事業収入及び寄付金収入の確保に向けた体制を構築する予定である。
- ・名古屋外国語大学の 2022 年度からの収支均衡（予測）については、COVID - 19 感染症対策として設置した「サテライトキャンパス」の運営費による期限的なものと想定している。

以上により、名古屋外国語大学の教育研究活動が安定して遂行するに十分な財政基盤を担保し、予算制度を有していると判断する。

終章

本学では、外国語大学の目的として、グローバル社会で必要な資質・能力を豊かな教養、高度な外国語運用能力、高い専門性として定め、教育の目的と人材養成の目標を可視化して、教育課程・編成、入学者の受け入れに向けて、学則等に明示・公表している。

内部質保証の推進に責任を負う組織として学長室会議を定め、大学評議会、教学マネジメント会議、教学マネジメント推進室、自己点検・評価委員会、IR推進本部と連携して、PDCAサイクルを機能させ、全学の内部質保証に積極的に取り組んでいる。また、学部・研究科等においても、学長室会議等との連携により、内部質保証を適切に実施している。このように、本学の内部質保証システムは学長室会議を軸に、大学レベル、プログラムレベル、授業レベルにおいて有効に機能している。

教育研究組織については、恒常的に点検・評価を行い、グローバル人材の育成を目的として、教育研究組織の改編・設置に努めている。世界共生学部の設置、外国語学部の改編、世界教養学部の開設、研究科の改編、国際教育連携推進機構の設置、国際日本語教育インスティテュートへの改編、メディア情報・データ科学センターの設置、グローバル共生社会研究所の設置など、学長室会議を軸に、関係組織との連携を踏まえて、教育研究組織の改編・設置を実施している。

学部・学科、研究科・課程ごとに、当該学位に適切な学位授与方針を制定し、その方針を踏まえ、教育課程の編成・実施方針を定め、各学位課程で教育課程を体系的に編成している。同様に、初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置、研究科ではコースワークとリサーチワークの適切な組み合わせなど、教育への配慮等を行っている。学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握して評価を行い、単位制度の趣旨に基づく単位認定を行い、学位授与を適切に実施している。教育課程の内容、方法の適切性を定期的に点検・評価し、その結果をもとに改善・向上に努めている。

学生の受け入れ方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づき、本学での教育を受けるために必要な資質・能力、受け入れのための選抜方法、求める学生像について明示し、本学ホームページ等で公表し、同方針に基づき、グローバル人材の養成に向けて、海外帰国生徒、外国人留学生にも配慮し、幅広く多様な能力・資質をもつ学生を受け入れる学生募集方法及び入学者選抜制度を設定するとともに、授業料や奨学金等の経済的支援による学業奨励について実施し、公正で適正な学生募集に努めている。

大学として求める人材像を設定し、学部・研究科等における分野構成、教員の役割、教員の連携等を含む教員組織の編制方針を定め、この方針のもとに、大学全体、学部、研究科ごとの教員数を適切に配置し、各組織の目的に則して、教員の資格、専門分野、年齢構成、国際性、男女比等を考慮して教員組織を適正に編制している。

学生支援については、大学としての方針を適切に明示し、その方針に基づき、学生支援の体制を整備して、学生に対して留学、修学、生活、進路等の支援とともに、正課外活動への支援を実施している。障がいのある学生に対する修学支援については、「障がい学生の支援指針」に基づき、支援を全学的に行っている。学生支援の適切性については、在学時、卒業時などに、学生にアンケート調査を行い、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに、支援の改善・向上に向けた取り組みを実施している。

教員の教育力の向上と研究環境の整備及び学生支援等については、教育研究等環境に関する方針を定め、その方針に基づき、必要な校地及び校舎の設備を整えるとともに、教育研究活動に必要なネットワーク環境や ICT 等機器を含め、必要な施設及び設備を整備している。

大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を定め、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施するとともに、教育研究成果を適切に社会に還元している。

以上のように、グローバル人材（世界人材）の育成に向けて、全学で内部質保証の取り組みに今後も継続的に鋭意取り組む所存である。

本学は 1988 年(昭和 63)年 4 月、外国語学部(英米語学科 100 名、フランス語学科 50 名、中国語学科 50 名)、入学者 242 名で開学した。その後の 34 有余年を経て 2022 年 5 月 1 日現在、1 大学院、4 学部及び留学生別科を合わせて、入学定員 1,164 名、在籍者数 4,505 名迄に拡大、進化し、その間、志願者は減少することなく、増大の一途を続けてきた。

しかしながら、コロナ感染が拡大し始めた 2020 年度から志願者が、開学後初めて減少し、従来からの入学者レベルの確保を優先したことにより、入学定員を割り込む事態になっている。

その要因は、社会的・構造的問題である 18 歳人口の減少は言うまでもないが、一般的にコロナ感染の拡大が外国語系、国際系の志願者に強く影響していると指摘される。

特に女子志願者の退潮傾向が顕著であることは確かであるが、只、これらはコロナ感染の拡大がきっかけと言うだけで、本質的な要因は、第一に我が国の国際的な立場、第二に所謂、総合型選抜等の年内入試志向、或いは男女を問わず理系シフトを推奨するような社会・経済的傾向、第三に IT 活用による言語習得方法の変化、また、国際的にはロシアのウクライナ侵攻や台湾有事などの政情不安の世界的流れにより、若者の海外への憧れ、意欲、志向などの減退を招き、逆に海外への危機感を抱き、日本にいることへの安心・安全に浸る選択を良しとする若者の思考変化を増長していると考えられ、この傾向は今後もおいそれと覆るものではないと思われる。

本学にとっては、今が将に、大きなターニングポイントである。

ならばこそ、改めて本学の美点、弱点を自己点検・評価し、不断に、実直にそして真摯に P D C A サイクルを推し進め、社会に外国語大学としてのレーゾンデートルを示すことが、今できる最善の方途と考える。

次回の認証評価を受審する際には、現在、構想中の改善案を実効あるものとするよう不断に努力し、「名古屋外国語大学」の新しい姿をお示しできるものと確信する。